

# 広島県 薬剤師会誌

2022

隔月発行

11

No.302



〈巻頭特集〉

オンライン対談

「参議院議員 神谷まさゆき先生をお迎えして」



公益社団法人  
広島県薬剤師会



# 広島県薬剤師会誌目次

No.302

## 《巻頭特集》

オンライン対談「参議院議員 神谷まさゆき先生をお迎えして」 ..... 2

## 事業報告

- 令和4年度日本薬剤師会学校薬剤師部会学校環境衛生検査技術講習・学術研修会 ..... 7
- 第8回安田女子大学薬学部卒業後教育研修会 ..... 8
- 令和4年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 ..... 9
- 地对協在宅医療・介護連携推進専門委員会第1回実務者会議 ..... 10

## 研修会報告

- シラバス研修会職域での禁煙支援—総合労働衛生機関としての取り組み— ..... 11
- 健康サポート薬局研修会 ..... 12
- 子どもの病気と薬を学ぶ研修会「Common diseaseを学ぶ」 ..... 13
- 薬事情報センター定例研修会（テーマ：片頭痛） ..... 15
- 認定実務実習指導薬剤師養成講習 ..... 18
- 第61回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 岡山 ..... 19
- 令和4年度「薬草に親しむ会」 ..... 20
- 在宅医療推進に向けた研修会 ..... 22
- 復職支援研修会 ..... 24
- 子どもの病気と薬を学ぶ研修会医療的ケア児について学ぶ ..... 25
- 2022年度緩和ケア薬剤師研修 ..... 26

お知らせ ..... 27

研修会のお知らせ ..... 87

薬事情報センター ..... 93

薬剤師の休日 ..... 104

薬局紹介<sup>⑧</sup> ..... 105

書籍等の紹介 ..... 106

告知板 ..... 106

編集後記・表紙写真解説 ..... 110

保険薬局部会のページ ..... 色紙

薬剤師連盟のページ ..... 色紙

# 巻頭 特集

## オンライン対談 参議院議員 神谷まさゆき先生をお迎えして



令和4年9月21日(水)

オンライン参加

参議院議員  
神谷 まさゆき 先生

広島県薬剤師会

豊見 雅文 会長  
吉田 亜賀子 常務理事

### 神谷まさゆき (かみや まさゆき)

- 誕生日：1979年1月6日
- 血液型：AB型
- 趣味：音楽鑑賞（ポップス）・読書
- 尊敬する人物：イチロー、五木寛之、大江千里
- 好きな言葉：道に志し、徳に拠り、仁に依り、芸に遊ぶ（孔子 論語より）
- 長所：1つのことに粘り強く取り組むこと
- 短所：慎重ゆえに準備に時間をかけすぎてしまいます



**吉田常務理事（以下、吉田）：**司会の吉田です。この度は神谷先生とこのような対談を持てて良かったです。よろしく願います。

**神谷まさゆき先生（以下、神谷）：**本当に皆様のおかげです。この度はありがとうございました。

**豊見会長（以下、豊見）：**豊見です。本日はよろしく願います。

選挙の話になりますが、地方の会長としては神谷先生にお詫びをなくちゃならないような実績で、反省しています。日本薬剤師連盟の体制としても、このままではいけないだろうという気がしています。選挙運動のやり方を含めて反省が多すぎました。これは神谷先生に責任があるのではなく、薬剤師会がコロナに力を持っていかれ

たことにあります。緊急事態のなかで選挙運動は難しいという意見がでることもあり、神谷先生も動きづらい部分があったらと思います。我々もそう言われないようにどうやって運動するかを考えながら過ごした選挙期間でした。最終的には当選という結果で良かったのですが、2年半後と5年半後の選挙に向けて反省するべきところは反省しないといけないと思います。またいろいろとご指導いただけたらと思いますので、よろしく願います。

**神谷：**コロナで都道府県薬剤師連盟の現場が混乱しているなかで受け入れてくださったり、今回のようにオンラインで話す機会をいただいたりと皆様からお力添えをいただきました。振り返ってみると今回の選挙では、私以外もあらゆる組織候補が票を落としているという現状が

ありますので、これからの選挙のスタイルを考えていくことが必要なのかなと私も思います。  
とにかく当選しないことには意味がなかったもので、本当に皆様のおかげです。ありがとうございます。

**吉田：**選挙から2ヶ月が経ちました。現在の状況や率直なお気持ちなどを教えていただきたいです。

**神谷：**当選してすぐは事務所に何も無い状態から始まりました。まずは議員会館の事務所に物を揃えて、ようやく状況が落ち着いてきました。今は厚生労働省のレクを受けたり、会議に少しずつ出席するようになりました。本格的な臨時国会は10月頭からの予定で、それに向けて色々な会議に出ているところですが、初めてのことが多く日々緊張しながら過ごしているという状況です。

**吉田：**お疲れは出てないですか。

**神谷：**はい、大丈夫です。

**豊見：**国会の席にはまだ座られていないのですか？

**神谷：**8月頭に3日間だけ臨時国会があり、初めて本会議場に入り、氏名標をたてて参加しました。参議院の議長の選任がありましたので、初めて札を投じさせていただきました。

**吉田：**神谷先生の席はどの辺ですか？

**神谷：**5列目くらいでしたので、余裕をもって見える位置です。私から議長のほうをみると有名な議員が座っていて色々と意見している様子がよく見えます。

**吉田：**ヤジも聞かれながら（笑）

**神谷：**賑やかですね（笑）

**吉田：**今は拠点を東京に移されていると思うのですが、地元愛知県を離れて東京での生活は慣れましたか。

**神谷：**今は議員会館と宿泊先の往復だけですので、まだ慣れている感じではないですね。  
愛知県と東京の違いとしてスピードが速いなど感じています。私は愛知県のなかでも名古屋市ではなく豊橋市という静岡県との県境で育ちました。広島県でいうと広島市と福山市のような関係です。そういうところで生まれ育ったので比較的のんびりしているんですね。それに比べると東京は人の動きや色々なリズムが速いと感じま

した。  
あと実は私は今まで支払いは基本的に現金だったのですが、これはいかんと思ひまして今はキャッシュレスに変わりました。

**吉田：**生活としていちばん変わったのはそこですね。

**神谷：**東京のリズムにあわせるようにしています。

**吉田：**ご家族も皆さん東京に来られたんですか。

**神谷：**単身です。地盤は愛知県でこれからもやっていきたいと思っています。

**豊見：**週末は愛知に帰るという生活はまだできていないということですね。

**神谷：**できるだけ帰るようにと思っはいるのですが、色々な総会等にお呼びいただいたときは、参加してお礼を申し上げるということを最優先でやっています。

**吉田：**それでは、薬剤師議員としてどのようなことを実現したいですか。

**神谷：**かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師をしっかりと根付かせていきたいです。国政の場においても、そういった概念自体がほとんど浸透していないと感じます。一般の人に理解して活動してもらうことに繋げていかななくてはならないと思っています。

これからの超高齢社会がさらに進んでいくと、間違いなくポリファーマシーが増えていくわけで、そこでキーパーソンになるのは我々薬剤師です。社会保障費が増えていくなかで、どうやって医療を効率化していくのかということに対してかかりつけ薬局・薬剤師の普及は大きな力になります。このことをしっかりと国民に理解し活動してもらう、その整備を薬剤師会と一緒に進めるということが今一番実現したいことになります。

**豊見：**今、コロナの関係で0410対応やCoV自宅などで薬を配送しているのですが、それが当番であったりと、できる薬局が限られています。便利の良い薬局や配達をしてくれる薬局が良いんだと、もともと我々が進めようとしていたかかりつけ薬局の方向と逆の方向に進みそうな気配があり心配しています。

医療機関においてもインターネットで睡眠薬を配送するというクリニックがでてきたり、GLP-1の糖尿病薬を使ったダイエットがネットで宣伝されるようになってきました。今まで考えてきた医療とは反対の方向に進んで

います。我々は当然そこに気を付けながらかかりつけ薬局を進めていかなければならないですが、なかなか難しいなと実感しているところでもあります。

**神谷：**豊見会長の仰るように利便性が先にあるのは相応しくないとします。一方で利便性があるなかでどうやって安全性を担保するのか、そこでどうやって我々の職能を発揮していくのかということは、色々な立場で考えていかなければならないというのは感じる場所があります。

効率化を進めて、かつ安全性をどう担保するのかということは、現場を知っている人間しかなか意見が言えないと思います。それぞれの地域でご苦労されている声、規制や医療を理解していない人と戦っているという声をしっかりお聞きしながら規制や整備を進めていきたいとします。

今後ICT化は間違いなく進んでいきますので、本当に国民のためになる仕組みで進めていかなければいけないと思っています。

**吉田：**コロナ禍でオンライン化が一気に進んだと感じています。対面を優先していた薬局からすると、そのスピードに戸惑うところがあります。

**神谷：**今回、オンライン化がかなり強引に進んだということは否めないと思います。一方で会う方が安心するという声があるのも事実です。先ほどの0410対応に関しても「医療機関へは電話で済ませられ、薬は話を聞いてもらって直接もらいたい」という声がありました。そういった面についてより共感を広めて、また我々が地域で果たせる役割というのをしっかりと理解しなければならぬと思います。

**吉田：**病院の近くの薬局ではなく、患者さんの生活圏のなかに薬局を持つという、本来の意味でのかかりつけ薬局を持つということが、今回の件でのいちばん重要なことかもしれませんね。

**神谷：**今、電子処方箋の整備が進んでいます。特に都道府県薬剤師会さんは苦労していることと思います。電子処方箋・マイナンバーカードを使った認証が進むと、薬の服薬状況や検査値がわかります。この検査値が分かるということについて厚生労働省は薬局に期待していると感じています。そういった意味では吉田先生が仰るように、まさに近所のかかりつけの薬局に行って、服薬の管理や検査値も見てもらうことで、利便性と安心感をもっといただけるという環境になるかもしれません。地域のかかりつけの薬局でかかりつけの薬剤師からもらうと安

心だよ、ということを進めていきたいと思っています。

**吉田：**利便性だけでなく安心してもらえるように、薬剤師自身がこれからも成長していかないといけませんね。

**豊見：**広島は電子処方箋のモデル地区になっています。安佐市民病院をモデルとして始めるのですが、他の地区とは異なり、地域薬剤師会全体で電子処方箋を受け取る予定です。

当初は、厚生省から「安佐市民病院の建物内薬局2件と、全国チェーンの薬局1件をモデル薬局として発表する」という話がありました。そんなことをしてはならないということで、こちらではモデルを地域薬剤師会で用意しているので、準備ができるまで薬局の発表は待っていただくよう依頼しました。現在調整中という発表しかしていませんが、地域全体で電子処方箋のモデル事業を受けようと話を進めています。

医療機関も安佐市民病院だけでなく地域の医療機関を含めて電子処方箋発行の準備をしています。なかなか進んだモデル事業になると思いますので、期待していただきたいです。

**神谷：**ぜひ引き続き詳細を教えていただけると嬉しいですよ。

**吉田：**国会議員になられて、政治を外側から見ているのと、実際に内側に入ることでは何か見方は変わりましたか。

**神谷：**全体の流れの中で薬剤師や薬業界について考えるようになりました。例えば、ウクライナへの軍事侵攻で「国防」というワードが注目されています。国防に関して、我々薬業界は関係があります。医薬品の原料を海外で作っていることや国産ワクチンができないことについてです。いち早くアメリカでワクチンができましたが、これは炭疽菌のバイオテロへの対策として、国民の生命・健康を守ろうという点で国防の一環としてmRNAワクチンの開発が進んでいたからです。そういった点で考えると我々薬剤師や薬業界が大きな流れのなかにあり、色々な部分で関わっていると感じるようになりました。同時に、私たち薬剤師のことを言えるのは薬剤師しかいないと実感しています。先ほどの件にしても、創薬力は大事であるという話になりますし、生命・健康を守るには医薬品が重要物資であることを強く言えるのは薬剤師の資格を持っている人しかいないんです。薬業界・薬剤師がどのように社会に関わっているかを訴えていく重要性を強く感じています。

**吉田：**一見、国防と薬剤師は関係ないような気がしますが、先生の言われるようにひとつ視点を変えると、ウクライナの問題で医薬品の原料が入ってこなくてびっくりすることがありました。

では次に、医療のなかにおける薬剤師のなすべきことを、国会議員の立場からどのように考えているか教えてください。

**神谷：**国政の場において他の医療職も含めて色々な話を聞くなかで、医療のなかで引き算のような形で関われるのは薬剤師しかいないと感じています。

全体の治療は診療報酬を含めて医師がつくっていくのは間違いありません。一方でいわゆる適正化、効率化を進めるのは違う職種である薬剤師がやっていかないといけないと強く感じています。

もう一つ、いわゆる健康寿命延伸が今後極めて重要になってきます。2040年に向けてこれから多死時代に入っていくなかで、どのようにして高齢者の健康寿命を延伸して仕事ができる状態をできるだけ続けていくのか、生きがいや社会参画ができる状況を作っていくのか。平均寿命は延びていきますから、そういうときに力になれるのは薬剤師だと思います。薬剤師が地域で担う役割として、これからやりがいが出てくるのではないかと思います。ポリファーマシーも含めて安全をしっかりと守る、健康寿命の延伸を地域で担う健康サポートのような役割は、これらは社会全体の流れで見ても間違いなく薬剤師が担っていくこととなると非常に強く思うところです。

**吉田：**健康に関して、一般の方から薬剤師がどこに関わるのかという声をよく聞きます。「薬剤師さんにお薬以外のことで何を相談したら良いですか」と聞かれるので、私は「皆さんの健康サポートとして、未病の段階から関われるのは医療業種のなかでも薬剤師だけなんです」というお話させてもらっています。力を入れていかないといけないことですね。

**神谷：**私は候補者の期間中、たくさんの方にお話をさせていただきました。その時必ず話していたのが在宅医療・地域連携・健康サポートの部分です。「どのように病気を予防したら良いのかということ、近所で誰に相談するのかと考えたときに、国家資格という信頼できる資格を持っている専門家に会える場所はどこがあるか考えてみて」と話をすると薬局であると言うと皆さん「あ〜」という顔をされていました。薬学生でもまだそういう発想がでてこないということは、ある意味現実かもしれません。今までの役割をブラッシュアップすることも大切になってくるのかなと思います。

**豊見：**大学教育のなかでも公衆衛生部分は無いに等しいというか、重要視されていないのでそうになってしまうのでしょうか。

**豊見：**緊急避妊薬のOTC化における問題点について、神谷先生にぜひ聞いていただきたいことがあります。今まで緊急避妊薬のOTC化に向けた運動をされていた方々は、緊急避妊薬がOTC化されないのは産婦人科医の利権のように見えていて、女性の性の権利を奪っているのは産婦人科医であるというような解釈をされていると思います。

今後、今の日本薬剤師会が考えている形でOTC化されると、同じように批判的が薬剤師になると私は思っています。今まで医者に聞かれていたことと同じようなことを薬剤師に聞かれて時間がかかるうえ、薬剤師の目の前で飲まなくてはいけないとか、そういった今のままの制限を持ち込むと、緊急避妊薬に対するフリーアクセスを薬剤師が遮っているという批判になるのは当然の話だと思います。

安全性のために必要だと言うことを、フリーアクセスを求めている方たちに納得してもらわないといけません。それとも危険性は少ないので、必要な人が棚からレジに持っていけば手に入るようにするのか。もちろん最初は要指導薬になって、第一類になって…という道は踏むことになると思いますが、このままではいずれはそういう形になります。さらにその先に通信販売で買えるようになるすると、結果的に薬剤師の果たす役割が邪魔にしかないという判断をされてしまいかねないです。その前にしっかりと薬剤師の必要性を説得することができなければOTC化しても意味が無いと思うのです。

そこで、日本薬剤師会では要指導薬に属さない「薬剤師が販売できる医療用医薬品」という新しい位置づけを考えて政策提案をしていますが、消費者に理解していただくことはかなり難しいです。政治家になられた神谷先生の働きが必要だと思います。

ワクチン接種についても同じです。これも利権の問題として片づけられかねないと思います。今実施しているワクチン接種の研修会は、緊急的なパンデミックで打ち手がたりない場合に薬剤師が手伝って良いという内容です。私は「アメリカのようにインフルエンザのワクチンも薬局で打てるようにしようよ」ということを薬剤師会が主張するべきだと思います。それによって医療費を下げ、国民皆保険を続けていくんだという主張をすべきだと思います。

地方の薬剤師会会長としては、薬剤師を医療費削減に使うのだと提言していただきたいと思っております。国会議員としてそういうことで動けることがあれば、是非お願いします。

また先日、渡嘉敷前衆議院議員がHPVワクチンの広報協力依頼で日薬に陳情されたと聞いています。広島県薬剤師会では厚生労働省が積極的接種を始める前から「みんなパピ」のポスターを会員薬局へ配布していますので、日薬はそのあたりが少し遅いなと思っています。薬剤師独自の公衆衛生対策を進めていくように神谷先生のほうからも進めていただきたいと思います。

**神谷：**議員という立場に変わって良かったのは、他の業種の団体の方と議員という立場で話ができることです。会の立場とは違って踏みこんだ話ができる環境になりました。

私の同期当選には看護連盟の候補者や医師の資格を持っている方などがいます。そういった色々な方と議員という立場で国益を考えて意見を交わせるということは、豊見会長が仰ったような医療費抑制の観点など、国のためを思った議論ができるということです。色々な意見交換をして見識を深め、必要なときに動けるような体制づくりを進めていけるよう頑張ります。

**吉田：**最後に広島県薬剤師会会員に対してメッセージをいただけますでしょうか。

**神谷：**今日は国政に立ってどんな感じかということ国会議員の立場で話したので、長いスパンの話が多かったかと思います。私はいちばん大事なのは現場で、現場の積み重ねこそが日本の医療の礎だと思っています。OTC販売や調剤・在宅医療・学校薬剤師などを行ってきた立場としてそれを訴えていきたいです。そのために、現場がどのようなことで困っているのか、どういった成果がでているのか等と同じ現場の仲間として、皆様からお声をいただきたいです。

私の薬剤師のルーツは広島県で薬学を学んだというところにあります。是非これからも皆様からいろんな声をかけていただきたいですし、その声を国政に反映できるように頑張っていきたいと思っています。

**吉田：**現場の代表として行っているで大変心強く思っています。これからもよろしくお願いします。今日は貴重な時間をありがとうございます。

**神谷：**皆様からいただいた期待に応えられるよう頑張ります。ありがとうございました。





## 令和4年度 日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習・学術研修会



常務理事 荒川 隆之

開催日：令和4年8月21日（日）  
場 所：東京・TKPガーデンシティ竹橋

今回は現地にて参加してまいりました。当日はあいにくの天気でしたが、1日中カンヅメの研修会であり、しっかり研修に集中することができました。研修会は座学の講義だけでなく実際の機器を扱う実習にも多くの時間が割かれていました。

まず最初に文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 健康教育調査官の鈴木貴晃先生より、「学校環境衛生基準の改訂について」の講義を拝聴しました。令和4年度学校環境衛生基準の一部改正では、WHOのガイドラインに基づき、温度17℃の部分が18℃に、また一酸化炭素10ppm以下が6 ppm以下に改正されたことはご存知の先生も多いと思います。その後、「室内空気環境におけるデジタル測定器の活用と校正等」について日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事の木全勝彦先生より講義を受け、昼食をはさんで複数の機器メーカーよりデジタル測定器の使用方法などの説明がありました。その後各メーカーの機器を用いて実際の測定などを行いました。デジタル二酸化炭素濃度測定器に関しても拡散式のものや吸引式のものなどがある事、定期的に校正ガスを用いて精度管理を実施する必要があることなど実際に機器を扱いながら学ぶことができました。また、二酸化炭素濃度測定器の校正は外気を400ppmとして行われることが多いのですが、実際の二酸化炭素濃度は430ppmを超えるよ

うな状況となっていることが多く、注意が必要ということは驚きでした。薬剤師会や学校において実際に使用している機器についても定期的な校正が必要であり、正しい手法について理解する必要があると感じました。他にも風速計や騒音計、ATP測定機による清浄度の測定など、普段扱わない機器についても触れることができました。その後、「学校保健委員会への関わりについて」との演題にて愛知県総合教育センターの下山京美先生より講義がありました。先生からは学校保健委員会を一つの学校だけではなく、地域において情報共有するような地域学校保健委員会といった考え方についても説明いただきました。また講義4として日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事の川村仁先生より「教室の採光及び照明」について講義いただきました。昨今デジタルテレビや電子黒板、ノートパソコンなど電子教材が多く用いられており、まぶしさ（反射グレア）や画面への映り込みなどについても考慮する必要が出てきているとのことでした。

今回、学校薬剤師が知っておくべき機材の特徴などについて実際の機器に触れながら学ぶ貴重な機会をいただくことができました。学校薬剤師の業務については標準的な知識や業務を学ぶ機会が少ないと感じています。今後はこのような研修会を県内においても実施できるよう活動していきたいと思います。



## 第8回 安田女子大学薬学部卒業教育研修会

安田女子大学薬学部 大山 義彦

開催日：令和4年9月4日（日）13：00～16：40

場 所：安田女子大学 9号館9111教室

第8回安田女子大学薬学部卒業教育研修会を、「地域医療と薬剤師Ⅲ 特集：COVID-19」のタイトルのもと9月4日に開催いたしました。第8回研修会は、2年前にコロナウイルスをテーマに企画されましたが、予想を超えたコロナ感染の拡大で延期されてきました。

今回は、次の4名の先生方にご講演をいただきました。研修会には卒業生、在学生、薬剤師の先生方を合わせ約100名の参加者があり、盛会となりました。

**教育講演 「コロナウイルス（SARS-CoV-2）のウイルス学」**

森本 金次郎先生（安田女子大学薬学部）

**OG講演1 「コロナ禍における薬局薬剤師の地域貢献」**

山田 舞先生（蔵本薬局）

**OG講演2 「COVID-19対策における病院薬剤師の役割」**

西 綾香先生（広島市立広島市民病院）

**特別講演 「新型コロナから学ぶ感染症の見かた」**

桑原 正雄先生

（広島県感染症・疾病管理センター）

大塚英昭薬学部長による開会の挨拶の後、4件の講演が行われました。その概要を紹介します。

まず、薬学部の森本教授から教育講演として、ウイルス学の立場からコロナウイルスの分類上の位置付け、ウイルス構造の特徴、細胞への侵入過程、増殖メカニズム、遺伝子と変異について説明がありました。さらに、種々のワクチンと抗体産生との関係など、医療人として持つべき基礎知識についてまとめられた講演がなされました。

続いて本学第4回卒業生の山田先生からは、コロナ禍における地域の薬局の取り組みについて紹介いただきました。感染拡大防止のために、服薬指導に電話等の利用を認めた「0410対応」が実施されたことから、服薬指導方法や薬の配送などの業務が変わってきたとのお話でした。一方、地域の方々の健康保持と増進に貢献するために、地域健康教室を、感染症対策を徹底したうえで開催していることも紹介いただき

ました。コロナ禍における薬局の地域活動の様子を伺うことができました。

本学第5回卒業生の西先生からは、前任地の舟入市民病院でのCOVID-19感染拡大に対する薬剤師の取り組みを紹介いただきました。舟入市民病院は第二種指定医療機関で、広島市、廿日市市、呉市などを担当し、一時最大でCOVID-19専用病床を40床まで増やされたそうです。薬剤師は発熱外来での薬の渡し方を工夫したり、薬品管理と適正使用に気を配ったり、また、病棟では患者の持参薬や病歴をナースステーションで確認をするなど、常に改善されていった病院における感染対策と患者対応の方法、使用薬剤の変遷などについて細かく紹介していただきました。また、看護師や医師への特例承認された医薬品の情報提供なども薬剤師が積極的に関われる後方支援であったとのお話は印象的でした。

最後に、特別講演をお願いしました桑原先生は広島県感染症・疾病管理センターのセンター長としてコロナウイルス対策に非常に深く関わってこられ、様々な話をお聞きすることができました。具体的には2019年12月の最初の報告から2022年8月までの感染者の発生状況、ウイルスの遺伝子変化、検査法、ワクチン、治療薬、後遺症、など多岐にわたり説明いただき、それらに対するセンターの取り組みを紹介いただきました。多くのデータを示し説得力のある、かつ理解の深まる講演でした。今後のコロナ対策のポイントとして、変異株の監視、感染症医療体制の堅持、ポストコロナ医療・保健体制の強化、経済回復のための状況に応じた感染対策をあげられました。まだ終息とはなりません、コロナ禍が歴史に残るパンデミックとして多くの人の記憶に残るであろうと感じました。

本年度の研修会では、この3年間、私達の日常生活を大きく変えたコロナウイルスについて、4人の先生方にそれぞれの視点からご講演いただきました。参加された皆様にとって、大変有益な研修会になったものと思います。

最後に広島県薬剤師会をはじめ、開催にあたり多くのご支援を賜りました関係各位に深く感謝いたします。



# 令和4年度 第2回 中国・四国ブロック エイズ治療拠点病院等連絡協議会

常務理事 笠原 庸子

開催日：令和4年9月7日（水）14：30～17：00

場 所：TKPガーデンシティ広島駅前大橋 4A・オンライン

## プログラム

報告「中国・四国ブロックのエイズ対策について」  
「県立広島病院におけるHIV診療の現状～薬剤師の  
視点から～」

県立広島病院薬剤科 西 勇治

「広島県におけるHIV/エイズ対策について」

広島県健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策担当 西川 英樹

患者からの提言

地域原告団

特別講演「血友病HIV感染症に対する3つの推奨」

国立研究開発法人国立国際医療研究センター

エイズ治療・研究開発センター センター長

岡 慎一

報告の1演題目は、県立広島病院薬剤科の西勇治先生による「県立広島病院におけるHIV診療の現状～薬剤師の視点から～」であった。県立広島病院のHIV診療について、新規患者の推移、通院患者数、患者背景（性別・年齢）、使用レジメン、併用薬剤数、通院圏、患者の特徴についての紹介後、薬剤師の役割として、服薬指導、保険薬局との連携についての報告もあった。初回服薬指導時のポイントや抗HIV薬を院外処方にする際の対応、在庫管理の問題、プライバシーの問題、薬薬連携などについて説明された。薬剤師としての役割についても最後に触れられ講演を締めくくった。協議会前に西先生からこの協議会で薬剤師が講演するのは初めてのことで聞いており、西先生の講演からもHIV患者との関わりにおいても薬剤師の役割の重要性を知ることができた。

2演題目は、「広島県におけるHIV/エイズ対策について」広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当者からの報告であった。広島県の現状として、いきなりエイズ率が近年増加傾向にあるが、令和3年度は検査件数、相談件数とも過去最低件数であった。感染の不安がある方が、相談・検査へ適切にアクセスできていないことがいきなりエイズ率を上昇させた要因として挙げられている。そこで、各医療機関でのエイズ診療の連携だ

けでなく、クリニック検査を医療機関に委託し、実施することで検査機会の連携も図っている。また、定期的に協議会や研修会を行い、一般診療所などにも広く参加を呼びかけている。また、拠点病院、医師会、介護関係団体、NPO、行政等で構成している広島県エイズ対策推進会議を毎年度開催し、広島県エイズ対策推進指針の施策の進捗状況を共有すると共に検証していることも報告された。

患者からの提言では、大阪HIV薬害訴訟原告団の方から、薬害エイズの歴史や、差別と偏見に苦しんで来たこと、過去のマスコミ報道、薬害エイズに対する思いについてご講演された。最後に、医療に携わる皆様へとして、最近、薬害被害者の脳血管疾患が目立って増えてきていること、その影響で麻痺などを起こせば、すでに関節障害を抱えた患者のQOLが著しく低下することがあり、生活習慣予防のための適度な運動ができない患者が多いため医療者の支援が必要であることが報告された。

特別講演では、国立研究開発法人国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センター センター長の岡慎一先生より「血友病HIV感染症に対する3つの推奨」というテーマで講演いただいた。

新型コロナがHIV診療に与えた影響で最も大きかったものはHIV検査であり、実際2020年の検査件数は前年の半分以下であったことが報告され、数年以内にいきなりエイズ率の増加が危惧されるといったご意見も伺った。ご講演のポイントとしては、2020年以降進行したHIV感染者が増加している可能性が高いことを挙げられ、血友病HIV感染者に対する3つの推奨として「癌スクリーニング」「循環器スクリーニング」「4回目の新型コロナワクチン接種」を挙げられた。

講演後の質疑応答の中では、日本初の持効性HIV-1感染症治療薬として承認された持効性注射剤についても話題に上った。対象患者については、関連職種での相談や、患者教育も必要とされるため、新たな治療の選択肢として私達薬剤師も情報収集を行っておくことが必要と思われる。

個人的には、HIVに関しては私自身知識が乏しく、今回の協議会への参加が良い学びの機会となった。今後さらに多くの医療従事者にHIVの正しい知識の普及と患者が必要となると考える。

# 地对協 在宅医療・介護連携推進専門委員会 第1回 実務者会議



常務理事 秋本 伸

開催日：令和4年9月16日（金）

場所：オンライン

地对協 在宅医療・介護連携推進専門委員会 実務者会議（以下、実務者会議）は令和2年度に設置されました。これまで市町や圏域地对協等では、在宅医療・介護連携の推進に取り組んでいましたが、地域の課題や広域的な対応が必要なものについて十分に把握できていなかったことから令和元年に医療機関等に調査を実施しました。その調査結果に基づき県及び県地对協が広域的な観点から市町や専門職への支援策などの施策について検討するのがこの実務者会議となります。

昨年度は、地域住民に対して在宅医療を伝えることで地域から在宅医療に対するニーズを増やし、在宅医療を行う医師を増やすことを目的に、「在宅医療啓発動画の作成」「ポスター作成」「広告掲載などの広報」などの在宅医療に関する啓発ツールの作成を行いました。在宅医療啓発動画では、ある家族の在宅医療のスタートから看取りまでをドラマ化し、医師やケアマネジャーの解説、実際に体験した方の声などが紹介されています。在宅医療の仕組みからサポート体制、費用などについてわかりやすい内容となっていますので、ぜひ一度ご覧いただければと思います。



「広島県 在宅医療はすまいる医療 二次元コード」

今年度の取り組みとしては、訪問歯科診療と、訪問薬剤師に関する在宅医療啓発動画の作成とホームページのコンテンツ更新を検討しています。動画内容についてはまだ検討中ですが、実務者会議において、薬剤師の在宅訪問業務に対する期待や日ごろの連携について多数意見をいただきました。

- 薬の一元管理による重複投与や相互作用の確認
- ポリファーマシー対策
- カレンダーやピルケースなどを用いた薬剤管理方法の検討
- 剤型や服薬タイミングなどの提案
- 吸入薬の指導
- サプリメントや健康食品の確認・指導
- 輸液混合
- シリンジポンプの貸し出し
- 薬学的視点からの副作用の早期発見

動画は約10分を予定しているため挙げた意見を全て反映させることは難しいかもしれませんが、実務者会議においても薬剤師の必要性を理解していただいていると実感しました。

動画公開日等はまだ未定ですが、制作された際には一度ご視聴いただき、地域住民へも広報いただければと思います。

# シラバス研修会

## 職域での禁煙支援—総合労働衛生機関としての取り組み—

安佐薬剤師会 岩田 可奈

開催日：令和4年8月20日（土）15：00～17：00

場 所：オンライン

演題 「職域での禁煙支援—総合労働衛生機関としての取り組み—」

講師：公益財団法人 中国労働衛生協会

理事長 宮田 明 先生

喫煙は重篤な疾患や早期死亡の原因であり、慢性的な依存から禁煙が難しい喫煙者、禁煙の意識のない喫煙者もいる。そのような人々の支援のために、薬剤師は喫煙についての知識と禁煙をサポートする技術を習得する必要がある。

今回の講義で、社会における喫煙の現状やそれが社会活動にもたらす弊害、その対策となる取組みを学ぶことができた。

まず最近の喫煙率の傾向を見ると、2016～2021年度にかけての喫煙者の年代別推移では、男性は20～30代を含むいずれの世代でも喫煙率が年々減少している。一方で女性は30代までは喫煙率が減少したものの40代以降では横ばいだった。すなわち男性は喫煙率は高いが禁煙する人が増えたのに対して、女性は喫煙率は低い40代以降で禁煙する人が少ないことが伺えた。

喫煙が社会活動にもたらす弊害について、企業では就業中に喫煙のため離席することで、労働時間の損失が起き、時給損失に換算される。また喫煙者はニコチン依存状態に陥り、禁断症状で注意力が低下するなど、労働時間やパフォーマンスの低下、労災リスクの増大に繋がる。他にも、喫煙者は肺の機能低下、ニコチンによる免疫低下が起きているため、感染症による肺炎の重症化リスクが高く、医療費の増大に繋がる。

このような損失を回避し、労働者の健康保持・増進を

支援するために喫煙対策を行う必要がある。その管理の方法を労働衛生の三管理（作業環境管理・作業管理、健康管理）に当てはめて学んだ。

- ①作業環境管理：作業環境中の有害因子を把握し、できる限り安全な状態で管理する  
＝受動喫煙を減らすため、施設内に喫煙エリアを設置する。
- ②作業管理：負担・汚染軽減のため作業の動きを管理する  
＝通勤を含む就業中の禁煙措置を取る。
- ③健康管理：社員の健康診断・疾病予防や保健教育、労働時間チェックなど  
＝禁煙推進。

講義では喫煙対策の事例に企業独自のルール作りの紹介があった。入社前の喫煙禁止や、喫煙者を雇用しないなど、喫煙場所を減らすだけでなく、喫煙者の意識が禁煙に向かう支援も行っていた。禁煙には本人のやる気が肝心だが、一度で成功する場合は少なく、挑戦を繰り返すことが大切である。そのために施設の禁煙化を進める、タバコの健康被害を周知する等、周囲からの継続した働きかけも重要だと感じた。

また近年、いわゆる一般的なタバコ（紙巻きタバコ）以外に、加熱式タバコが2014年から販売されている。放出する有害物質は紙巻きタバコより少ないが、ニコチン摂取量が同量のものであり、発がん物質も含む。「有害物質が少ない」＝「健康被害が少ない」ことではないため、加熱式タバコでの喫煙は、吸わないより健康被害のリスクがずっと高い。しかし加熱式タバコは販売開始から日が浅いため、その有害性が十分認知されておらず若年世代の利用が増えているようだ。加熱式タバコを禁煙ツールや喫煙のきっかけにさせないためにも、今後の禁煙対策の対象に加熱式タバコも加える必要がある。

## 健康サポート薬局研修会

広島県薬剤師会 宮本 一彦

開催日：令和4年7月31日（日）・8月21日（日）

場 所：広島県薬剤師会館・オンライン

まず健康サポート薬局とは、厚生労働大臣が定める一定基準を満たしている薬局として、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加えて、市販薬や健康食品に関することはもちろん、介護や食事・栄養摂取に関することまで気軽に相談できる薬局のことです。

そしてこの研修会は、これから健康サポート薬局である旨を表示しようとする薬局、及び既に表示している薬局に従事する薬剤師の方を対象とするものです。また「健康サポート薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、健康サポート薬局の意義や基準・通知を理解し、健康サポート薬局として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲のある薬剤師を対象とするものです。この研修会に参加したので報告をします。

### 健康サポートのための多職種連携研修会【研修会A】

令和4年7月31日（日）9時00分～13時20分

オンライン開催

#### 1. 健康サポート薬局の基本理念

- (1) 健康サポート薬局の基本理念
- (2) 健康サポート薬局の理念：  
「私たちが目指す健康サポート薬局の姿」
- (3) グループ討議：  
薬局が地域の資源とどのように繋がるか

#### 2. 当該地域の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源と健康サポート薬局の連携

- (1) 「広島県における健康づくりへの期待・健康サポート薬局への期待」  
広島県健康福祉局 健康づくり推進課  
課長 南 亮介  
「患者のための薬局ビジョンの推進及び健康サポート薬局制度について」  
広島県健康福祉局 業務課  
技師 勝原 奈美
- (2) 他職種等の取り組みについて  
～健康サポート薬局との連携を探る～  
1) 「健康寿命の延伸のための口腔機能の重要性－薬剤師に期待すること－」  
広島県歯科医師会  
理事 三好 敏朗

- 2) 「地域包括ケアシステム・多職種連携と薬剤師について」

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会

副会長 元廣 緑

- (3) 広島県の医療・保健・健康・介護・福祉等の資源について
3. 演習（地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局としての役割を発揮するための各職種・機関との連携による対応等に関する演習）
  - (1) ケーススタディ (2) 発表
  - (3) レポート作成
4. まとめ「私たちの目指す健康サポート薬局の姿」
  - (1) グループ討議 (2) 発表
  - (3) レポート作成 (4) 結び（クロージング）

### 健康サポートのための薬剤師の対応研修会【研修会B】

令和4年8月21日（日）9時00分～13時35分

広島県薬剤師会館

#### 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局

1. 一般用医薬品等を取り巻く現状
2. 薬局利用者の状態把握と販売時と販売後の対応（演習）
  - (1) 導入とアイスブレイク
  - (2) 薬剤師の臨床判断～需要者からの情報収集と症候学的な思考プロセス～
  - (3) 適切な医薬品選択と提案のための情報収集とその考え方
  - (4) 添付文書の伝え方～安全で有効な使用のために～
  - (5) 販売時と販売後の対応
  - (6) 演習のまとめ
3. まとめ
4. レポート作成

【研修会A】では各ミーティングルームに入室し演習を行った。認知症が疑われる80歳代女性（要介護2）家族の相談内容と目標に対して、どのような職種が関わっ

ていくか討議し発表を行いました。

【研修会B】では鼻水とくしゃみを和らげ、今日の仕事を頑張りたい40歳代女性と鼻水を抑えて、会議に出席したい50歳代男性の訴えに対して「薬剤師の臨床判断」に必要な質問とその理由、そして必要な成分（使用不可な成分）を各グループで討議し成分表の中から製品を提案する作業（発表）を行いました。

健康サポート薬局の認定数は、全国で2,964軒です（2022年3月31日時点）。厚生労働省が目標としていた15,000軒の約2割程度で、今後の普及が課題となっています。因みに広島県は69軒です（2022年4月6月22日時点）。

私は本研修会が自分の忘れかけていた薬剤師像を再考する機会となりました。「失われた30年」は戻らないが、多くの薬局経営者が「健康サポート薬局」を目指し調剤偏重の経営から脱却することを望みます。

---

## 子どもの病気と薬を学ぶ研修会 「Common diseaseを学ぶ」

開催日：令和4年8月21日（日）

場所：オンライン

### 報告 I

呉市薬剤師会 松尾 みほ

研修会の講師は、小児アレルギーエデュケーターとアレルギー疾患療法指導士の資格をお持ちの上荷裕広先生（すずらん調剤薬局、三重県）で、内容は小児のCommon diseaseの薬物療法と調剤でした。

Common diseaseとは子どもに見られる発熱、咳嗽、鼻汁、嘔吐、咽頭痛、頭痛、腹痛などの痛み、喘息やアトピー性皮膚炎など多岐にわたる頻度の高い疾患の総称であり、大部分は細菌やウイルス感染症である。薬剤師として小児の患者と親に寄り添うには、薬についてはもちろん、病気自体について対処方法もある程度頭に入れておく必要がある。多くの場合、安静にして十分な睡眠をとり、消化の良い食事をとり、発熱が始まり、寒がっている場合は温めて、高温でうなされている場合はクーリングと水分補給（できれば経口補水液）しながら様子を見る。38.5度以上でぐったりしている場合や眠れないような状況では解熱鎮痛剤を使用する。症状が急変したり、発熱が4、5日続いたりするようなら、はしかや百日咳、川崎病など入院など必要な疾患の可能性もあるので再度受診するよう促す。最近、アセトアミノフェン顆

粒をはじめとする供給不足もあり、苦みのある薬をいかに子どもに服用してもらうか苦労することがありますが、薬剤師として親と子どもにしっかり説明し、少しでも早い体調回復に向けて寄り添うことが大切であると改めて思いました。

薬剤師として知っておきたい疾患の症状や服薬指導の説明があった。RSウイルス（5～7日間症状が続く、咳が収まるまで2、3週間）、マイコプラズマ感染症（第一選択薬としてマクロライド系、第二選択としてニューキノロン系、テトラサイクリン系）、溶連菌感染症（イチゴ舌、ペニシリン系10日内服）、手足口病、アデノウイルス（角膜炎、胃腸炎）、水痘・带状疱疹（アシクロビル、バラシクロビルの剤型や服用回数など）、嘔吐下痢（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど、消化のいいものを少しずつ何回かにわけて基本便の形状に近いものを与える。水様便なら水分、軟便なら重湯など軟らかいもの）、中耳炎（カルボシステインDSは酸性なのでクラリスロマイシンDSなどとは分ける）、後鼻漏（鼻洗浄など）。最近では、便秘（ラクツロースやモビコール®のメリット、デメリット）や夜尿症、入眠障害（生活習慣）などの受診もある。

アレルギー疾患については、アレルギーマーチを止めるには乳幼児のころからのスキンケア（清潔と保湿）

が効果的であると言われている。気管支喘息はICSやLTRAなどを使用し治療ステップを理解しドクターと共に発作ゼロを目標にする。アトピー性皮膚炎は、治療ではなく寛解をめざす（泡立て器など使用してきめ細かい泡など使用したスキンケア、保湿、日焼け止めなど行いながら、プロアクティブまたはリアクティブ療法を行う）。

私は耳鼻科の門前薬局であり、子どもの処方箋も少なからず受けることがあり、小児科と重ねて受診される方もおられ、小児の幅広い疾患のお話は今後の業務に大変参考になり、勉強になりました。ありがとうございました。

## 報告Ⅱ

三原薬剤師会 小林 洋恵

8月21日に「子どもの病気と薬を学ぶ研修会」が開催されました。今回は「小児のCommon diseaseを学ぶ」という題で三重県のすずらん調剤薬局の上裕広先生より小児によくみられる発熱、咳、鼻水、嘔吐、腹痛、皮膚の発疹、痛み、そして喘息、アトピー性皮膚炎など多岐にわたる頻度の高い疾患—Common diseaseの特徴と小児の服薬指導において薬剤師としてのかかわり方についてご講演いただきました。

疾患の特徴と治療の重要なポイントがわかりやすいお話でした。印象に残ったお話をまとめてみました。

小児の服薬指導において大切なことは子どもの服薬動機を高めるだけでなく、親の服薬動機を高めることであり、そのためには親の思いや気持ちを考えることが重要である。保護者への服薬指導には病気を理解し、治療法や生活上の注意点、薬（薬効、副作用）の理解、剤型の理解、子どもの発達を理解することが必要になる。

薬剤師として知っておかなければいけない疾患として、はしか（麻疹）、風疹、百日咳がある。特に麻疹は感染力が強く、合併症の多い怖い病気である。麻疹患者と接触した場合は接触後72時間以内に緊急ワクチン接種で感染を防止できる可能性がある。

Common diseaseの大部分は細菌やウイルスの感染症で子どもの間で流行する。代表的なものにRSウイルス感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、ヒトメタニュー

モウイルス感染症があり、最近では新型コロナウイルス感染症も広がっている。これら感染症は症状が急変し重篤になる場合がある。

感染症における指導で一番多いのが、家族が不安になる発熱時の対応である。

解熱剤の使用の目安は体温38.5度以上でぐったりして水分が摂れない、寝られない時に使用する。また子どもの状態をしっかりと観察することを家族に伝えることが必要である。

小児の解熱鎮痛薬の第一選択薬のアセトアミノフェンは以前の添付文書にあいまいな点があったが現在は経口、坐薬の投与とも1回量10~15mg/kg/回と改訂となった。アセトアミノフェンは各種製剤、規格があるので調剤時は注意する。

小児気管支喘息治療では、小児気管支喘息治療・管理ガイドラインが参考になる。発作治療薬としてSABA、治療の主体である長期管理薬としてICSが使用され、吸入の指導、また必要時にはスパーサーの提案を考慮する。

アトピー性皮膚炎の治療では、使用される外用薬の中心はステロイド外用薬で、現在はプロアクティブ療法により寛解維持療法を行うことが推奨されている。

Common diseaseではないが、重篤な心臓血管の合併症を起こす疾患として川崎病がある。急性期は入院してガンマグロブリン療法が行われ、退院後は低用量アスピリンを継続内服する。薬局で遭遇するアスピリンの処方はその可能性がある。

私は薬局薬剤師として30年間小児科の調剤に従事していました。振り返ってみますと小児薬物療法は日々進歩してきましたが、やはり小児にはオフラベル処方たびたび見られました。今回の研修からも感じられますが、薬が適正に使用されるためには、薬剤師は患児とその家族とのコミュニケーションをしっかりと取り、科学的にフォローしていくことで薬の有効性、安全性が確保されると思います。

この度、小児薬物療法についてシリーズで行われている研修会は貴重であり、これからの小児医療の連携の構築において大変役立つと思います。参加できることに感謝しています。



# 薬事情報センター定期研修会（テーマ：片頭痛）

開催日：令和4年9月10日（土）

場 所：オンライン

## プログラム

### 1. 情報提供

薬事情報センターだより 薬事情報センター  
 適正使用情報 大塚製薬株式会社  
 アジョビ皮下注225mgシリンジ  
 アジョビ皮下注225mgオートインジェクター

### 2. 特別講演

座長 広島県薬剤師会  
 常務理事 宮本 一彦先生  
 「片頭痛診療の新たな夜明け」  
 講師 広島大学病院 脳神経内科  
 祢津 智久先生

## 適正使用情報 アジョビ皮下注225mg

アジョビ皮下注は片頭痛の病態に関わるカルシトニン遺伝子関連ペプチド（CGRP）を標的としたヒト化抗CGRPモノクローナル抗体製剤です。2つの投与方法があり、4週間に1回1本注射と、12週間に1回3本注射と選択できるため、仕事や家事、学業が忙しいなど患者のライフスタイルに合わせた治療が行え、服薬コンプライアンスの向上に期待ができます。

## 特別講演「片頭痛診療の新たな夜明け」

当薬局でも内服や自己注射を使用される患者の服薬指導に携わる機会が多いため、祢津智久先生のご講演は大変興味深く拝聴致しました。

頭痛の診療ガイドライン  
 2021では、片頭痛発作が月に2回以上、あるいは生活に支障をきたす頭痛が月に3回以上ある患者には予防療法を検討することが勧められています。旧ガイドラインの月に6回以上から変更され、今まで以上に生活支障度に基づく患者の治療が重要となっています。



祢津先生

片頭痛はストレスや天候の変化、光、臭いなどが誘発因子となり、CSD（皮質拡張性抑制）により頭蓋内、特に硬膜血管周囲の三叉神経終末が刺激され、血管拡張作用を有するCGRPが放出されることで引き起こされます。抗CGRP製剤は硬膜血管周辺及び三叉神経節においてCGRPに対して選択的に結合することで、CGRPとCGRP受容体との結合を阻害して、片頭痛発作の発生を抑制すると考えられています。

先述のCSDは片頭痛における脳梗塞発症にも関連していると考えられています。酸化ストレスを介する内皮機能の障害があり、これらが血栓症や炎症をおこしたり、血管の反応性に变化をきたし、脳卒中をひきおこす可能性があると考えられています。服薬指導時にも異常がないかを聞き取っていく必要があると考えられます。

実際の服薬指導でも、片頭痛の慢性疾患の患者は、薬を長期間継続して使用すると次第に効果が弱まるのではないかと不安に感じられる方が少なくありません。治

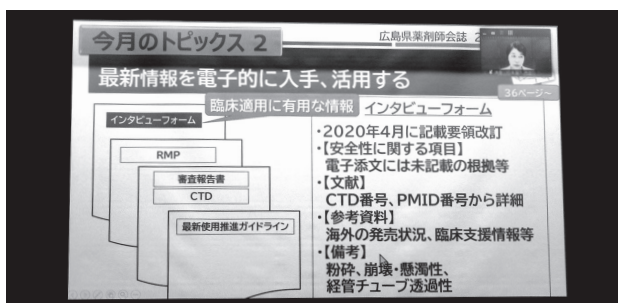
## 報告 I

呉市薬剤師会 福嶋 和俊

特別講演の前に以下の情報提供がありました。

### 薬事情報センターだより

薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業より共有すべき事例として、エンレスト錠<sup>®</sup>の改訂前の添付文書に記載された慢性心不全の用法及び用量を見て、不適切な疑義照会を行った事例が挙げられました。薬剤の情報を入手する際は、最新の添付文書を確認することが重要であり、医薬品等の適正な使用や安全性に関する情報については、紙媒体に代えて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページで公開されている電子化された最新の添付文書を閲覧する方法を基本とする必要があります。



今日のトピックス



宮本先生

療効果や安全性を患者や医師と共に確認していくことで、患者の不安を和らげることに繋がると考えられます。

今回の講演は非常に分かりやすく、とても有意義な時間となりました。片頭痛治療中の患者に対して、今回の講演で学んだことを参考にして服薬指導や情報収集を行っていきたいです。今後もこのような研修会に定期的に参加することで、新薬の適正使用が行えるよう自己研鑽していこうと思います。

今後このような研修会に定期的に参加することで、新薬の適正使用が行えるよう自己研鑽していこうと思います。

## 報告Ⅱ

廿日市市薬剤師会 相原 良樹

この度、9月10日に開催された「第548回薬事情報センター定例研修会（講演テーマ：片頭痛）」にオンライン視聴にて参加させていただきました。こちらの研修会に参加させていただいた経緯といたしましては、私の勤務する薬局にも片頭痛の患者が何名かいらっしゃることも、私自身も片頭痛に悩まされていたこともあったからです。

本研修会では、片頭痛の診断や分類に始まり、片頭痛の治療薬について急性期や予防時の使い分けや、またCGRP関連製剤やジタン系製剤といった片頭痛特化の新薬についてもお話をいただきました。その中でも片頭痛治療薬の使い分けに関しては、非常に学ぶことの多い内容でした。今までは片頭痛の治療薬といえば痛みが出たらトリプタンやNSAIDs、予防には抗うつ剤や抗てんかん薬を使用するといった知識しかありませんでした。しかし実際には、急性期治療薬の使用頻度（月2、3回以上）や日常生活への影響を確認した上で、しっかり使い分けことが重要だと認識しました。またトリプタン系といっても様々な種類があり、超即効性のある点鼻、皮下注製剤や、Tmaxや半減期の違い、また味の違いなども表で纏めていただいて、現場で使用していく上で非常に勉強になりました。

私の薬局では片頭痛の治療薬としてはトリプタン系を主に使用していますが、投薬時には疼痛コントロールと副作用の発現を確認するだけでした。しかし実際には、服用タイミングの確認（頭痛期早期）や、副作用だけでなく喉、胸の締め付けやツッパリ感といった「トリプタン感覚」にも言及する必要があると実感しました。また、トリプタン系片頭痛治療薬であるリザトリプチン

（マクサルト®）は、禁忌として、脳梗塞、心筋梗塞、β遮断薬の併用等があるため、注意が必要であることを再認識しました。

本研修会では治療法だけではなく、片頭痛とその他の脳血管障害との関わりや、喫煙、経口避妊薬の影響についても説明していただきました。その中で、ただ漫然と投薬を行うだけでなく、片頭痛の病態をしっかりと理解した上で、予防療法を行うことが患者のQOL向上に繋がっていくと感じました。また、そのことが脳卒中予防にも繋がっていくとお聞きして、改めて片頭痛について知識を深めていこうと感じました。今後の治療や投薬にあたっては、片頭痛の病態の理解、治療薬について使い方を含めた患者教育、さらには薬局内で得られる情報には限界があるため、今まで以上の多職種連携と様々なハードルがありますが、それらを乗り越え、適切なフォローアップが出来るよう日々精進していきたいと思えます。



お二人の座談

最後になりましたが、このような有益な研修の機会を与えていただきました、祢津智久先生及び広島県薬剤師会に深くお礼申し上げます。この度は誠に有難うございました。

## 報告Ⅲ

安佐薬剤師会 土屋 仁美

特別講演として広島大学病院 脳神経内科の祢津智久先生に、片頭痛についてご講演いただきました。

片頭痛の発作時は、拍動性のある片側性の頭痛が起こり、通常4～72時間持続します。寝込みたいと感じてしまうような日常生活に支障が出る頭痛が起こり、そのほか悪心や嘔吐を伴ったり光や音に過敏になったりします。

片頭痛は前兆の有無に応じて、「前兆のある片頭痛」や「前兆のない片頭痛」など分類が細かく定義されています。閃輝暗点とは、文字の上にギザギザの光が見えたり、キラキラした光が現れたりする症状で、前兆のある片頭痛患者の約30%程度に生じます。また、不思議の国のアリス症候群と呼ばれる症状（自分の体の一部が長く感じたり大きく感じたりする体感幻覚）を生じて、片頭

痛の発作が起こる患者もいるそうです。

片頭痛の治療には、発作時にはアセトアミノフェンやNSAIDs、エルゴタミンの他、トリプタン製剤が用いられます。中でも、トリプタン製剤については服用するタイミングも大切で、前兆が治まって頭痛を発症し始めた頃に服用することで、頭痛の強度を抑えます。トリプタン製剤を使用しても抑えきれない強度の強い頭痛に対して、アセトアミノフェンやNSAIDsを服用すると効果的です。

発作時に服用する頭痛薬の使用頻度が月2～3回以上あり、日常生活に支障をきたしている患者には積極的に予防薬の使用も考慮することが望ましいです。予防薬にはバルプロ酸やトピラマートのような抗てんかん薬、ロメリジンのようなCa拮抗剤、プロプラノロールのようなβ遮断薬もあれば、呉茱萸湯や桂枝人参湯のような漢方薬もあります。

また、エルゴタミンやトリプタン製剤、オピオイドや複合薬物を月に10日または鎮痛薬を15日以上服用する状態が3ヶ月以上続いている患者では、薬物乱用頭痛（MOH）を起こす可能性が高くなります。MOHは

痛みの閾値が下がることにより、すぐに頭痛薬に頼りがちになる状態を指します。薬局の日常業務においても、OTCを含めた鎮痛剤の適正使用の支援に努める他、MOH防止啓発も大切であり、これらのことを念頭に日々の業務に活かしていきたいと思えます。

最後に、片頭痛が起こる原因として、脳内のセロトニンが関係する血管説や大脳皮質拡張性抑制（CSD）が関係する神経説等さまざまな仮説が提唱されてますが、現在は三叉神経血管説が注目されています。この仮説は、何らかの刺激によって血管に分布する三叉神経が興奮し、カルシトニン遺伝子関連ペプチド（CGRP）を始めとした神経伝達物質が放出され、血管拡張が起こると、血管の周囲に炎症が生じて、片頭痛が起こると考えられています。最近では、片頭痛の新しい治療薬としてフレマネズマブのような注射剤のCGRP関連製剤やラスミジタンのような内服薬のジタン系製剤が発売されました。このように新しい治療も可能になってきた片頭痛の分野において、今後もさらに知識を深め、より多くの片頭痛外来患者の力になれるよう努めていきたいと思えます。

# 下取より、JCMの買取。



無料見積全国対応！お気軽にご相談ください。

**0120-322-755**

受付時間（日祝休み）9：30～17：30（月～土）

無料見積  
全国対応



JCM ■ 当社は皆様のお車をオークション・業販等を通じて業界に供給する会社です。

株式会社 JCM 広島支店 〒730-0037 広島市中区中町 8-12 広島グリーンビル 4F  
札幌支店 / 仙台支店 / さいたま支店 / 東京本社 / 名古屋支店 / 大阪支店 / 広島支店 / 福岡支店 / 四国エリアオフィス

## W特典キャンペーン

2022 11/1 ▶ 2022 12/31

<b>特典1</b> 売買契約締結で 商品券 <b>10,000円分</b>	+	<b>特典2</b> グルメカタログギフト <b>5,000円分</b>
--	---	--

ANA/JALのマイルへの変更可可能です。  
 ※上記期間内に売買契約を締結した方が対象となります。  
 ※特典は買取金額5万円未満の場合は対象外となります。  
 ※カタログギフトの発送はお車のお引き取りをした翌月となります。

乗り換えの際下取りよりお得です。  
 国産・外車なんでも対応可能です。  
 Webからのお申し込みもできます！



お客様からお預かりした個人情報は、本サービスを円滑・的確に提供するために利用し、ご本人の了承を得ずに第三者への開示・提供や目的以外での利用はいたしません。詳しくは <https://www.jcmnet.co.jp/corporate/privacy/index.html> をご確認ください。



## 認定実務実習指導薬剤師養成講習

広島県薬剤師会 長坂 頼子

開催日：令和4年9月18日（日）

場所：広島県薬剤師会館

9月18日に開催された認定実務実習指導薬剤師養成講習（新規）に参加させていただきました。

講習内容は以下の通りです。

講義①薬剤師の理念

講義②薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン

講義③学生の指導（法的問題、薬局関係、病院関係）

私は6年制薬学部を卒業しているため、講習中は自分が実務実習生だった頃を思い出す場面もありました。

特に講義②薬学教育モデル・コアカリキュラムの講義での、実務実習生の目標は現場で即戦力として働ける能力ではなく、薬剤師に求められる基本的な資質の習得であるという内容は印象的でした。

学生だった当時の私は、薬剤師に求められる基本的な資質を習得できていたのだろうか…と考えさせられました。

仕事に対する考え方や進路の選択は十人十色だと思います。そして、自分で決めた仕事に向き合う姿勢がその後の成長に大きく影響してくると感じています。

だからこそ、学生にとって実務実習という5ヶ月間は、実地体験を通して進路の選択を考える大切な時間でもあると思います。

6年制卒業の学生はどんなに早くても社会人1年目で

25歳です。たとえ1年目であっても社会人として、さらに薬剤師として評価されます。私がおのことに気が付いたのは、社会に出て薬剤師として働き始めてからでした。学生の中に気が付いていれば、実習は体験型の学びの場であり、学生という周囲の支えも担保された環境で、失敗も成功も経験できる貴重な時間であることを認識できたと思います。もっと前向きに、誠実に自分の将来像を描いて、努力することができたかもしれません。

幸いにも、社会人になって接してきた実習生は、皆さん熱心に取り組まれています。しかしながら、私が学生だった時は、「今日はずっと一包化の予製を作って指が痛い」「調剤ばかりで投薬ができない」「実習が始まってすぐに投薬をさせられた」…などの言葉を耳にしたことがあります。非常に悲しい内容ですが、『なぜ一包化をするのか』『なぜ投薬を経験させてもらえたのか』、その作業に至る理由を学生自身が考えられていないことが原因でもあります。

実務実習は教育機会の場でもありますが、社会の現場を体験できる場所でもあります。薬剤師の職域の広さとその魅力、また社会的に信用される理由とその責任について感じてもらえるように、まずは指導する薬剤師が薬剤師に求められる基本的な資質を習得し、その資質を継続して職務に活かしている姿を見せることが重要だと感じました。

### 第107回薬剤師国家試験問題（令和4年2月19日～2月20日実施）

問 15 リケッチアを病原体とする感染症はどれか。1つ選べ。

- 1 梅毒
- 2 熱帯熱マラリア
- 3 オンコセルカ症（河川盲目症）
- 4 ツツガムシ病
- 5 日本脳炎

正答は107ページ

## 第61回 薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 岡山

福山市薬剤師会 土井 康寛

開催日：令和4年9月18日（日）・19日（月・祝）

場 所：就実大学

台風の直撃で開催すら危ぶまれましたが、予定通りに実施していただいたことに大変感謝しております。私が今回のワークショップに参加して学んだ事、勉強になった事は主に3つありました。「学習成果基盤型教育への理解」「問題解決に有効な手法」「SGD（スモールグループディスカッション）による効果」についてです。

1つ目の「学習成果基盤型教育への理解」についてですが、学生の能力を評価可能な学習成果（アウトカム）として定義し、そのアウトカムを実践するための学習目標（具体的なパフォーマンス）を設定する。そして、パフォーマンスの質を段階的・多面的に評価するためにルーブリック評価を用いる。さらに、その為に必要な学習環境を準備して学習方法の選択と順序のデザイン（方略）を考えるという内容でした。言うのは簡単ですが、ワークショップのSGDで実際に作成を行い、言語化して表す事でその難しさを痛感しました。しかし、実際に自分の頭を悩ませて教育について考えることで「学習基盤型教育への理解」を十分に深めることができたと思います。

2つ目の「問題解決に有効な手法」については、実際に「薬学教育の問題点」について、KJ法を用いてSGDを行い、各々の考える問題点を挙げ、その問題点について二次元展開法によって重要度・緊急度の高い最優先で解決すべき課題を抽出し、問題解決に取り組みました。

実際の仕事でも重要度や緊急度を判断することで、優先度の判断を誤る事なく取り組むことができると思うので、非常に今後役立つ内容でした。

3つ目の「SGDの効果」についてですが、今回のワークショップは座学→SGDという流れで行われました。SGDでは進行役・記録係・発表者の3役を決めてから実施するという方法でしたが、不慣れということもあり、スムーズに入り込むことが難しかったです。また、私が進行役となったSGDでは、メンバーのコンセンサスを取りながら、限られた時間の中で進行していく事も非常に難しいものでした。進行役として、自分の意見に偏った進行になってしまったと感じる場面もありました。しかしながら、討議や発表を交えることで、各セッションにおいて短期間で深い理解が得られ、SGDの高い効果を実感することができました。

最後に、私自身は6年制で卒業しており、薬局と病院で実務実習を実施しましたが、今現在においても実務実習で得られた経験には非常に影響を受けています。今回のワークショップの参加によって、実習生への指導の裏で指導方法について模索しながら日々本気で教育と向き合ってくれる指導者側の情熱も感じることができ、改めて当時指導してくれた指導薬剤師の方へ感謝する事ができました。今後は私自身が指導者となり、頂いた恩を実習生達へ返していけるよう努めたいと思います。

## 令和4年度「薬草に親しむ会」

開催日：令和4年9月25日（日）

場 所：山県郡安芸太田町 深入山セラピーロード

### 報告Ⅰ

安佐薬剤師会 富永 達哉

第57回「薬草に親しむ会」参加致しました。広島県、島根県、山口県と11箇所の西中国山地国定公園に指定されている深入山が今回の開催場所でした。

深入山は毎年4月に山焼きを行っており、草原の山を維持しています。

山焼きの目的は火入れによって病害虫が駆除され、希少な在来植物など生態系の維持につながることから、近年では環境保全のため、西暦1749年、明治以前からの伝統行事として受け継がれているそうです。

「薬草に親しむ会」は広島県薬剤師会での人気企画になっております。参加予定人数の70名の枠が案内初日で一杯になったと伺いました。



参加者が7チームに分かれて深入山セラピーロードを薬草の専門家の解説を聞きながら2時間歩きます。参加者の皆さん熱心にお話を聞き、メモを取りながら見て、

触って、嗅いで薬草の特徴や効能を勉強されておりました。

深入山セラピーロードは、山の麓の緩やかな傾斜を上がると風光明媚な森林と小川を楽しむことができます。

普段はなかなか見ることの出来ない薬草や、いつもは素通りしてしまう草にそれぞれ名前があり、効能があり、それを生活に活かしていたということでした。

専門家の先生の蘊蓄が深いお話は面白く、いつの間にか引き込まれていました。

「オオバコ」は、膿が出るような腫れものに葉を火であぶり患部に貼り付ける民間療法がある。オオバコ相撲にかけて葉や種子は咳止めの効能があるので関取草と、記憶に残りやすい解説ばかりでした。

当日は天候にも恵まれ、秋口の程良い気温で薬草に親しみながらの森林浴は、普段インドア派の私でも十分に楽しむことができました。

これからも「薬草に親しむ会」が続いていくことを願っております。

### 報告Ⅱ

広島市薬剤師会 河内 一仁

9月に入り16、17号と台風の襲来が続き、開催が危ぶまれましたが、幸い当日は良い天気にも恵まれ広島県、広島県薬剤師会主催、安芸太田町共催、広島大学薬学部・福山大学薬学部・広島国際大学薬学部・安田女子大学薬学部の後援、広島漢方研究会協力の下、新型コロナウイルス感染拡大防止のため人数を絞って91名での開催でした。

補助員としての小生の役目は、駐車場への車の誘導でしたが、国道への立ち位置が難しく運転者の気持ちになることが大切だと…、良い経験をさせていただきました。

さて、会場では午前10時より開会式に続いて班分けが行われ、7名の薬用植物の講師の先生方とともにセラピーロード周辺を1時間30分余りかけて薬用植物を観察し、薬効、薬用部位、使用方法並びに漢方薬の説明を受けながら散策しました。ちなみに小生は吉本悟講師のグループに入りました。今回は2度目の参加で、平成27年9月26日、あれから7年！身体の節々が痛むようになってきており、学んだウド（独活）の入った漢方薬が必要になって来ているのが現状です。またイノコズチ（牛

膝)、オオバコ(車前子)とくれば夜間尿や膝痛の牛車腎気丸、さらにホオノキ(厚朴)は半夏厚朴湯、平胃散これらも湿気の多い体には必要になっていますね。そのほかイタドリ(虎杖)、ウツボグサ(夏枯草)、オミナエシ(女郎花)、キキョウ、キンミズヒキ(龍牙草)など少しでも植物を知って歩くのと知らないでとは山歩きの楽しさが倍増しますね。また、いつも植物の説明を受けるとき写真を撮るのに没頭するのですが、後で見みると名前がわからないことが多々あります。「薬草に親しむ会」の素晴らしい所は、参加者が回る前に講師の先生方が植物名を記したタグを付けていただいているのでタグと一緒に写しこめば整理しやすくなります。ありがとうございました。

もう一つの楽しみは食事とおやつで、今回は会終了後191号線沿いの溪流茶園での昼食でした。田舎そばと生

け簀より上げたアマゴの炭火焼を堪能しました。更に戸河内インター周辺では申団子とソフトクリームを食し、湯来温泉を経由して帰途につきました。

年に1回の開催ですが、是非参加をお勧めします。

※講師

元広島国際大学医療栄養学部 教授	神田 博史
元広島大学理学部 助教授	豊原源太郎
広島大学大学院医系科学研究科 教授	奈女良 昭
ひろしま自然の会 副会長	久籾 広志
緑化文化士	横山 直江
広島市植物公園 管理課企画広報係技師	久保 晴盛
広島漢方研究会 副会長	吉本 悟
広島漢方研究会会員	



GnRHアンタゴニスト  
 劇薬 処方箋医薬品<sup>※</sup>

**レルミナ<sup>®</sup>錠 40mg**

RELUMINA<sup>®</sup> TABLETS 40mg (レルゴリクス) 薬価基準収載

注)注意-医師等の処方箋により使用すること

●効能又は効果、用法及び用量、禁忌を含む使用上の注意等については添付文書をご参照ください。

製造販売元[文献請求先及び問い合わせ先]  
**あすか製薬株式会社**  
 東京都港区芝浦二丁目5番1号

販売元  
**武田薬品工業株式会社**  
 大阪府中央区道修町四丁目1番1号

2021年12月作成

## 在宅医療推進に向けた研修会

開催日：令和4年9月25日（日）

場 所：広島県薬剤師会館

### 報告Ⅰ

呉市薬剤師会 住田 大志

この度は貴重な学びの場をありがとうございました。私の勤める薬局は、過疎地域とされる立地にあります。そのため、居宅療養管理指導や在宅患者訪問管理指導が非常に身近なものとなっています。介護事業所が併設されているため介護職員の方と情報交換をする場面もありますし、薬局部門でも、職員それぞれが介護に関わる資格を取得し、その職能を発揮している環境に居ります。私はまだまだ基礎的な経験を積み重ねている段階にあり、上記の管理指導に携わっているわけではありませんが、他の先輩薬剤師に並び立ち、訪問サービスを行える薬剤師を目指しております。

今回の学習内容ですが、「ケアマネジャーの職能・役割について」そして「薬剤師の職能・役割について」でありました。まずはケアマネジャーについて基本的なことを理解したうえで、薬剤師としての居宅サービスへの関わり方を学ぶことができたと思います。

ケアマネジャーの職能については「要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じ、介護サービス等の提供についての計画（ケアプラン）の作成や、市町村・サービス事業・施設、家族などとの連絡調整を行う者」ということが改めて確認できましたが、ここで示される「サービス」は、私の偏った経験からくるものとは思いますが、訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーションといった他職種によるサービスが大部分を占めていると感じています。これはもちろん、介護保険導入の目的が、要介護者の自立支援・介護予防であることで身体的な事柄が優先される場合が多いことに由来するものと思いますが、やはりこれからの在宅医療を担う薬剤師としてはもっと頻りに携わることができればと考えてしまいます。外来に来られる患者が、実は要支援・要介護であったと、会話の中で後々に分かることも多いのです。

薬剤師の行うことのできる業務についても、今回改めて確認させていただきました。ヒアリングに基づいた処方内容の整理や、管理方法の提案、剤形変更など、どれも介護の現場において重要な役割を担っているのだと感じられる一方で、これらを自らが学ぶだけではなく、そ

ういった役割を担っているということをもっと多くの薬局利用者の方にアピールすることも必要ではないかと感じております。

この数年、勤める薬局ではコロナ禍の業務対応に追われ、介護に関する習熟を進めることは難しいものがありました。今後は、訪問サービスへの第一歩として地域連携会議への参加などを通してケアマネジャーの方と縁を結ぶこと、薬局利用者及び家族の方との繋がりを密にすること、も含め引き続き研鑽を積んでいこうと思っています。

言葉では上手く説明できないのですが、「どの患者にとっても欠かせない存在であると同時に、他の薬剤師でも代替可能な存在でなければならない」という薬剤師像を理想とし、引き続き精進を重ねていきたいと思っています。

### 報告Ⅱ

安佐薬剤師会 谷岡 知洋

研修会は前半と後半に分かれておりました。前半はケアマネジャーの業務について、患者からの相談から始まりケアマネジメントが行われるようになるまでの流れと日々のケアプランの見直しについての解説と要点について。後半は実際の在宅医療における服薬管理の難しさを実際の症例を踏まえつつご解説頂きました。他職種の方が患者が使用している医薬品について、困ったことがあるときに、薬局に対して気軽に相談できるよう作られた「おくすり相談シート」の紹介もありました。

広島県「広島県地域保健対策協議会医薬品の適正使用検討特別委員会の取組～おくすり相談シートについて～」  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/chitaikyoku-iyakuhin.html>



前半の30分間は「ケアマネジャーの職能・役割について」広島県介護支援専門員協会常任理事 岸川映子先生からご講演を賜りました。薬剤師としての知見も持つ主任介護専門員として、患者が自分らしい人生を歩むことに寄り添った医療に薬剤師の職能が活かせるようにな



ることを目指してご活躍されています。

以下がご講演内容になります。

ケアマネジメントを経て医療介護サービス提供に至るまでの流れは以下ようになります。相談された方の依頼に基づき実家などに赴き、現在の状況やニーズといった情報を集め、信頼関係を築くための初回面談（インタビュー）を行う。給付に必要な情報を患者から収集し、厚生労働省が指定する『課題分析標準項目』の23項目を満たしたアセスメントシートを書き、それを基にしてケアプランの原案を作成する。

サービス担当者会議にて意見を交換したり、情報共有をした後にケアプランをまとめる。

ケアプランに基づきサービスが行われたら、患者のところへ赴きモニタリングを行う。ニーズの確認、設定目標や課題分析の見直し、サービス内容の評価・見直しなどを経てケアプランの見直しに繋げより良いサービス提供を目指します。状況に変化があればその都度、担当者会議を開き課題の解決を目指します。

併せて、給付管理業務もあります。

介護保険サービスの利用予定が書かれた「サービス利用票」を作成する。支給限度額の管理や利用者負担額などの概算書である「サービス利用票別表」の作成し患者と内容を確認する。

「サービス利用票」から各サービス事業者に関係する部分を転記して「サービス提供票」と支給限度額の管理を行うための「サービス提供票別表」を作成し、それぞれのサービス事業者に交付する。

実際にサービスの利用がおこなわれると、サービス提

供事業者はその実績を「サービス提供票」に記載してケアマネジャーに再送付します。ケアマネジャーは送られてきた「サービス提供票」と控えの「サービス利用票」を照らし合わせ、内容に食い違いがないか確認していき、食い違いがあれば関係各所と調整し、食い違いがなくなれば「サービス利用票」の実績欄に記入し、その内容を転載した「給付管理票」を作成のうえ、これらの必要書類は毎月10日までに国民健康保険団体連合会に提出する必要があります。薬剤師としては、情報提供の依頼に遅滞なく応じられるよう情報の整理に努める必要があります。

後半の30分は「薬剤師の職能・役割について」広島県薬剤師会会長 豊見雅文先生から一人の薬剤師としてのお立場から、在宅医療との関わり方、とりわけ在宅医療を受けられている患者の状態に寄り添った服薬管理の難しさについてご講演頂きました。

医師に対して減薬を提案するも処方変更にならず、大量の残薬を発見するに至るまでの具体例な経緯を交えた内容でした。

まとめ

在宅における服薬管理において大切な患者からの情報収集は薬剤師の力だけでは限界があり、他職種とりわけケアマネジャーとの密な情報交換が患者のニーズに合った医療を提供する上で非常に有益であると感じるご講演内容でした。

## 第107回薬剤師国家試験問題 (令和4年2月19日～2月20日実施)

問29 ミルタザピンがシナプス間隙のセロトニン及びノルアドレナリンを増加させる機序はどれか。

1 つ選べ。

- 1 アドレナリン  $\alpha_2$  受容体遮断
- 2 セロトニン 5-HT<sub>2A</sub> 受容体刺激
- 3 セロトニン 5-HT<sub>3</sub> 受容体刺激
- 4 モノアミン酸化酵素阻害
- 5 セロトニン及びノルアドレナリンの再取り込み阻害

正答は107ページ

## 復職支援研修会

### 参加者

開催日：令和4年9月26日（月）

場所：広島県薬剤師会館

「一般医薬品について（セルフメディケーション）」のテーマで、復職支援研修会が開催されました。この日、新型コロナ全数把握簡略化の運用が開始され、セルフメディケーションの重要性が増してきていると感じられ、興味を持って参加しました。講師は(株)ツルハドラッグ&ファーマシー西日本薬事部の佐々木勝洋先生です。先生は大学卒業後、病院薬剤師を経てドラッグストアアウォンツへ転職され、23年になるそうです。また、安田女子大学で非常勤講師として「一般医薬品学」の講義もされていらっしゃるそうです。ご自身の体験談を交えて、わかりやすく講義して下さいました。

本日の内容は、①「セルフメディケーションについて」②「一般医薬品の最近の話題について」でした。

まずセルフメディケーションについて、WHOでは「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されています。これは、私たちが無意識のうちに日ごろから取り入れており、自ら取り組むものですが、薬剤師はそのサポートをしていきます。

セルフメディケーションのメリットとして、

- ・日常的な健康管理へとつながる
  - ・医療機関利用のための時間と費用を省くことができる
  - ・医療機関に対する過負荷を軽減できる。
  - ・医療機関に近づくことで、ほかの患者の病原体などに感染してしまうリスクなどを減らせる
- デメリットとしては、
- ・不十分・誤った知識による悪い結果となる可能性（例

えば慢性的な鎮痛薬の服用による薬物乱用頭痛を引き起こす）となることがある

- ・間違った自己診断・治療法の選択リスク
- ・ほかの食品や薬との相互作用リスク
- ・自分の健康状態には自分で責任を持つという自覚が必要

などが挙げられます。セルフメディケーションのアドバイスのために、薬剤師として正しい知識の勉強、正しい情報へアクセスできることがとても大切だとおっしゃっていました。また、本に書いてあることよりも自分の体験談の方が耳を傾けていただけると、ご自身のお話をして下さいました。

次に、一般医薬品（最近の話題を中心に）についてのお話がありました。CoV-2抗原検査キット、解熱鎮痛薬の購入（販売）が増えたこと、また、セルフメディケーションの負の側面として薬物乱用を挙げられ、薬物関連精神疾患で市販薬の比率が急増している、とのことでした。

セルフメディケーションのサポートのニーズは高く、ますます薬剤師としての活躍の場が増えてきます。薬剤師としてのキャリア以上に自分の日常生活の経験が活かせる、とのことでした。

これからも、研修会で基礎的な知識の勉強はもちろん、日常生活の中で薬剤師としての知識が活かせるよう、日々学んでいきたいと思えます。短い時間の中で多くのことを学ばせていただき、ありがとうございました。今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

# 子どもの病気と薬を学ぶ研修会

## 医療的ケア児について学ぶ

安佐薬剤師会 橋本 真明

開催日：令和4年9月28日（水）

場所：オンライン

医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として生まれた日常的に医療的ケアと医療機器が必要な子どもたち。（18歳以上の高校生等も含む）。

ただし、医療的ケア児の明確な定義はない（あえてしていない）

全国の医療的ケア児は約2万人（推計）。

歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児まで。

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、気管切開、鼻咽頭エアウェイ、酸素療法、ネブライザー、経管栄養（胃ろう・腸ろう）、中心静脈栄養、皮下注射、血糖測定、継続的な透析、導尿等。

私は医療的ケア児と接する機会が無く、在宅で医療的ケア児やご家族がどのような生活を送られているのかあまり知らなかった。

医療的ケア児と言っても、上記に示したように歩ける患児から寝たきりの重症心身障害児まで幅広く、抱える障がいや、取り巻く環境、家族が直面する困難は様々だということが理解できた。

国内の医療的ケア児はこの数年で倍増し、2005年の在宅医療的ケア児の推計は約1万人とされていたが、2019年には約2万人と2倍に増加している。

医療的ケア児が増加した背景として、総合周産期母子医療センターやNICUの増設など、高度な医療施設の整備が進んだことにより、以前なら出生直後に亡くなることの多かった未熟児や先天性の疾患を持つ子どもの生命が救われるようになった事が挙げられる。

医療的ケア児の多くは生後数ヶ月～数年（個人差ある）

で退院し、在宅医療に移行する。在宅での、医療的ケアは医療従事者の指導を受けた家族が行う為、家族や保護者に負担やしわ寄せが及んでいるケースもある。また医療的ケアは基本的に365日24時間付きっきりの為、子どものケアに追われ、働く機会を失う方もいる。また、寝る間を惜しんでケアを行うことで、身体的にも精神的にもストレスがかかり、またそれが原因でネグレクトにつながることも考えられる。在宅での医療的ケアは家族の自主努力の上に成り立っていると云わざるを得ない。

この様な背景により、2021年6月医療的ケア児の成長とその家族の負担を軽減することを目的とした法律「医療的ケア児支援法（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律）」が成立し、同年9月18日に施行された。本法律により、自治体は保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れる支援の体制の拡充が求められることになった。その中で各都道府県に医療的ケア児支援センターを設置する事になり、センター内に医師、看護師、保健師、理学療法士、社会福祉士などが配置される予定だが、新しく医療的ケア児を受け入れる保育所や学校の理解、ガイドライン作り、ケアを担う人材不足など多くの課題が残る事も懸念材料として残る。実際、医療的ケア児を受け入れることのできる社会的インフラが十分に整っていないのも現実である。

今回の研修会を通して、今後社会的インフラが十分に整うまでに時間がかかるかもしれないが、薬局・薬剤師という役割の一つにそういった方々の相談窓口として（世間話でもいい）機能していく事も大切ではないだろうかと感じた。保護者の誰もが、笑顔で子育てができる、そのような社会を目指していきたい。

## 2022年度 緩和ケア薬剤師研修

大竹薬剤師会 貞村 大祐

開催日：令和4年10月2日（日）

場所：広島県薬剤師会館

「緩和ケアに関する薬剤師としての専門的知識と技術を習得し、地域や施設において緩和ケアを提供できる人材を育成する」ことを目的とした、緩和ケア薬剤師研修に参加させていただきました。私の薬局のある大竹市でも、近年緩和ケアに係わるケースが増えていますので、大変良い機会でした。

研修内容は、市立芦屋病院薬剤部長 岡本禎晃先生より「診断時からの緩和ケア」「緩和ケアにおける痛みのアセスメント」と題してご講演いただきました。緩和ケアの歴史から鎮痛薬、便秘薬、不眠症治療薬の特徴や使い分けを学び、特に痛みを我慢することにより食欲不振や鬱になる方がいるため、早期にペインコントロールを開始する必要がある、そのためには薬剤師の適切な説明が必要だと感じました。また、緩和ケアに用いる薬剤は副作用に注意が必要なものが多いので、つい過剰な説明になりやすく、逆にアドヒアランスが低下する可能性があるとのことのお話もいただきました。

続いて「在宅医の立場から」と題し、秋本クリニック院長 秋本悦志先生より在宅医療の実際をご講演いただきました。平成29年のデータによると「もし、最期を迎える場所を選べるなら、どこで迎えることを希望しますか？」という調査の結果、約70%が「自宅」と回答があったにもかかわらず、実際は15%程度しか実現していない。また、家で看るより入院の方が長生きする、自宅看取りは寿命を縮めるはずと考えている人が多いと

いう現状に対し、「看取りを文化に」を掲げ、日々情熱的に診察をされていることに感銘を受けました。また、死の1週間前に32~45%の確率で出現するせん妄について、予め家族へ説明することが必要であることも詳しくお話しいただきました。秋本先生が薬剤師に期待することとして「家族管理の屯用の薬剤が多くなるので正確に理解しているか心配、薬剤師に積極的に介入していただき説明をしてほしい」とのことでした。一方オピオイドなど急を要する薬の備蓄などの課題も感じました。

最後に「がん医療におけるコミュニケーション技術」と題し、広島大学大学院教授 岡村仁先生よりご講演いただきました。まず「話しやすい環境を作るスキル・効果的に聴くスキル・感情を探索して共感するスキル・治療方針を話し合うスキル・話をまとめて終了するスキル」という4つのスキルを身に付けることにより、効果的にこのころのケアも行えることを学びました。次に、そのことを踏まえて3人1組 薬剤師役・患者役・観察者を交代で行うロールプレイを行いました。がんIV期の患者へのコミュニケーションのとり方はとても難しいですが、同組の先生方とても落ち着いた口調、間のとり方、説明、自分には足りないところが多く、大変勉強になりました。

今回の研修会は長時間にわたり開催されました。ご講演いただきました先生方、ご協力いただきました薬剤師会の先生方、事務局の方々に御礼申し上げます。



◆ 県薬だより ◆



県薬より  
各地域・職域薬剤師会への発簡

- 8月18日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.189」の提供について（通知）
- 8月19日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の確認及び必要部数について（依頼）
- 8月25日 令和4・5年度公益社団法人広島県薬剤師会代議員選挙・補欠の代議員選挙結果の告示について（通知）
- 8月25日 「休日当番薬局」の登録について
- 8月26日 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加助成について（通知）
- 8月29日 ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて
- 8月31日 「休日当番薬局」の登録について（復旧）
- 9月14日 第39回広島県薬事衛生大会及び令和4年度薬祖神大祭について（ご案内）
- 9月21日 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.190」の提供について（通知）
- 9月21日 薬剤師資格証発行等交付関連業務に係る連携協力に関する覚書締結について（依頼）
- 9月27日 応需薬局リスト「ファックスをご利用ください」の送付について
- 9月28日 広島県薬剤師会認定「基準薬局」の更新認定について（依頼）
- 9月30日 薬剤師資格証発行に係る実務説明会の開催について
- 9月30日 令和4年版会員名簿及び2023年版管理記録簿の送付について（要回答）
- 9月30日 令和4年版会員名簿の合紙記載内容の確認について（要回答）
- 10月3日 次回調剤報酬改定・次回介護報酬改定に向けた意見・要望について（依頼）
- 10月5日 「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第27回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業2021年年報」について（通知）

◆ 7月21日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和4年7月21日（木）  
午後7時00分～午後8時45分  
場 所：広島県薬剤師会館 2F 在宅医療研修室  
議事要旨作製責任者：荒川隆之  
出席者：豊見会長、野村専務理事、  
オンライン出席者：青野・谷川・豊見・中川・松尾各副会長、  
秋本・荒川・石本・井上・岡田・笠原  
竹本・中島・二川・宮本・柚木・吉田各  
常務理事

会長挨拶：

皆様ご存じのように、新型コロナウイルス感染症が大変な状況となっています。少し前からおかしいと思っていましたが、案の定このような状況となり、特に小児科では大変なことになっているようです。

広島で行っている薬局での無料の抗原検査にも問題があります。陽性となった患者の同居の家族には以前と同じように保健所から連絡をしているようですが、濃厚接触者がどうしたら良いか分からない状況です。一週間隔離生活をする事になっていますが、4日目と5日目（現在は変更）に薬事承

認を受けた抗原定性検査をして陰性が続けば、5日目から働いて良いとなっています。薬事承認を受けた抗原定性検査キットは特例として薬局で販売して良いことになっていますが、無料検査との関係で、どんどん販売する状況ではありません。結局はドラッグストアやホームセンターで研究用の検査キットを買っている人が多いのかなと思います。我々薬剤師は研究用はだめと言いながらも、十分な供給ができていない状況です。特に東京では抗原検査キットが手に入りにくくなっていて、よその薬局を紹介したという話もあります。広島県ワクチン・検査パッケージ事務局に確認すると、広島ではまだ大丈夫とのことですが、いつどうなるか分からない状況です。患者さんにもちゃんとしたフォローができず苦しい思いをしています。

また、この後の審議事項で電子処方箋モデル事業について検討します。これはつい先日、青野・豊見各副会長と私の3人で厚生労働省薬剤業務指導官より話を聞きました。電子処方箋の正式稼働は来年1月からですが、今年の10月31日からモデル事業が始まります。モデル事業には広島県が入っており、手を挙げている病院が安佐市民病院という話です。そこで本日は安佐薬剤師会会長の下田代先生にもご出席いただいております。薬剤師会としても参加する方向で動こうと思っております。詳細は審議事項で検討いたします。よろしくお

願います。

## 1. 審議事項

### (1) 電子処方箋モデル事業について（資料4）（豊見副会長）

豊見副会長より事業の概要について説明された。

電子処方箋はマイナンバーカードがない患者も発行可能で、患者はマイナポータルや電子お薬手帳アプリで処方箋の内容を確認できるが、当面は紙で処方内容の控えを渡すことを想定している。病院診療所・薬局のメリットとして、リアルタイムで調剤情報を共有でき重複投薬を抑制できる。患者のメリットとしては、オンライン診療・オンライン服薬指導の際に薬局・医療機関に行かなくても処方箋を受け取れる。

10月31日からモデル事業が始まり、2023年1月より本運用となる。モデル事業は1年間かけて行い、全国3地域40施設を想定している。7月中に医療機関・薬局を選定する。薬局には厚生労働省と委託事業者による説明会を実施予定。

下田代理事より対象薬局の選定方法について質問があり「5キロ圏内の10件程度」に限らず、多くの薬局に参加していただく方向で話を進め、引き続き検討していくことが承諾された。

### (2) 新型コロナウイルス感染症関連について（豊見会長） オンライン診療センターの状況等について報告された。

### (3) リビングひろしま「はじまり」9月号取材協力について（豊見会長）

内容：フロント特集「健康寿命を延ばすための筋活」に合わせ、「健康サポート薬局」について紹介

スケジュール：取材／8月31日（水）までのご都合の良い日時

校了／9月22日（金）

掲載／9月30日号（9月29日・30日発行）

中川副会長が対応することが承認された。

### (4) 令和4・5年度職域部会及び委員会等委員名簿について（資料1-1、1-2）（野村専務理事）

野村専務理事より変更箇所等について説明があり、下記を変更のうえ理事会に議案として提出することが承認された。

谷川副会長より次世代指導薬剤師特別委員会に広島総合病院薬剤部 白井敦史先生を入れていただきたいという意見があり、松尾副会長を通して病院薬剤師会より推薦いただくこととした。

また、秋本専務理事より広島県地域医療介護総合確保事業の補助金の申請について意見があり、野村副会長が担当することとした。

### (5) 令和4年度第3回理事会の日程調整について（野村専務理事）

開催日時：令和4年8月4日（木）19：00～

開催方法：オンライン（Zoom）

（令和2年度は、8月1日（土）15:00～ハイブリッド開催）

8月4日（木）19時よりZoom開催することで承認した。豊見会長・野村専務理事のみ来会する。

### (6) 後援、助成及び協力依頼等について（野村専務理事）

### ア. 令和4年度老人保健福祉月間の主唱について（資料2）

日時：9月1日（木）～9月30日（金）

（毎年主唱）

主唱について承諾した。

### イ. 第60回（令和4年度）広島県身体障害者福祉大会の助成（広告掲載）について（資料3）

日時：10月27日（木）10時00分～12時20分

場所：福山市神辺文化会館

参加者：約600名 身体障害者代表及び市町行政関係者、知事表彰受賞者、会長表彰受賞者、その他

主催：一般社団法人広島県身体障害者団体連合会  
NPO 法人福山市身体障害者団体連合会

（毎回助成、助成金1万円（広告1/5規格））

※原稿確認資料最終ページ

後援および昨年と同様の助成を行うことについて承諾した。広告内容も昨年どおりとする。

## 2. 報告事項

### (1) 6月16日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

### (2) 諸通知

#### ア. 来・発簡報告（別紙2）

#### イ. 会務報告（別紙3）

#### ウ. 会員異動報告（別紙4）

### (3) 委員会等報告

#### （野村専務理事）

7/15 委員会等担当役員打合せ〔広島県薬剤師会館〕

#### （荒川常務理事）

7/8 次世代指導薬剤師特別委員会〔広島県薬剤師会館・Zoom〕

7/20 次世代指導薬剤師特別委員会〔Zoom〕

#### （竹本常務理事）

7/4 薬事情報センター業務紹介・災害時の薬剤師活動について講義及びMP見学〔広島県薬剤師会館〕（薬事情報センター）  
参加者：午前14名・午後14名

7/9 薬事情報センター定例研修会（テーマ：フレイル・サルコペニア・ロコモ）〔広島県薬剤師会館〕（薬事情報センター）  
参加者：201名

7/12 薬事情報センター業務紹介・災害時の薬剤師活動について講義及びMP見学〔広島県薬剤師会館〕（薬事情報センター）  
参加者：午前13名・午後6名

### (4) 関連団体報告

#### （豊見会長）

7/11 広島県医療審議会〔Zoom〕

7/12 日薬賞等選考委員会〔Zoom〕

7/14 社会保険診療報酬支払基金広島支部 令和4年7月支部運営委員会〔社会保険診療報酬支払基金広島支部〕

7/19 社会保険診療報酬支払基金情報化企画部医療情報化推進アドバイザー野村氏来会〔広島県薬剤師会館〕

7/21 広島サミット県民会議（仮称）設立総会及び第1回総会〔グランドプリンスホテル広島〕

県・市・商工会議所をはじめ、医師会・歯科医師会・看護協会等の70以上の団体により構成されており、広島県薬剤師会としても協力することを報告された。

(青野副会長)

7/12 中国四国厚生局来局 [相田薬局]  
7月15日に行われる個別指導の事前相談で来局されたと報告された。

7/19 日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における連携研修マッチングに係る全国説明会 [Web会議]

(豊見副会長)

7/7 内閣府来会 (HM ネット) [広島県薬剤師会館]

7/15 令和4年度第3回HM ネット運営会議 [広島県医師会館]

下記の内容について報告された。

・デロイトトーマツが広島県医師会と県庁にインタビューを行っており、7月中旬以降には薬剤師会でも行われる予定となっている。また、インタビューからデロイトトーマツが整理したHM ネット活用推進上の課題の中に、薬局について理解されていない部分があったので指摘をした。

・薬務課よりHMBBoxでの情報共有について現状報告があった。健康手帳ビューワは薬局ではVPNでアクセスしているが、検査センターで解析を進めるため、SSL環境で利用できるようになるとのこと。

(豊見日薬常務理事)

7/12 第5回理事会 [東京 日薬]

7/19 常務理事会 [東京 日薬] (資料5)

7/19 地域薬学ケア専門薬剤師制度説明会 [東京 日薬]

(中川副会長)

7/7 21世紀、県民の健康と暮らしを考える役員会  
[広島県医師会館 (ハイブリッド開催)] (資料6)

令和3年度の事業・収支報告があり、来年度のフォーラム開催にあたって各団体に費用負担が依頼されること、令和5年1月21日午後から「食」をテーマにハイブリッドで研修会開催を予定していることを報告された。

(野村専務理事)

7/8 広島県健康づくり推進課来会 [広島県薬剤師会館] (資料7)

がん検診サポート薬剤師による啓発活動として、県に要望のあった事業所へ出張出前講座を行う予定であることを報告された。

(荒川常務理事)

7/8 令和4年度第1回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会  
[広仁会館 (ハイブリッド開催)]

昨年島根県で開催予定だったが中止となったため、島根の先生が多く講師をされており、歯科との連携などの講演があった。詳細は県薬会誌に寄稿される予定であると報告された。

(竹本常務理事)

6/30 令和4年度広島県高等学校保健会総会 [広島県医師会館]

7/6 令和4年度学校保健及び学校安全文部科学大臣表彰候補者の表彰等選考専門委員会 [Zoom]

薬剤師会からの推薦が承認されたこと、来年度は2名推薦できることを報告された。

(柚木常務理事)

7/14 健康経営の推進に向けた実証試験の薬剤師による健康づくりについての打合せ  
[広島県薬剤師会館] (資料11)

事業の内容について説明された。対象者選定時に薬剤師のサポートを希望している人を集めているわけではないので苦慮しているが、良いデータが出せるよう努力していく。今後は7・8・9月に講演会を行って、サポート対象者を増やしていきたいと考えていると報告された。

(吉田常務理事)

7/15 令和4年度第1回リハビリテーション専門職等人材育成調整会議 [Zoom]

(衣笠事務局長)

7/11 広島市サミット推進室来会 [広島県薬剤師会館]

(指導)

7/14 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導  
[福山合同庁舎] (中川副会長、井上常務理事)

7/15 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (竹本常務理事)

### 3. その他

(1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)

8月3日 (水) 午後7時~  
(議事要旨作成責任者【予定】石本 新)

8月25日 (木) 午後7時~

9月7日 (水) 午後7時~

9月22日 (木) 午後7時~

10月5日 (水) 午後7時~

薬事衛生大会を10月20日 (木) に開催することを検討するため、常務理事会の日程を10月6日 (木) と10月19日 (水) に変更することとした。

(2) 二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料8) (野村専務理事)

薬剤師1名の増員に向けて、県薬会誌や県薬 Web サイトで広報することとした。

(3) 令和4年度「適切なケアマネジメント手法」広島県実践セミナー (大規模) の開催について (資料9) (野村専務理事)

日 時：8月27日 (土) 14:00~16:00

実施方法：Zoom ミーティング (オンライン)

対 象：介護支援専門員、介護支援専門員と連携する他職種及び自治体職員

主 催：一般社団法人広島県介護支援専門員協会

(4) オンライン診療活用検討事業に係るセミナーの開催について (資料10) (豊見副会長)

対 象 者：医療機関、薬局の医師、看護師、薬剤師、事務員向け

開催日時：9月3日 (土) 14:00~15:45

会 場：広島県医師会館

定 員：会場参加150名、オンライン参加300名

受 講 料：無料

申込締切：8月31日（水）

（承諾で回答済）

広報依頼等があった際には協力することを報告された。

（5）第55回日本薬剤師会学術大会（仙台大会）の参加確認（PECS登録）について（野村専務理事）

会 期：10月9日（日）・10日（月・祝）

参加登録：現地・Webとも、必ずPECS（薬剤師研修・認定電子システム）登録

参加方法：・現地参加の方は、QRコードで研修開始受付と研修終了受付を行う。

・Web参加の方は、開始前にID等を入れてWEB用参加のページにログインし、最後まで受講する。

※大会終了後、事務局で参加状況を確認します。

旅費の補助にあたって、研修認定薬剤師制度の単位を取得しない場合でもPECSへ登録するよう依頼された。

（6）その他

・中川副会長より、8月20日に開催するシラバス研修会の開催方法について確認があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインのみでの開催に変更することとした。

・松尾副会長よりてんかん治療医療連携協議会より、薬局薬剤師の先生に向けてアンケートを実施したいという相談があったことを報告された。正式な依頼が届き次第、常務理事会で検討することとした。

・豊見副会長より研修認定薬剤師制度について、他県においてPECSのデータ送信ができていないことや薬剤師名簿登録番号のミスによるトラブルが発生していることについて注意喚起された。

## ◆ 8月3日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和4年8月3日（水）午後7時～8時30分

場 所：広島県薬剤師会館

議事要旨作成責任者：石本 新

出席者：豊見会長、谷川副会長

オンライン出席者：青野・豊見・中川・松尾各副会長、野村専務理事、秋本・荒川・石本・井上・岡田・笠原・竹本・中島・二川・宮本・柚木・吉田各常務理事

会長挨拶：つい先程、日薬より、厚労省からの通知が来ました。数日前から話が出ていたのですが、会社やいろいろな事業所で、従業者等が新型コロナに感染し自宅等で療養を開始する際に、当該事業者から保健所が発行する検査の証明や医療機関が発行する証明書を求めない。

やむを得ず証明書を求める場合であっても、必要のない限り、医療機関や保健所が発行する証明書ではなく、従業員等が自ら撮影した検査結果を示す画像や、自らMy HER-SYSで取得した療養証明書で確認して頂きたい等、4つ程記載してあります。

職場復帰の際や濃厚接触者にも証明書を求めるなどか、従業員等以外の者に対しても感染の有無を確認する必要がある場合、可能な限り自分で行った検査の結果やMy HER-SYSで対応する。

HER-SYSというのは、医療機関が登録することが基本で、東京、大阪、沖縄とかもでは、患者が医療用だと分かる包装の検査結果の画像を添付して入力し、医師が判断してHER-SYSに登録するという陽性者登録センターというスキームで感染者に認定されるというシステムがあります。そのシステムに患者がアクセスできる部分がMy HER-SYSです。それも無くても、そのような写真を職場に送ればいいのではないかとということが厚生労働大臣名で通知が出されました。

ただ広島県では、まだその流れが出来ていないということと、医療用キットを広島県が受け取ることを決めて、薬局がそれを請け負うことになったとすれば、何らかのシステムが生まれるということになるということなのか、それともそういうことは関係なく自宅で療養してくださいということなのか、厚労大臣が言っているように、自分で写真を送って職場

が認める。My HER-SYS 関係なく、この登録は医師でないとは出来ませんので、職場が認めれば、保険会社が関係なければいいよという方向になっていくのだと思います。（その後陽性者登録センターは8月26日から広島県でも始まりまし

た）薬局で配付することになれば、有症状者用の無料キットと、今やっている無症状者用の仕事、そして販売が重なり合って、それをどう判断するのか本当に薬局としても大変です。有症状者に配付する場合としたら、予約をしてもらって、外や車の中とかで待ってもらいキットを渡すとかになりますでしょうし、薬局の中、他の方もおられる中に「私は有症状者です」とキットを取りに来られる訳にはいきませんので、それもやらなければいけない。恐らく医師会は断るのではないかと考えていますが、有症状者に配付しても、説明等を考えていたら、医療機関はその場でやった方が早い訳です。ですから、有症状者に配付する意味がない。医療機関で配付し、手間を少なくするというにはならないという考え方が主で、手がいっぱい発熱外来ではそのようなことをしてはもらえないということなんですね。医療機関では、有症状の方に無料でキットを配付するというスキームに参加される方はいないのではないか。そうすると、薬局で配付する以外はないのかなということになるのですが、そうなればまた考えなければならぬのでしょうか。

というような事で、緊急的な話をしましたが、今後のことは、まだまだ予断を許さない状況下であると考えています。では、本日もよろしく申し上げます。

（その後、薬局での無料配布分は行わないことになりました。）

### 1. 審議事項

（1）新型コロナウイルス感染症関連について（資料1）  
（豊見会長）

厚労省の求めにより、抗原検査キットの販売取り扱ひ薬局を調査し地図を作成、県薬WEBサイトに掲載した。厚労省Webサイトからもリンクされていると報告があった。

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について薬剤師以外の者が配送した場合でも算定が可能であること、オンライン診療センター当番薬局については、配送料は患者に負担を求めないこと等の要件が確認された。



- (2) 高齢者施策総合推進会議の委員の推薦について(資料2)(谷川副会長)  
 委嘱期間:委嘱の日から令和7年3月31日まで  
 現 在:豊見 雅文 会長  
 回答締切:8月12日(金)  
 豊見会長を推薦することを承認した。
- (3) 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会  
 薬学生対象企画展示について(資料3)(谷川副会長)  
 回答締切:9月5日(月)  
 (昨年度:出展)  
 病薬と足並みを揃えて出店することを承認し、担当は荒川常務理事となった。  
 併せて、(8)に関連し、参加費の補助について、県薬代議員数分と県薬役員数分の補助を行い、県薬会誌にて広報を行うことを併せて承認した。支援の方法については、次回常務理事会で承認することとした。  
 松尾副会長(県病薬 会長)より、演題募集は終了したが、参加募集はこれから行われるため、協力をお願いしたいと補足があった。
- (4) 11月開催の常務理事会の日程調整について(資料4)(谷川副会長)  
 ア. 11月2日(水)令和4年度日本薬剤師連盟全国会長・幹事長拡大会議  
 →11月9日(水)に変更  
 イ. 11月17日(木)令和4年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(第1日目)(和歌山)  
 →11月24日(木)に変更  
 日程変更を承認した。
- (5) 会議等の開催について(資料4)  
 ア. 第39回広島県薬事衛生大会  
 10月20日(木)午後3時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和3年10月21日(木)15:00~ 於 広島県薬剤師会館 開催】  
 イ. 令和4年度薬祖神大祭  
 10月20日(木)午後4時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和3年10月21日(木)15:00~ 於 広島県薬剤師会館 開催】  
 野村専務理事より、新型コロナウイルス感染状況を考慮して、昨年と同様にア、イ共に会館においては、式典・祭事のみとすることを予定していると説明があった。
- ウ. 県民公開講座  
 11月19日(土)もしくは11月26日(土)午後2時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和2・3年度中止・令和元年10月19日(土)15:00~ 於 広島県薬剤師会館 開催】  
 野村専務理事より、講師を選定中であるが、役員の方からも、いい方がおられたら推薦して欲しいと説明があった。
- エ. 令和5年薬事関係者新年互礼会  
 1月5日(木) 時間・場所 未定  
 【令和4年1月6日(木)17:00~ 於 ホテルグランヴィア広島 開催】
- オ. 地域・職域会長協議会  
 2月25日(土)午後3時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和4年2月19日(木)15:00~ 於 広島県薬剤師会館 開催】
- カ. 理事会  
 2月25日(土)午後5時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和4年2月19日(木)16:30~ 於 広島県薬剤師会館 開催】
- キ. 第62回広島県薬剤師会臨時総会  
 3月26日(日)午後1時~ 於 広島県薬剤師会館  
 【令和4年3月27日(日)13:00~ 於 広島県薬剤師会館 開催】
- (6) 広島民医薬剤部門研修会への講師派遣について(資料5)(豊見副会長)  
 日 時:10月22日(土)15:00~17:00  
 場 所:生協けんこうプラザ  
 講演内容:地域における医療・介護の質向上のために ~薬薬連携の具体的な業務と、現時点での課題~  
 対 象:広島県民主医療機関連合会の加盟院所(病院・薬局)に勤務する薬剤師  
 豊見副会長が講師をされると説明があった。
- (7) 日本褥瘡学会中国四国地方会世話人の推薦について(資料6)(谷川副会長)  
 世話人:1名  
 中島常務理事を推薦することを承認した。
- (8) 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会の支援について(谷川副会長)  
 会 期:11月5日(土)・6日(日)  
 場 所:広島国際会議場
- (9) 公益社団法人広島県薬剤師会役員報酬規程の適用について(資料7)(衣笠事務局長)  
 明日の理事会で提案することを承認した。
- (10) 後援、助成及び協力依頼等について(谷川副会長)  
 ア. 第6回中国医療情報技師会研修会の後援について(資料8)  
 日 時:8月27日(土)13:30~16:40  
 場 所:WEB開催  
 開催目的:医療情報に求められる必要な知識、経験を共有する  
 参加対象者:医療情報に関係する医療従事者及びITバンダー  
 主 催:中国医療情報技師会  
 (初めて)  
 後援することを承認した。
- イ. 「オレンジリング・イベント」への後援について(資料9)  
 イベント名:世界アルツハイマーデー記念講演会 in 府中市  
 日 時:10月30日(日)13:00~16:00  
 場 所:府中市文化センター  
 主 催:広島県(受託・公益社団法人認知症の人と家族の会広島県支部)  
 (毎年後援)  
 後援することを承認した。
- ウ. 第33回日本臨床工学会の後援について(資料10)  
 日 時:2023年7月21日(金)~7月23日(日)  
 場 所:広島国際会議場  
 主 催:公益社団法人日本臨床工学技士会  
 一般社団法人広島県臨床工学技士会  
 (初めて)

後援することを承認した。

エ. 第5回薬と健康の「やく薬フェスタ」の後援について(資料16)

日 時:10月16日(日) 10:00~15:00

場 所:広島駅南口地下広場

主 催:一般社団法人広島市薬剤師会

共 催:広島県

(毎回後援)

後援することを承認した。

## 2. 報告事項

(1) 7月6日定例常務理事会議事要旨(別紙1)

(2) 委員会等報告

(豊見会長)

7/28 正・副会長会 [広島県薬剤師会館]

谷川副会長より、県知事賞等の候補者を選定し、来年3月までの諸行事の日程を確認したと報告があった。

(青野副会長)

8/1 薬局後発医薬品使用促進事業委員会 [広島県薬剤師会館] (資料11)

現状と課題について、取組についてが報告され、意見交換があったと報告があった。

(谷川副会長)

7/31 令和4年度薬剤師認知症対応力向上研修 [広島県薬剤師会館] (薬事情報センター) 参加者41名

次回は2月に予定されていると報告があった。

(豊見副会長)

7/30 子どもの病気と薬を学ぶ研修会 小児救急医療の現場から学ぶ (WEB)

[広島県薬剤師会館 (WEB)] 参加者264名  
毎回200名を超える参加者があり、次回は8月にCommon diseaseを学ぶについて開催されると報告があった。

(野村専務理事)

7/27 県民公開講座運営委員会・薬事衛生大会実行委員会合同会議 [広島県薬剤師会館]

薬事衛生大会での講演会は、県民公開講座とのコラボで企画をすすめることになったと報告があった。

7/29 選挙管理委員会 [Zoom]

提出された書類のチェックを行い全て定数どおり受理をしたことを確認したと報告があった。

(秋本常務理事)

8/2 退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 [Zoom]

9/25に薬剤師とケアマネと合同研修会を開催する内容を検討し、ケアマネ側からの講師に岸川映子先生、薬剤師側からの講師として豊見会長にお願いすることになったと報告があった。

(荒川常務理事)

7/24 広島県薬剤師会における薬薬連携に関する研修会~心不全に対するフォローアップ~(次世代指導薬剤師特別委員会研修会) [Zoom] 参加者 27名

日薬からの伝達講習会という形で「心不全」をテーマに研修会を開催した。薬剤師として心不全療養薬剤師という資格があるということも併せて報告があった。

(吉田常務理事)

7/25 復職支援研修会 [広島県薬剤師会館]

参加者 12名(来会8名・オンライン4名)

7/31 健康サポート薬局研修A [広島県薬剤師会館・Zoom] 参加者57名

8/2 健康サポート薬局研修Aレポートチェック [広島県薬剤師会館]

レポートの再提出が3名あったが、3名とも提出し、全員終了したと報告があった。

(3) 関連団体報告

(豊見会長)

7/27 日本薬剤師会第2回都道府県会長協議会 [Zoom]

7/29 第1回広島県医療審議会保健医療計画部会 [Zoom]

病院では薬剤師が不足しているということと、薬学部の入学定員を減数したり、新設を認めないということの擦り合わせが難しい問題があると報告があった。

地域薬剤師会等総会

7/31 第36回広島県青年薬剤師会通常総会 [広島県薬剤師会館]

会員数が減少傾向にあるようだが頑張っ活動を行って欲しいと挨拶をしたと報告があった。

(青野副会長)

7/22 協会けんぽ広島支部来局 [相田薬局] (資料12)

ジェネリック医薬品の使用促進について話を聞いた報告があった。

7/26 第26回中国地方社会保険医療協議会総会 [中国四国厚生局]

広島市では不正請求に関して歯科医院の資格取り消しについての話があったと報告があった。

7/26 第167回中国地方社会保険医療協議会広島部会 [中国四国厚生局]

(豊見副会長)

7/22 オンライン資格確認・電子処方箋ヒアリング [豊見薬局]

NTTデータの医療システムの担当の方が薬局関係で関われる事がないかというヒアリングに来られたと報告があった。

(豊見日薬常務理事)

7/22 令和4年度「医療機能情報提供制度・薬局機能方法提供制度の全国統一システム構築に関するプロジェクト管理支援業務」第1回検討委員会 [WEB]

薬局機能情報の全国システムが構築されており、広報等の検討が行われていると報告があった。

7/22 第7回医療扶助に関する検討会 [WEB]

医療扶助も今後オンライン資格確認システムが利用される。頻回受診や重複投薬の対応、医療扶助審議会等について検討が行われていると報告があった。

7/25 中協レク [WEB]

7/26 常務理事会 [東京 日薬] (資料13)

7/27 第2回都道府県会長協議会 [東京 日薬]

8/1 令和4年度厚生労働科学研究費補助金(地域医療基盤開発推進研究事業)

医療需要や医師の働き方等の変化を踏まえた病院薬剤師の需要把握のための研究

- 第1回班会議 [東京 日薬]  
 8/2 常務理事会 [東京 日薬] (資料15)  
 (柚木常務理事)  
 7/27 第5回健康づくり講演会 [広島県薬剤師会館]  
 薬剤師の支援を受けることができる方の講演会で第2弾の第1回目参加者は27名であったが、サポートされる薬剤師の方にも参加していただけるように早めの広報をしたいと報告があった。
- (その他)  
 7/22 医薬品情報委員会 (広島県病院薬剤師会) [広島県薬剤師会館]  
 (薬事情報センター) (水島薬事情報センター長)
- (指導)  
 7/27 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 [広島合同庁舎] (秋本・吉田各常務理事)  
 8/3 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎] (中川副会長)

3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (谷川副会長)  
 8月25日 (木) 午後7時~  
 (議事要旨作成責任者【予定】井上 真)  
 9月7日 (水) 午後7時~

- 9月22日 (木) 午後7時~  
 10月6日 (木) 午後7時~  
 10月19日 (水) 午後7時~  
 (2) 令和4年度広島県四師会役員連絡協議会について (谷川副会長)  
 日 時: 10月26日 (水) 18:30~  
 場 所: ANA クラウンプラザホテル広島 3階 アカシア  
 出席者: 会長、各副会長、専務理事、各常務理事  
 (3) 服薬ケア医療学会第12回大会開催について (資料14) (谷川副会長)  
 会 期: 9月17日 (土)~19日 (月・祝) (17日・18日ハイブリッド、19日オンライン)  
 会 場: 横浜市旭公会堂  
 登 録 料: 事前登録8,800円 (税込)  
 申込期限: 8月31日 (水)

その他報告事項

- ・豊見会長より、学校薬剤師部会より「学校環境衛生管理マニュアル」(青本)の斡旋を別途斡旋価格を設定し行くと地域薬剤師会へ広報したと報告があった。
  - ・電子処方箋モデル事業の進捗について質問があり、安佐市民病院で実施する方向で検討されていると情報提供があった。
- (4) その他行事予定 (谷川副会長)  
 (省 略)

◆ 8月25日定例常務理事会議事要旨

日 時: 令和4年8月25日 (木)  
 午後7時00分~午後9時00分  
 場 所: 広島県薬剤師会館2F在宅医療研修室  
 議事要旨作成責任者: 井上 真  
 出席者: 野村専務理事、笠原常務理事  
 オンライン出席者: 豊見会長、青野・谷川・豊見・中川・松尾各副会長、秋本・荒川・井上・岡田・竹本・中島・二川・宮本・吉田各常務理事  
 欠席者: 石本・柚木各常務理事

会長挨拶:

薬局での無料検査で陽性結果の患者が増えてきました。必要な薬の逼迫状況等、審議事項でお話をしたいと思いますので、状況は大変ですが本日もよろしくお願いいたします。

1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について (豊見会長)  
 豊見会長より、抗原検査キットの無料配布について、他県では「5本入りそのまま届き、薬局で小分け」、「説明不要」、「朝早くから行列ができる」等の事情から患者、薬局共に不平が多かったため、そのような事態を招かぬよう、「小分けパッケージ」にて「説明書同封」で薬局に配送されれば、薬局での無料配布に協力できる旨薬務課に提案しているが、広島県では、薬局に無料配布の業務が廻ってくる予

定は無い。

さらに、ロシユのキットを厚労省が初承認し、今後通信販売等が開始されるだろうが、配送については30℃以下という温度管理を必要とするため、どのように配送するのか不明とお話があった。

また、コロナとは別に厚労省から「零售の広報の制限」について通知があったが、法律にないことを指導だけで抑えることができるのか甚だ疑問であり、零售は薬剤師の権利でもあるし、広島では、今のところこの通知を破って零售を広報している薬局は無いため、会員には通知してしないと説明された。

薬の不足について、広島県もアセトアミノフェン・カロナールの入荷が少なくなっているため、細粒が不足した際、錠剤を粉砕することについて、薬剤師は可能だが、そういった経験のない院内処方の小児科医に分かるよう、二葉の里薬局の三浦薬局長、松尾副会長に資料の作成をお願いし、発出予定。カロナールシロップは9月上旬、細粒は10月上旬まで不足が続くことから、松尾副会長が薬務課より相談を受けていることについて、「錠剤を粉砕することは薬局にて対応可能」、「苦みについては通常の小児対応で可能」であることが確認された。

竹本常務理事より、テレビの取材・放映に関し、視聴者から薬局に反応があったこと、ツムラより来訪にて、「現在不足している漢方薬数種について、9月の上旬には解消できそうだ」というお話があったと報告された。

秋本常務理事より、明日より稼働する「広島県陽

- 性者登録センター」について質問があり、豊見会長より、薬局での対応は検査キット購入者、無料検査の陽性者へのパンフレットの配布であり、実際の登録に関しては患者個別で対応するとの回答があった。
- (2) 広島国際大学薬学部1年次生「早期臨床体験」への協力について(資料1)(谷川副会長)
- 科目名:「早期臨床体験」(専門必修科目1単位)  
訪問日時:9月15日(木)14:00~16:10(終了時間は予定)  
訪問参加者:薬学部1年次生80名、引率教員5名  
薬事情報センター(座学形式で、情報の収集と活用、スポーツファーマシストについての講義)、薬局見学(調剤部門、無菌調剤について)、モバイルファーマシー見学(概要説明後、車内見学)等、1年生を対象に、「広島県薬剤師会」がどのようなものか、学生でも日本薬剤師会の会員登録可能であること等を知ってもらう機会とする。学生実習受入委員会、モバイルファーマシーについて災害対策委員会及び二葉の里薬局を担当とし、検討していくことを承認した。
- (3) 令和4年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会への出席について(資料2)(谷川副会長)
- 日時:9月7日(水)14:30~17:00  
場所:TKP ガーデンシティ広島駅前大橋(原則オンラインでの参加)  
笠原常務理事が出席することに決定した。
- (4) 令和4年度広島県四師会役員連絡協議会の出席者及び協議事項について(回覧)(資料3)(野村専務理事)
- 日時:10月26日(水)18:30~  
場所:ANAクラウンプラザホテル広島 3階アカシア  
協議事項:  
回答締切:9月30日(金)  
常務理事会出席者については全員出席で確認、欠席者については事務局で確認することとした。
- (5) 令和4年度広島県四師会「社会保険担当理事連絡協議会」の出席者及び協議事項について(資料4)(野村専務理事)
- 日時:10月26日(水)17:15~18:15  
場所:ANAクラウンプラザホテル広島 4階ミモザ  
協議事項:  
回答締切:9月30日(金)  
例年通り、医療保険の主担当である青野・豊見・中川副会長が出席することを決定した。  
「薬局の疑義照会」、「リフィル処方箋について」を協議事項として挙げることを承認した。
- (6) 「薬剤師資格証発行に係る実務説明会」の参加者等について(資料5-1、5-2)(豊見副会長)
- 参加者  
日時:9月14日(水)13:30~16:30  
参加者:都道府県薬剤師会担当役員等(実務担当者)  
主催:日本薬剤師会
- 本会と日薬、本会と地域・職域薬剤師会との連携業務内容  
②~⑦もしくは③~⑦
- ②送付リストを元にした申請者への受取案内  
③交付窓口に来た申請者の顔、薬剤師資格証等の顔写真、本人確認書類(マイナンバーカード・パスポート・運転免許証等)の顔写真が一致することを確認(代理人の受領は認めない)  
⑦申請者が署名した上記受領証に、対応した担当者が記名押印、または署名する
- 非会員の取り扱い  
●地域・職域薬剤師会へ支払う手数料  
薬剤師資格証発行1枚あたり  
会員 円・非会員 円  
9月14日に開催される説明会について、事務局担当者が出席する他、モデル事業として先行して開始する安佐支部の事務担当者にも案内することとなった。  
あわせて、県薬と地域薬剤師会の業務内容についても議論が行われ、支払う手数料は従来通り、1,600円(会員の場合は800円)とすることとなった。
- (7) 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会への参加助成について(資料16)(谷川副会長)
- 事前登録:9,000円  
期間:11月5日(土)・6日(日)  
場所:広島国際会議場  
各支部代議員数(計79名)分について、各自10月12日(水)までにオンラインで参加登録をし、領収書を各支部でとりまとめ、県薬に提出してもらうことで確認すること、会誌9月号に告知板を掲載することを確認し、各支部に資料16の通知文を送付することを承認した。
- (8) 広島県オンライン診療・服薬指導セミナー(第1回)の参加について(資料6)(豊見副会長)
- 日時:9月3日(土)14:00~15:45  
開催方法:オンラインのみ  
概要:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/online-seminar.html>  
対象:医療機関・薬局の従事者(医師、薬剤師、看護師、事務職員等)等  
定員:300名  
申込締切:8月31日(水)  
申込先:<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=2424>  
豊見副会長より、オンライン診療のシステムを提供している企業がブースを出すという話で進んでいたが、オンラインでの説明会のみに変更になったこと、広報については県薬HP研修会カレンダーに掲載していると説明があった。会員への更なる周知については、業務課に各薬局への通知を行っているか確認をし、県薬からではなく、広島県から薬局へ必要な周知を行うよう依頼することに決定した。(デロイトトーマツから案内済みであることを翌日確認)
- (9) 広島がん高精度放射線治療センター(HIPRAC)県民公開セミナーの周知について(資料7)(青野副会長)
- 日時:10月8日(土)14:30~17:00  
開催方法:会場参加150名、Web300名  
場所:広島県医師会館 ホール

(前回、会員薬局へファックス一斉同報)  
ファックス一斉同報について承認された。

- (10) 後援、助成及び協力依頼等について (野村専務理事)  
ア. 第11回先端のがん薬物療法研究会開催にかかる共催  
名義使用と広報について (資料8)

日 時: 2023年1月8日 (日) 10:00~15:30 (予定)

場 所: グランドプリンスホテル広島  
WEB (Zoom ウェビナー) ハイブリッド  
開催

主 催: 公益財団法人広島がんセミナー  
(毎回共催)

共催することを承認した。

- イ. 広島国際大学薬学部卒業教育研修会共催・助成依頼  
について (資料9-1、9-2)

日 時: 11月26日 (土) 16:00~19:10

場 所: 広島国際大学呉キャンパス3号館1階

研修会テーマ: 「Sustainable Health GOALS  
-健康寿命を考える-」

(毎年共催)

共催することを承認した。

本会が共催する研修会に関し、研修センターの単位  
付与に関する業務の取扱いについて議論があった。  
コードリーダーとパソコンの貸し出しについては、  
本会役員が責任を持って当日対応できる場合は貸し  
出してもよいこととなった。

今後、共催依頼の検討については、この点も考慮  
することとなった。

## 2. 報告事項

- (1) 7月21日定例常務理事会議事要旨 (別紙1)

- (2) 諸通知

ア. 来・発簡報告 (別紙2)

イ. 会務報告 (別紙3)

ウ. 会員異動報告 (別紙4)

- (3) 委員会等報告

(豊見会長)

8/4 理事会 [オンライン]

(谷川副会長)

8/16 令和4年度「薬草に親しむ会」開催運営委  
員会 [広島県薬剤師会館・Zoom]

8月25日付中国新聞掲載広告について、子細につ  
いて検討したと報告があった。

8/23 広報委員会 [広島県薬剤師会館・Zoom]

会誌9月号の校正会議を行ったと報告があった。

(中川副会長)

8/20 シラバス研修会 (職域での禁煙支援 - 総合  
労働衛生機関として取り組み -)

[オンライン] 参加者: 232名

禁煙アドバイザーの希望が150名程度あり、予想  
以上の反響であったと報告があった。

8/24 受け入れ実行委員会 [広島県薬剤師会館・  
Zoom]

6年制薬局実習の現状と、ビデオ講習会を9月と  
11月に広島と福山で開催することを確認し、年内に  
薬局と大学へ指導薬剤師の説明会を行うことを決定  
し検討していくこと、来期までに病院と大学の合同  
説明会を開催できるよう計画していくと報告された。  
ワークショップの参加費の助成について、受け入れ

を拒否する薬局もあることから、ワークショップの  
参加時ではなく、実習を受け入れた時点で支払うよ  
うにしてはどうかという意見があり、このことにつ  
いて次回の常務理事会で提案をする予定であると報  
告があった。

(野村専務理事)

8/4 令和4年度「薬草に親しむ会」現地下見

[山県郡安芸太田町 深入山セラピーロード]

新聞広告を掲載したところ、すぐに定員に達した  
こと、会誌9月号に開催要領を掲載し、会員10名程  
度を追加予定であると報告があった。

8/24 選挙管理委員会 [書面表決]

書面表決にて、立候補のとおり当選者が決定した  
と報告があった。

(笠原常務理事)

8/21 子どもの病氣と薬を学ぶ研修会 common  
disease を学ぶ (WEB)

[広島県薬剤師会館 (WEB)] 参加者: 220  
名

アンケート結果で好評だったこと、次回は9月28  
日で初の平日開催の予定であると報告があった。

(竹本常務理事)

8/21 トレーシングレポート書き方動画作成 (打  
合せ及び撮影) [広島県薬剤師会館] (動画)

尾道の山田真弘先生を中心に作成したと報告があ  
った。動画を確認してもらい、意見等あれば事務局  
の方へ連絡してほしいと依頼があった。

(吉田常務理事)

8/21 健康サポート薬局研修 B [広島県薬剤師会  
館] 参加者: 19名

レポートの提出について問題が発生しており、次  
回の健康サポート薬局委員会で検討すると報告があ  
った。

- (4) 関連団体報告

(豊見会長)

8/4 社会保険診療報酬支払基金広島支部 令和4  
年8月支部運営委員会

[社会保険診療報酬支払基金広島支部]

(青野副会長)

8/19 中国四国厚生局来局 [相田薬局]

指導監査課が来局し、7月の個別指導について監  
査の立会いの協力依頼があり、青野副会長が協力予  
定であると報告があった。また、11月2日の特定共  
同指導についても立会協力依頼があったと報告され  
た。

(青野・中川副会長)

8/8 県民が安心して暮らせるための四師会協議  
会 健康寿命延伸検討 WG [Zoom]

健康寿命延伸検討 WG については事業継続が決  
定したと報告があった。また、県民フォーラムにつ  
いては今年度は広島県医師会担当で、テーマ「フレ  
イル」で12月頃ハイブリッド開催される予定である  
と報告された。

(豊見日葉常務理事)

8/5 第47回日本 FIP 連絡会議 [WEB]

8/9 常務理事会 [東京 日薬] (資料10)

8/12 日本医療薬学会2022年度第2回専門薬剤師  
制度運営委員会 [WEB]

8/23 常務理事会 [東京 日薬] (資料11)

- 8/25 第8回医療扶助に関する検討会 [WEB]  
(中川副会長)
- 8/5 令和4年度第1回自立支援多職種ネットワーク推進会議 [オンライン]  
研修のDVD、Youtube について、どちらも時間が長いのでチャプターごとに分ける等意見が出たこと、「これから手帳」の普及について廿日市市の事例を紹介し、専門職が「これから手帳」を知ることが大事であるとの認識を共有したと報告があった。  
(秋本・中島各常務理事)
- 8/19 県民が安心して暮らせるための四師会協議会医療・介護人材の育成・確保対策WG 第4回在宅ノウハウ連携研修の開催に向けた第1回講師打合せ [オンライン]  
参集形式からオンライン開催に変更されたこと、開催時期も10月予定が延期予定であること、内容については未定だが各講師の講義について事前に収録し、オンデマンド配信にて学習した上で参加する形になるだろうと報告があった。  
(荒川常務理事)
- 8/21 令和4年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習・学術研修会 [東京・TKP ガーデンシティー竹橋]  
デジタル機器の使用方法について、実習にて学ぶことができたことと報告があった。機器の校正が適切になされていない現状について、標準的な使用方法等学ぶ研修会を開催できればいいと感じたと報告された。  
(岡田常務理事)
- 8/20・21 リレー・フォー・ライフ・ジャパン2022広島 (尾道) (資料12)  
[尾道しまなみ交流館、しまなみ交流館前広場]  
参加者250名、Youtube 視聴が両日で約1,000名であり、ハイブリッド開催前に比べて倍増したと報告があった。  
(竹本常務理事)
- 8/4 広島県病院薬剤師会・地域医療連携支援検討委員会 [Zoom]  
10月8日の合同研修会の座長が山田先生と呉の大塚茂雄先生に決定したこと、今後の研修会の内容を検討したと報告があった。  
(指導)
- 8/25 中国四国厚生局及び広島県による社会保険

医療担当者の新規個別指導  
[広島合同庁舎 北会議室] (下田代理事)

### 3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (野村専務理事)  
9月7日 (水) 午後7時～  
(議事要旨作成責任者【予定】岡田 啓司)  
9月22日 (木) 午後7時～  
10月6日 (木) 午後7時～  
10月19日 (水) 午後7時～  
11月9日 (水) 午後7時～
- (2) 広島県オンライン診療・服薬指導セミナー (第1回)の講演者の推薦について (資料13) (豊見副会長)  
日 時：9月3日 (土) 14:00～15:45  
場 所：広島県医師会館 (オンライン開催に変更)  
講 演 者：災害対策委員会委員長 申田慎也先生  
講演内容：コロナ禍における広島県の取組  
「自宅療養者のための広島県オンライン診療センターの設置」
- (3) 県民公開講座について (野村専務理事)  
日 時：11月19日 (土) 14:00～  
講 師：野 村 功次郎 氏 (防災家・危機管理アドバイザー)  
講師について決定したと報告があった。
- (4) 令和4年度広島県認知症疾患医療センター合同WEBセミナーについて (資料14) (野村専務理事)  
日 時：9月29日 (木) 18:30～20:00  
開催方法：WEB形式  
参加費：無料  
申込締切：9月15日 (木)
- (5) 会営二葉の里薬局の収支状況及び処方箋応需状況報告について (資料15) (野村専務理事)  
7月はホテル療養患者が増えているため多くなっていると報告があった。  
二葉の里薬局の求人について、ハローワークで募集しているが応募者がなく、引き続き随時面接するという形でハローワークでの募集を継続し、広島県薬剤師会のHPの新着情報、求人・求職情報にも掲載して募集を続けると報告があった。
- (6) その他  
最後に野村専務理事より、最近19:30開始の会議が散見されるが、WEBでの会議も活用しつつ、できるだけ早い時間の開始・終了に協力をお願いしたいと注意喚起があった。

## ◆ 9月7日定例常務理事会議事要旨

日 時：令和4年9月7日 (水) 午後7時～午後9時15分  
場 所：広島県薬剤師会館  
議事要旨作成責任者：岡田 啓司  
出席者予定者：豊見会長、谷川副会長  
オンライン出席者：青野・豊見・中川・松尾各副会長、野村専務理事、秋本・荒川・井上・岡田・笠原・竹本・中島・二川・宮本・柚木・吉田各常務理事  
欠席者：石本常務理事

### 会長挨拶

皆さんご存じのようにコロナもほんのすこし落ち着いてきて、今日もオンライン診療センターの処方箋が50枚を下回っているような状況です。一時に比べると半分以下に落ち着いています。

人口と患者の割合ですが、広島県民の14%がかかっているという計算になります。日本全国でも15～16%です。これは2回目に入った人も全部、一人と数えているので、人数はこれよりちょっと少ないかわかりません。アメリカは30%ぐらいフランスに至っては50%が罹患した事になります。日本は第7波に関しては行動をフリーにして患者数を増やしましたけれども、この第7波の死亡者数は患者数ほどは増えてい

ない。要するに重症化率が低いというのが分かっていてそういう施策を採っている。その政策で患者数は増えて行きましたが、死亡者数は諸外国に比べると1/10ぐらいです。10万人当たりの死者数を計算した値ですが、やはり全然違います。医療崩壊に近いとか言いながら逼迫をするだけで、重症者の命はかなり救えているという結果であろうと思います。政策としては間違っていないのではないのでしょうか。

もう1つ話題になったのが、5日の晩に日経新聞等々に出てきたアマゾン薬局です。前からよくアマゾン薬局はどのような形かという話をしておりましたが、ある程度現実のものになるというのがニュースとして流れました。オンライン診療から出た電子処方箋をアマゾンのプラットフォームで薬局を選び、配送はアマゾンの配送システムを使うということで、たぶんアマゾンと契約をした薬局で、患者さんに一番近い薬局を選べるようにしてあるのか、その後の情報が出てないのでわかりません。人によっては、その薬局の在庫まですべてアマゾンに上げておいて、その在庫で間に合う処方箋を薬局を選んで、推薦をすると言うような形になるのではないかとも言われていますが、どちらにしても中・小薬局を使って、アマゾンの配送システムに乗せると言うシステム。例えば、佐伯区でアマゾンの配送網を使うとしたら佐伯区の中に一軒か二軒薬局を選べるようにしておき、そこに薬を収集に行つてアマゾンが配送をするというシステムであろうと思われる。そのオンライン服薬指導に関しては、この中はどういうふうな形で入っているのかはわからない。今後のアマゾンの展開ですが5・6年したらアマゾンは直営薬局を作るのではないかなという話もあります。どちらにしても結構、大きいアタックを持つ物になるのかなという想像をしています。

もう1つ、これに近い話題で東京で医療機関と契約をして医療機関にシステムを入れて、そこから契約をした薬局に情報を送る。それが一枚、トータルで300円。今薬剤師会で行っているファックスよりもちょっと高いですが、その一枚当たり300円で薬局に処方箋情報を送るというシステムです。同じ会社がやっているラインによって、その服薬指導をするシステムと組み合わせて、医療機関から処方箋を送るというシステムです。特定の契約をした薬局に送るシステム。それでいいのかという疑問が出てきます。今まで薬剤師会が医療機関に置いているファックスであれば、登録をしてない薬局にも送れるようなシステムであり。選択をしたところだけに、送れるシステムは独占禁止法に触れると厳しく言われています。ところがこれで、ビジネスとしてやるところが出てくるとそうはいかずに、その契約をしたところだけ送れる。これはいかがなものかと、これをそのままにして良いのでしょうか。このシステムに関しては5,000件ぐらいの薬局が既に登録をしているということが入っています。こういう面は急激に進んできており、患者さんが薬局に行かなくても薬局が配送をする。そして、オンラインで服薬指導するというシステムはどんどんどんどん広がってきています。これらの対策をいろいろ考えなくてはならないでしょう。これからは薬剤師会に何ができるかということも考えながら進んでいかなくては行けないというふうに思っています。

### 1. 審議事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症関連について(資料1)  
(豊見会長)

アセトアミノフェンの一斉同報を行った。この加算については今の所通知は出ていません。

実際の現場では、小児用だけではなく大人も困っ

ている。そういう状況であるのはもうドクターはわかってくれているだろうとは思いますが、よく連携取つて先生なんかは、状況も伝えやすいし、理解してもらいやすいが、連携取れないこともあって、そういった時にこちらの提案というかお願いをしても、なかなか受け入れてもらえないケースもある。難しいからこそ薬剤師会でそういった意見というか、発信ができればと思った。

今度の協議会の時に、一応医師会、歯科医師会に向けて話をする必要がある。その対応策として、ほかの薬局に行ってくださいというような返答をされてしまうのが一番困る。薬局を選ばれて来られている方で、他のお薬でも大丈夫だという提案をしているのに、お金かけて探してもらえつという返答になっちゃうと思う。隣の薬局に戻せとかいうようなドクターも出てくる可能性もある。患者さんもその薬でないと困るといわれる方もいる。患者さんがやっぱり食い下がってくる話も聞きます。

医師会には会長が個別に連絡することとした。

患者さんへ、お薬の内容が変わったり、ジェネリック希望の方にも仕方なく先発品をお渡しをしたりする場合がありますという悲惨な状況だということがわかっていただけるようなポスターを吉田常務理事中心で広報委員会で作成することとなった。

豊見副会長より、電話で服薬指導をした場合の報告について、薬剤交付支援事業終了後も報告が必要とされており、薬局の負担感が非常に大きいことについて、厚労省に確認したが、引き続き報告が必要とされたこと、またこの件について会員所属の薬局にFAX一斉同報を行ったことが報告された。

- (2) 認定実務実習指導薬剤師養成WSの費用負担について(資料2)(中川副会長)

ワークショップの参加費について来年度から、ワークショップ受講後に学生の受け入れをし、実習費の支払いの事後報告を受けた上で支払う事にしたと考えている。令和5年度からは、指導薬剤師を養成するためのワークショップ参加費をこういう手順で支払うことを通知をしながら、進めていくこととした。現在、登録薬局は県内に412あるが、実際に指導薬剤師がいる登録薬局は282しかない。そのうち実際に配属できている薬局が144しかないという現状を、いかに増やして行くかというための策である。この方向性で、中川・青野・谷川・松尾副会長で検討することとした。

また、谷川副会長より、薬局と大学の先生への説明会を年度内に開催しようという話も進めていると報告された。

- (3) 医薬品の適正使用検討特別委員会委員の推薦について(資料3)(谷川副会長)

(現 在) 谷川正之 副会長  
豊見敦 副会長  
(松尾副会長は広島大学病院薬剤部として就任)

任 期 委嘱の日~令和5年3月31日

回答期限 令和4年9月12日(月)

引き続き上記メンバーとすることが承認された。

- (4) 令和4年度版広島県薬剤師会会員名簿の作成について(谷川副会長)

内 容: 今まで通り

送付先：今まで通り

最後の頁に名簿を処分する際の注意事項を加えることとした。

- (5) 21世紀、県民の健康とくらしを考える会 県民フォーラムのタイトルについて（資料4）（谷川副会長）

メインテーマ：「食」

募集期限：9月27日（火）正午まで

何か案があれば9月20日までに事務局に報告することとした。

- (6) 公的機関・関係団体への委員等の推薦について（資料5）（谷川副会長）

- ア. 広島県地域包括ケア強化推進検討委員会（委員 有村典謙）（県へ書類依頼済）

中島常務理事を推薦することとした。

- イ. 広島県地域保健対策協議会在宅医療・介護連携推進専門委員会（委員 有村典謙）（地对協へ書類依頼済）

野村専務理事を推薦することとした。

- ウ. 広島県介護支援専門員協会（理事 有村典謙）

中川副会長を推薦することとした。

- (7) オンライン資格確認等に関する意見・要望について（資料10）（豊見会長）

何か意見等があれば9月20日までに事務局に報告することとした。

- (8) 後援、助成及び協力依頼等について（谷川副会長）

- ア. 第38回広島院内感染対策研究会の共催について（資料6）

日時：10月22日（土）14：00～17：00

場所：広島県医師会館

主催：特定非営利活動法人ひろしま感染症ネットワーク

（前回：承諾）

共催することを承認した。

## 2. 報告事項

- (1) 8月3日定例常務理事会議事要旨（別紙1）

- (2) 委員会等報告

（谷川副会長）

- 9/1 広島国際大学「早期臨床体験」打合せ〔広島県薬剤師会館〕

15日に1年生が81名早期体験で来館する。自分、情報センター長、薬局長、竹本常務理事の順で、薬剤師会、情報センター、薬局、にモバイルファーマシー等の説明を行うことについて、国際大学の三宅先生と打合せをし、その方向で動いていると報告された。

（中川副会長）

- 9/6 研修シラバス検討委員会〔広島県薬剤師会館・Zoom〕

令和5年2月のシラバス研修会がトレーシングレポートだったので、山田先生に交渉をお願いすることにした。令和5年度のシラバスの研修会の年間計画は、情報センターの定例研修会との日程を調整しながらということで、できれば年間五回、六回目指してやっていきたいということになっていると報告された。

（秋本常務理事）

- 8/31 在宅医療推進に向けた研修会合同WG（廿

日市）〔オンライン〕

昨年度は廿日市地域ではオンライン形式の研修会を開催したが、今年度は現地集合型の研修会を行うことにしている。日程を12月23日金曜日にして、グループワークをメインに進めていく予定。開催までもう一回開いて詳細をつめると報告された。

（竹本常務理事）

- 9/5 在宅医療推進に向けた研修会合同WG（福山）〔オンライン〕

昨年に引き続き、福山を担当している。今後、尾道と一緒にやるかどうかについて、福山としては、福山だけでやりたいということが確認できたので、前回と同じメンバーで行っていききたい。2月ぐらいに今年度の研修会を開催する。それに向けて打ち合わせを11月末か12月の頭ぐらいに会議を開催することになった。昨年は、廿日市と同じようにオンラインでの研修会だったが、今年度はぜひ集合でやりたいと報告された。

(3) 関連団体報告

（豊見会長）

- 8/27 第48回広島県国保診療施設地域医療学会〔広島市文化交流会館〕

今年は来賓も含めてズームでの参加でしたと報告された。

- 9/2 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課・広島県健康福祉局薬務課来会（電子処方箋のモデル事業）〔広島県薬剤師会館〕

電子処方箋のモデル事業の関係で、厚生労働省の方が来られた。

打ち合わせの中で、現状のオンライン診療の問題点について指摘した。院内処方でも不適切な医薬品を送付する等ガイドライン違反の形態を広告している医院が多くあるが放置されているのではないかと指摘したところ、注視しているということであった。（地域薬剤師会等総会）

- 9/4 第68回広島県女性薬剤師会総会〔広島県薬剤師会館〕

女性薬剤師会の会長が松村先生から安井先生に交代されたと報告された。

（青野副会長）

- 8/26 第168回中国地方社会保険医療協議会広島部会〔中国四国厚生局〕

（豊見副会長）

- 8/26 中国新聞取材〔南海老園豊見薬局〕

陽性者登録センターが稼働する件について取材があったと報告された。

（豊見日薬常務理事）

- 8/26 令和4年度全国医療機能情報提供制度及び薬局機能情報提供制度の全国統一システム構築に係るプロジェクト管理支援業務第1回住民・患者による活用促進のあり方に関する検討ワーキンググループ〔WEB〕

- 8/29 日本医療薬学会2022年度第4回定例理事会〔WEB〕

- 8/29 調剤と情報編集会議〔WEB〕

- 8/30 日本製薬団体連合会「患者向医療用医薬品情報提供資料」作成基準検討委員会（仮称）〔東京 日本製薬団体連合会〕

- 8/30 常務理事会〔東京 日薬〕（資料7）



- 8/31 日本医療薬学会2022年度第5回地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会 [WEB]
- 8/31 FIP加盟団体リーダー会議 [WEB]
- 9/1 令和4年度厚生労働科学研究「地域における効果的な薬剤師確保の取組に関する調査研究」臨時班会議 [WEB]
- 9/2 厚生労働省「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業」第2回普及促進活動検証委員会 [WEB]

(中川副会長)

- 8/10 広島リビング新聞社取材 [ノムラ薬局牛田旭店]

(松尾副会長)

- 9/1 日本薬剤師会研修プラットフォーム説明会 [オンライン]

日薬としてはオンラインで学べる環境を提供したいという大きな目的があり、医師会や看護協会は既にこういうプラットフォームを持っており、薬剤師会だけ持ってなかったので導入するという。全国的に統一した研修会を日薬が提供したい時に、このプラットフォームを通すことで、各県薬の例えば伝達講習とか、そういったことをしなくても済むということでした。主催者側の各県薬は研修会をこのプラットフォーム上で構成して作成することができる。ウェブ研修会であったり、今、県薬はピーティックスを使っていますけれども、研修会の登録とか料金の徴収も可能である。非会員もこのプラットフォームに登録すれば、受けることができるというようなシステムで、会員側としては、このシステムに登録すればシステム上で、チケットを購入したりすることが出来る。日薬とか他県が他の県に向けての研修会の開催も案内ができるような形で、例えば岡山県主催で広島県の人に聴いてもらえるように設定すれば、広島県で登録している薬剤師にも案内がきて、その研修会に参加できるようなシステム。今後、広島県薬として、どのように導入して使っていくかについて検討する必要があると報告された。

- 9/1 地対協 WG [広島県薬剤師会館・Zoom]

今年の活動についての方向性とアンケート調査と研修会について検討したと報告された。

(笠原常務理事)

- 9/7 令和4年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 [オンライン]
- 詳細は会誌で報告をさせていただくと報告された。

(柚木常務理事)

- 8/10 健康経営推進実証事業委員会 [広島県薬剤師会館]
- 8/31 第6回健康づくり講演会 [広島県薬剤師会館]

8月4日に出席したデータを活用した働きざかり世代の生活習慣改善策に係る県の検討委員会の状況について、8月10日に豊見副会長と吉田常務理事に報告した。また、この事業の方向性についての検討を行った。その後、8月31日に対象者の方に向けての高脂血症についての講演会をウォンツの前田先生にお願いした。20数名の参加者があったが、今までより少し質問等も多く、ちょっと面白い会になったと報告された。

(柚木・吉田各常務理事)

- 9/3 広島県オンライン診療・服薬指導セミナー (第1回) [オンライン]

申田委員より、県北や三次など、当番薬局を決めていない地域について、今後どうするか、課題提起があったと報告された。

野村専務理事より、明日薬事衛生大会と薬祖神祭の委員会を開催するにあたり、今の状況下で保留になっている懇親会を状況を見て決めるということだったが、20日なので減少してる気はするが、開催する方向で進めてもいいかという提案があり、大きく増えるようなことがあったらまた別途検討することで了承された。

会長より、薬剤師会の表彰式をどうするかという話があったが、薬剤師会しか表彰対象がないようなので、薬事衛生大会で行うのではなく、県薬の総会で代議員の前で表彰式を行うことで了承された。

(その他)

- 8/29 広島県オンライン診療・服薬指導セミナー打合せ [オンライン] (申田災害対策委員会委員長)

(指導)

- 9/7 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 [広島合同庁舎 北会議室] (竹本常務理事)

### 3. その他

- (1) 常務理事会の開催について (谷川副会長)

- 9月22日 (木) 午後7時～  
(議事要旨作成責任者【予定】笠原 庸子)
- 10月6日 (木) 午後7時～
- 10月19日 (水) 午後7時～
- 11月9日 (水) 午後7時～
- 11月24日 (木) 午後7時～

- (2) 広島県アルコール健康障害サポート医 (専門) 等養成研修会について (資料8) (竹本常務理事)

- 令和4年度広島県アルコール健康障害サポート医 (専門) 養成研修 I

- 日時: 10月1日 (土) 13:55~16:00
- 開催方法: オンライン (Zoom)
- 定員: 60名 (先着)
- 申込先: ファックス 082-892-1390

メール h-kyoten@senoriver.com

- 令和4年度広島県アルコール健康障害サポート医 (専門) 養成研修 II

- 日時: 11月12日 (土) 13:55~17:00
- 開催方法: オンライン (Zoom)
- 定員: 60名 (先着)
- 申込先: ファックス 082-892-1390

メール h-kyoten@senoriver.com

- 詳細: 広島県ホームページ  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/alcohol-support-doctor.html>

- (3) 令和4年度広島県地域リハビリテーション専門職等専門研修 (オンライン) について (資料9) (谷川副会長)

- 第1回 10月29日 (土) 広島、広島西、呉、広島中央圏域 定員50名程度
- 第2回 11月12日 (土) 備北圏域 定員50名程度
- 第3回 11月26日 (土) 広島、広島西、呉、広島

- 中央圏域 定員50名程度  
 第4回 12月6日(火) 広島、広島西、呉、広島  
 中央圏域 定員50名程度  
 第5回 12月13日(火) 尾三、福山・府中圏域  
 定員50名程度
- (4) 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会へ「ピンクリボングッズ販売」ブースの出展について(柚木常務理事)  
 期 間:11月5日(土)・6日(日)  
 場 所:広島国際会議場  
 カープ球団とのコラボグッズTシャツとマフラータオルを販売すると報告があった。

会長より、毎年の薬事衛生指導員と学校薬剤師の合同研修会だが、和歌山の西前先生にお願いをしようと思っている。早く日程を決めたいので、会場を抑えている委員会は日程を早めに決めていただきたいと依頼があった。

竹本常務理事よりトレーニングレポートの動画を会員向けのページに載せさせていただきたいということ、病薬がリンクを張らしてほしいということの報告があった。豊見副会長より、Vimeoであれば、会員限定でパスワードもつけることができ、サイトに埋め込み事もでき、アクセス解析とかもできるということで、検討することとした。

# 県薬日誌

日	付	行事内容
8月21日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リレー・フォー・ライフ・ジャパン2022広島 (しまなみ交流館)</li> <li>・健康サポート薬局研修B</li> <li>・令和4年度日本薬剤師会学校薬剤師部会 学校環境衛生検査技術講習・学術研修会 (東京・TKPガーデンシティ竹橋)</li> <li>・トレーニングレポート書き方動画作成(打合せ及び撮影)</li> <li>・子どもの病気と薬を学ぶ研修会 common diseaseを学ぶ (オンライン)</li> </ul>
22日	月	会計チェック
23日	火	広報委員会
24日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会(書面表決)</li> <li>・薬局実務実習受け入れ実行委員会</li> </ul>
25日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎 北会議室)</li> <li>・常務理事会</li> </ul>
26日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第168回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)</li> <li>・中国新聞取材(南海老園豊見薬局)</li> </ul>

日	付	行事内容
27日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第48回広島県国保診療施設地域医療学会(広島市文化交流会館)</li> <li>・第6回中国医療情報技師会研修会(オンライン)</li> </ul>
29日	月	広島県オンライン診療・服薬指導セミナー 打合せ (オンライン)
31日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回健康づくり講演会</li> <li>・在宅医療推進に向けた研修会合同WG(廿日市)(オンライン)</li> </ul>
9月1日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本薬剤師会研修プラットフォーム説明会(オンライン)</li> <li>・広島国際大学「早期臨床体験」打合せ</li> <li>・地対協WG</li> </ul>
2日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金広島支部来会</li> <li>・厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、広島県健康福祉局薬務課来会(電子処方箋のモデル事業)</li> </ul>
3日	土	広島県オンライン診療・服薬指導セミナー(第1回)(広島県医師会館・オンライン)
4日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第68回広島県女性薬剤師会総会</li> <li>・安田女子大学薬学部卒業後教育研修会(安田女子大学)</li> </ul>

日	付	行事内容
5日	月	在宅医療推進に向けた研修会合同WG (福山) (オンライン)
6日	火	研修シラバス検討委員会
7日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎 北会議室)</li> <li>令和4年度第2回中国・四国ブロックエイズ治療拠点病院等連絡協議会 (オンライン)</li> <li>常務理事会</li> <li>令和4年度第4回HMネット運営会議 (広島県医師会館)</li> </ul>
8日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第39回広島県薬事衛生大会実行委員会</li> <li>社会保険診療報酬支払基金広島支部 令和4年9月支部運営委員会 (社会保険診療報酬支払基金広島支部)</li> <li>広報委員会</li> <li>広島県病院薬剤師会地域医療連携支援検討委員会 (オンライン)</li> </ul>
9日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士会計処理確認指導</li> <li>抗HIV薬服薬指導研修会委員会</li> </ul>
10日	土	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬事情報センター定例研修会(テーマ:片頭痛)</li> <li>広島大学霞管弦楽団 Aurumn Concert 2022 (広島市南区民文化センター)</li> </ul>
12日	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>デロイト社インタビュー (オンライン)</li> <li>在宅支援薬剤師専門研修委員会</li> <li>在宅医療推進に向けた研修会合同WG (尾道) (オンライン)</li> </ul>
14日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>デロイト社インタビュー (オンライン)</li> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎 北会議室)</li> <li>日本薬剤師会薬剤師資格証発行に係る実務説明会</li> </ul>
15日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>広島国際大学薬学部1年次生「早期臨床体験」</li> <li>在宅医療の人材(訪問看護師)確保のための推進事業における検討委員会(第1回) (オンライン)</li> <li>退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会 (オンライン)</li> </ul>

日	付	行事内容
16日	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策担当課来会</li> <li>電子処方箋モデル事業安佐地域キックオフ (広島市立安佐市民病院)</li> <li>地对協 在宅医療・介護連携推進専門委員会第1回実務者会議 (オンライン)</li> </ul>
18日	日	認定実務実習指導薬剤師養成講習会
18日・19日		第61回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 岡山 (就実大学)
21日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局来局(「オンライン資格確認」の早期申込・早期導入に向けた取組について) (相田薬局)</li> <li>広報委員会(会誌11月号 巻頭特集対談)</li> <li>健康サポート薬局委員会</li> </ul>
22日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎 北会議室)</li> <li>常務理事会</li> </ul>
23日	金	がん検診サポート薬剤師出前講座 (フジグラン広島(健康フェスタ))
25日	日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度「薬草に親しむ会」(山県郡安芸太田町 深入山セラピーロード)</li> <li>在宅医療推進に向けた研修会(退院時カンファレンス等メンター制度検討委員会) (オンライン)</li> </ul>
26日	月	復職支援研修会
27日	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>第169回中国地方社会保険医療協議会広島部会 (中国四国厚生局)</li> <li>認定基準薬局運営協議会</li> </ul>
28日	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7回健康づくり講演会</li> <li>子どもの病気と薬を学ぶ研修会 医療的ケア児について学ぶ (オンライン)</li> </ul>
29日	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>「21世紀、県民の健康と暮らしを考える会」第2回役員会 (広島県医師会館)</li> <li>令和4年度広島県認知症疾患医療センター合同WEBセミナー (オンライン)</li> </ul>
10月1日	土	「建国を祝う集い」運営委員会 (RCC文化センター)

日	付	行事内容
2日	日	・2022年度緩和ケア薬剤師研修 ・福山大学薬学部開設40周年記念式典・記念講演 (福山大学)
3日	月	薬剤師資格証発行に係る実務説明会打合せ
4日	火	在宅医療推進に向けた研修会合同WG (尾道・因島) (オンライン)
5日	水	・中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導 (広島合同庁舎 北会議室) ・社会保険診療報酬支払基金広島支部来会
6日	木	・社会保険診療報酬支払基金広島支部来会(新センター長挨拶) ・常務理事会 ・令和4年度第1回在宅医療推進委員会
7日	金	・第39回広島県薬事衛生大会(司会者との打ち合わせ) ・薬剤師資格証発行に係る実務説明会
8日	土	・日本薬剤師会第3回都道府県会長協議会 (宮城県仙台市 江陽グランドホテル) ・宮城県薬剤師会ウェルカムパーティー (宮城県仙台市 江陽グランドホテル) ・広島県病院薬剤師会地域医療連携支援検討委員会研修会
9日・10日		・第55回日本薬剤師会学術大会 (仙台国際センター) ・第62回薬学教育者ワークショップ中国・四国 in 福山 (福山大学)

日	付	行事内容
11日	火	中国新聞取材 (南海老園豊見薬局)
12日	水	中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導 (広島合同庁舎)
13日	木	・広島県薬剤師会薬事情報センター業務紹介、薬剤師の災害活動について講義およびモバイルファーマシー見学 ・社会保険診療報酬支払基金広島支部令和4年10月審査運営協議会 (社会保険診療報酬支払基金広島支部)
14日	金	健康経営推進実証事業委員会
15日	土	日薬中国ブロック会議 (山口 ホテルニュータナカ)
16日	日	・2022年度緩和ケア薬剤師研修 ・第5回薬と健康の「やく薬フェスタ」 (広島駅南口地下広場)
18日	火	・会計チェック(部会、会館、研修協議会) ・広島県薬剤師会薬事情報センター業務紹介、薬剤師の災害活動について講義およびモバイルファーマシー見学
19日	水	常務理事会
20日	木	・第39回広島県薬事衛生大会 ・令和4年度薬祖神大祭 ・広報委員会 ・令和4年度第1回広島県認知症地域支援体制推進会議 (オンライン)

## 行事予定 (令和4年11月)

- 11月3日(木) 広島県在宅支援薬剤師専門研修会 I
- 11月5日(土) 日本薬学会中国四国支部令和4年度第2回役員会／日本薬学会中国四国支部・日本薬剤師会中国四国ブロック・日本病院薬剤師会中国四国ブロック合同会議
- //
- 11月6日(日) } 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会  
(広島国際会議場)
- 11月8日(火) がん検診サポート薬剤師出前講座(広島ガーデンパレス)
- 11月9日(水) がん検診サポート薬剤師出前講座(メキシケムジャパン(株)三原製造所)
- // 常務理事会
- // 令和4年度第2回在宅医療推進委員会
- 11月10日(木) 広島大学薬学部実務実習事前学習指導(広島大学薬学部)
- 11月12日(土) 薬事情報センター定例研修会(テーマ:認知症における多職種連携)
- 11月17日(木) 広島大学薬学部実務実習事前学習指導(広島大学薬学部)
- //
- 11月18日(金) } 令和4年度学校環境衛生・薬事衛生研究協議会(和歌山城ホール)
- 11月19日(土) 県民公開講座
- 11月20日(日) 在宅支援薬剤師専門研修Ⅲ(無菌製剤処理研修③④)
- // 第75回広島医学会総会(広島県医師会)
- 11月23日(水) 認定実務実習指導薬剤師養成講習会(まなびの館ローズコム)
- 11月24日(木) 第171回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- // 常務理事会
- 11月26日(土) 広島国際大学薬学部卒後教育研修会(広島国際大学呉キャンパス)
- 11月27日(日) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)直前講習会(安田女子大学)
- 11月28日(月) 第100回広島県薬事審議会(オンライン)

## 行事予定（令和4年12月～令和5年1月）

- 12月2日(金) 令和4年度第2回自立支援多職種ネットワーク推進会議(オンライン)
- 12月3日(土) シラバス研修会(論文、文献をもとにしたデータ解析)(仮)
- 12月4日(日) 安田女子大学薬学共用試験(OSCE)本試験(安田女子大学)
- 12月7日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導(広島合同庁舎)
- // 常務理事会
- // 令和4年度第3回在宅医療推進委員会
- 12月8日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(福山商工会議所)
- 12月11日(日) 県民が安心して暮らせるための四師会協議会 令和4年度県民フォーラム
- 12月14日(水) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の個別指導  
(広島合同庁舎 北会議室)
- 12月18日(日) 健康サポート薬局研修A(オンライン)
- 12月22日(木) 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導(広島合同庁舎)
- // 常務理事会
- 12月23日(金) 在宅医療推進に向けた研修会(廿日市市商工会議所)
- 12月26日(月) 第172回中国地方社会保険医療協議会広島部会(中国四国厚生局)
- 1月5日(木) 令和5年薬事関係者新年互礼会(場所未定)
- 1月11日(水) 日本薬剤師会第4回都道府県会長協議会(東京・日薬)
- // 日本薬剤師会新年賀詞交歓会(明治記念館)
- // 中国四国厚生局及び広島県による社会保険医療担当者の新規個別指導及び個別指導  
(広島合同庁舎 北会議室)
- 1月13日(金) 在宅医療推進に向けた研修会(尾道・因島)(オンライン)
- 1月14日(土) 薬事情報センター定例研修会(テーマ:更年期障害と漢方)
- 1月15日(日) 「薬剤師のための予防接種研修プログラム」研修・講義



令和4年8月8日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様  
一般社団法人広島県病院薬剤師会会長 様  
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

## 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について（通知）

このことについて、令和4年8月5日付け薬生発0805第23号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
（担当者 勝原）

別紙

薬生発0805第23号  
令和4年8月5日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

## 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について

処方箋医薬品以外の医療用医薬品（薬局製造販売医薬品以外の薬局医薬品をいう。以下同じ。）の販売方法等については、「薬局医薬品の取扱いについて」（平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「薬局医薬品通知」という。）において、薬局医薬品の取扱い及び留意事項等を示しているところですが、薬局医薬品通知の趣旨を逸脱した不適切な販売方法が散見されることから、下記のとおり改めて整理しましたので、御了知の上、貴管下関係団体、関係機関等へ周知いただき、不適切な事例については指導を徹底されるようお願いいたします。

記

### 1. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付

処方箋医薬品以外の医療用医薬品については、処方箋医薬品と同様に、医療用医薬品として薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者（以下「薬剤師等」という。）によって使用されることを目的として供給されるものであるため、薬局医薬品通知の第1の1.（2）に掲げる場合を除き、薬局においては、処方箋に基づく薬剤師による薬剤の交付が原則であること。

## 2. 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の処方箋に基づく薬剤の交付の例外

### (1) 考え方

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売又は授与（以下「販売等」という。）は、要指導医薬品又は一般用医薬品（以下「一般用医薬品等」という。）の販売等による対応<sup>\*</sup>を考慮したにもかかわらず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られていること。

なお、販売等に当たっては、(2)の事項を遵守すること。

また、(3)に掲げるような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

#### ※ 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等による対応

同様の効能効果を有する一般用医薬品等がある場合はまずは当該一般用医薬品等を販売等することとし、一般用医薬品等の在庫がない場合は他の薬局や店舗販売業を紹介等するなど、一般用医薬品等の販売等による対応を優先すること。

### (2) 遵守事項

#### ア 受診勧奨

必要な受診勧奨を行った上で、販売等しなければならないこと。

#### イ 必要最小限の数量

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医療用医薬品を使用しようとする者に対し、他の薬局開設者からの当該医療用医薬品の購入又は譲受けの状況を確認し、医療機関を受診できるまでの期間及び医薬品の特性等を考慮した上で、販売等を行わざるを得ない必要最小限の数量に限り販売等しなければならないこと。

また、反復継続的に医薬品を漫然と販売等するようなこと（いわゆるサブスクリプションなどを含む。）は、医薬品を不必要に使用するおそれがあり、不適切であること。

加えて、薬事承認された効能・効果、用法・用量の範囲を超えた、適応外使用を目的とする者への販売等は不適切であること。

#### ウ 販売記録の作成

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「医薬品医療機器等法施行規則」という。）第14条第3項及び第4項の規定に基づき、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の品名、数量、販売等の日時等を書面に記載し、当該書面を2年間保存しなければならないこと。

また、同条第6項の規定により、当該医薬品を購入し、又は譲り受けた者の連絡先を書面に記載し、これを保存するよう努めなければならないこと。

#### エ 保管場所

調剤室又は薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）第1条第1項第9号に規定する貯蔵設備を設ける区域において保管しなければならないこと。

#### オ 分割方法

調剤室において、薬剤師自らが必要最小限の数量を分割した上で、販売等しなければならない。なお、医薬品の販売等にあたり、あらかじめ決まった数量に分包等しておくことは、小分け製造に該当するため、医薬品製造業の許可等が必要であること。

#### カ 対面による販売等及び服薬指導の実施

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第36条の4及び医薬品医療機器等法施行規則第158条の8の規定により、薬局開設者は、その薬局において医薬品の販売等に従事する薬剤師に、当該薬局内の情報の提供及び指導を行う場所において、



対面により、書面等を用いて必要な情報（用法、用量、使用上の注意、当該薬局医薬品との併用を避けるべき医薬品その他の当該薬局医薬品の適正な使用のために必要な情報）を提供させ、処方箋医薬品以外の医療用医薬品が一般用医薬品とは異なり医療において用いられることを前提としていることを十分に考慮し、必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならないこと。

また、薬剤師は、あらかじめ、当該医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況、性別、症状等を確認しなければならないこと。

さらに、当該医薬品を使用しようとする者に対して提供した当該情報及び服薬指導の内容を理解したこと並びに質問の有無について確認しなければならないこと。

#### キ 直接の容器又は被包への記載

分割販売する処方箋医薬品以外の医療用医薬品には、医薬品医療機器等法第50条に規定する事項及び同法第52条に規定する容器等への符号等の記載又はその写しの添付を行うなどしなければならないこと。

#### ク 使用者本人への販売等

医薬品医療機器等法第36条の3第2項の規定により、薬剤師等が業務の用に供する目的で薬局医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売等する場合を除き、使用しようとする者以外の者に対して、正当な理由なく、販売等を行ってはならないこと。

なお、正当な理由については、薬局医薬品通知の第2の2.のとおり。

#### ケ 薬剤服用歴の管理

販売等された処方箋医薬品以外の医療用医薬品と医療機関において処方された薬剤等との相互作用・重複投薬を防止するため、当該医薬品を使用しようとする者の薬剤服用歴の管理を実施するよう努めなければならないこと。

また、医薬品の適正使用の観点から、当該医薬品を使用しようとする者の状況や、販売等した数量を適正と判断した理由を記載すること。

#### コ お薬手帳

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を使用しようとする者が手帳を所持していない場合はその所持を勧奨し、当該者が手帳を所持している場合は、必要に応じ、当該手帳を活用した情報の提供及び服薬指導を行わなければならないこと。

#### サ 薬剤使用期間中のフォローアップ

医薬品医療機器等法第36条の4第5項及び医薬品医療機器等法施行規則第158条の9の2の規定に基づき、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入し、又は譲り受けた者における当該医薬品の使用状況を継続的かつ的確に把握し、必要な情報を提供し、又は必要な薬学的知見に基づく服薬指導を行わなければならないこと。

#### シ 手順書の作成及び手順書に基づく業務の実施

処方箋医薬品以外の医療用医薬品を販売等する場合は、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第3号）第1条第2項第4号及び第5号に規定する手順書に、その販売等に必要手順等を明記する必要があること。

また、当該手順書に基づき、適正に業務を実施しなければならないこと。

#### ス 広告

医薬品を使用しようとする者のみの判断に基づく選択がないよう、引き続き、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を含めた全ての医療用医薬品について、一般人を対象とする広告は行ってはならないこと。

### (3) 不適切な表現

薬局における処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売等は、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合に限られて

おり、次のような表現を用いて、処方箋医薬品以外の医療用医薬品の購入を消費者等に促すことは不適切であること。

- ・「処方箋がなくても買える」
- ・「病院や診療所に行かなくても買える」
- ・「忙しくて時間がないため病院に行けない人へ」
- ・「時間の節約になる」
- ・「医療用医薬品をいつでも購入できる」
- ・「病院にかかるより値段が安くて済む」

また、上記に限らず、やむを得ず販売等を行わざるを得ない場合以外でも、処方箋医薬品以外の医療用医薬品を購入できるなどと誤認させる表現についても同様であること。

令和4年8月9日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様  
広島県医薬品卸協同組合理事長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬務課

## 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき 緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」 の一部改正について（通知）

このことについて、令和4年8月9日付け薬生総発0809第2号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
（担当者 勝原）

別紙

薬生総発0809第2号  
令和4年8月9日

各 〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
（公 印 省 略）

## 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき 緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」 の一部改正について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

緊急避妊に係る診療の提供体制の整備に関する取組については、「[オンライン診療の適切な実施に関する指針]を踏まえた緊急避妊に係る診療の提供体制整備に関する薬剤師の研修について(依頼)」(令和2年1月17日付け薬生総発0117第7号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)に基づき緊急避妊薬を調剤する薬剤師に対して研修を実施することとしています。また、「[オンライン診療の適切な実施に関する指針]に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」(令和2年4月2日付け薬生総発0402第2号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知。以下「一覧公表通知」という。)に基づき、当該研修を修了した薬剤師等の一覧の情報を厚生労働省のホームページにおいて公表しているところです。

今般、オンライン診療を行う医師及び緊急避妊薬の処方・調剤を求める患者が、緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局を確認する際の利便性の観点から、一覧の形式を改めて薬局ごとに情報を掲載するとともに、一覧公表通知を下記のとおり改正することとしましたので、御了知いただくとともに、当該内容について、貴管下の薬局、関係団体等に対し周知をお願いします。

なお、一覧に掲載されている薬局におかれましては、緊急避妊薬の調剤に関する体制を確実に整備するとともに、薬局及び薬剤師の一覧に掲載されている情報に変更が生じた場合や、薬局内に研修を修了した薬剤師が在籍しなくなるなど「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づいた緊急避妊薬の調剤対応ができなくなる場合は速やかに届け出るよう、御留意をお願いいたします。

記

一覧公表通知の一部を別添のとおり改正する。

(別添)

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項</p> <p>(1) 公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月31日付け医政発0731第7号厚生労働省医政局長通知。以下「指針」という。)に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、患者のプライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲用水の確保等に対応できるような体制を整備すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 薬局は、当該薬局又は当該薬局に所属する薬剤師について、薬局及び薬剤師の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、薬局が所在する都道府県の都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 公表された薬剤師及び薬局における留意事項</p> <p>(1) 公表された薬剤師及び薬局においては、薬剤師が「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月31日付け医政発0731第7号厚生労働省医政局長通知。) (以下「指針」という。)に基づき調剤等を行うために、緊急避妊薬の備蓄、プライバシーへの十分な配慮、緊急避妊薬を服用するための飲用水の確保等に対応できるような体制を整備すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 研修を修了した薬剤師は、薬剤師等の一覧に掲載されている情報に変更があった場合には、別添2の様式を用いて、研修を受講した都道府県薬剤師会に速やかに届け出ること。都道府県薬剤師会においては、届出を受理した後、1(1)の提出先に当該内容を電子媒体で提出すること。</p>

令和 4 年 8 月 26 日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬務課

## 新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの製造販売時等の取扱いについて（通知）

このことについて、令和 4 年 8 月 24 日付け薬生機審発0824第 2 号、薬生安発0824第 1 号及び薬生監麻発0824第 11 号より厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長、同局医薬安全対策課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 製薬振興グループ、薬事グループ  
電話 無線 7-99-3223、3222  
(担当者 深本、後河内)

### 別紙

薬生機審発0824第 2 号  
薬生安発0824第 1 号  
薬生監麻発0824第 11 号  
令和 4 年 8 月 24 日

各 〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

## 新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの製造販売時等の取扱いについて

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、体外診断用医薬品である新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キット（以下「医療用抗原検査キット」という。）の需要が増加しています。国内の製造販売業者各社が可能な限り増産に努めて供給の強化を進めていますが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、抗原検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場面等にセルフチェックとして自ら検査を実施する体制を強化し、感染拡大防止を図るため、「一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットに係る製造販売承認申請の取扱いについて」（令和 4 年 8 月 17 日付け薬生機審発0817第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長通知）別添の「一般用 SARS コロナウイルス抗原キットに係る一般用検査薬ガイドライン」が策定されたことを踏まえ、一般用医薬品としての新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キット（以下「一般用抗原検査キット」という。）が承認されることが見込まれます。ついては、医療用及び一般用抗原検査キットの両製造販売承認を取得した製造販売業者が、一般用抗原検査キットを製造販売する場合の取扱いについて、下記のとおりとするこ

としましたので、貴管下の関係者に周知願います。

なお、下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する場合には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意頂くようお願い致します。

#### 記

1. 一般用抗原検査キットとして製造販売承認を得た医薬品について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第50条の規定による記載を直接の容器又は直接の被包に行ういとまがない場合、法第52条第2項の規定に基づく事項を記載した文書（以下「添付文書」という。）を添付することにより一般の消費者等が法第50条の規定による記載事項を認識できる状態であることから、法第50条の規定による記載事項が直接の容器又は直接の被包に記載されていることを要しないこと。また、その場合において、その直接の容器又は直接の被包に「医療用医薬品」と記載されていることは差し支えないこと。なお、シール等を容器又は被包へ貼付することにより、法第50条各号又は法第52条第2項の記載事項を表示することも認められること。

この場合、製造販売業者は製造販売する製品を医療用医薬品又は一般用医薬品のいずれとして製造販売したのか、製造番号又は製造記号等で適切に管理し、卸売販売業者、薬局又は店舗販売業者において適切に取り扱われるように必要な情報提供等を行うこと。

2. 通常、添付文書の添付（個装箱等内へは封入せず、別添として添付文書と個装箱等とを一体化させる行為を含む。）やシール等の貼付による外装の変更については、医薬品の製造業者が行うが、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、供給確保の観点からやむを得ない場合においては、一般用抗原検査キットとして製造販売承認を取得した医薬品について、製造販売業者の責任の下で、薬局、店舗販売業者又は卸売販売業者がこれらの行為を行うことについては差し支えないこと（ただし、添付文書又はシールは製造販売業者が提供するものに限る）。

3. 医療用抗原検査キットとしての出荷判定後に、製造販売業者又は製造業者の倉庫に保管されていた医療用抗原検査キットについて、再度、小分け、包装、表示等を行った上で、一般用抗原検査キットとしての出荷判定に合格した後に、一般用抗原検査キットとして出荷することは差し支えないこと。

4. 本通知が廃止された場合は、一般用抗原検査キットとしての、直接の容器又は直接の被包の記載に従った陳列、販売及び情報提供等を行うこと。また、本通知が変更された場合は、変更後の通知に従うこと。

5. 一般用抗原検査キットの広告を行うにあたり、同一の製造販売業者が医療用抗原検査キットとして承認を取得した製品又はその個装箱の写真を使用することは差し支えないが、当該広告が一般用抗原検査キットの広告であることを一般人が容易に認識できるよう留意すること。

令和4年8月26日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬務課

## 新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売時における留意事項について（通知）

このことについて、令和4年8月24日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医薬・生活衛生局総務課、同局医療機器審査管理課、同局医薬安全対策課及び同局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担 当 製薬振興グループ、薬事グループ  
電 話 無線 7-99-3223、3222  
(担当者 深本、後河内)

別 紙

事 務 連 絡  
令和 4 年 8 月 24 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

## 新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス 抗原定性検査キットの販売時における留意事項について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る一般用抗原定性検査キット（以下「抗原検査キット（OTC）」という。）について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第23条の2の5第1項の承認を得て、製造販売されることとなったことを踏まえ、抗原検査キット（OTC）を販売するに当たっての留意点を下記のとおり整理しましたので、御了知いただくとともに、貴管内の薬局及び店舗販売業者へ周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 第1 基本的な考え方

- 抗原検査キット（OTC）は使用者自身で新型コロナウイルス感染症の診断を行うものではなく、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施することにより、適切な行動の選択の参考とし、より確実な医療機関の受診等につなげ、感染拡大防止を図るためのものであること。
- 抗原検査キット（OTC）は、感染していてもウイルス量が少ない場合には、結果が陰性となる場合があるため、無症状者に対する確定診断には使用できず、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じる必要があること。
- 体調不良等の症状を感じる者が購入のために来局・来店することは、感染対策の観点から避けるべきであり、そのような場合は、代理人による購入若しくはインターネット販売等を利用した購入又は症状に応じて医療機関の受診を考慮するものであること。
- 抗原検査キット（OTC）は薬機法における第一類医薬品であり、販売に当たっては、以下の事項等を踏まえ、丁寧な説明や、販売に当たっての記録の保存等を適切に行う必要があること。
  - ・薬剤師により書面を用いて情報提供を行う義務があること
  - ・相談があった場合には薬剤師が対応する義務があること
  - ・販売した数量や日時、情報提供の内容を理解したことの確認結果の保存等が求められていること
- これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査キット（OTC）を販売するに当たっては、第2の対応を求めること。

## 第2 抗原検査キット（OTC）の販売方法

### 1. 販売時の情報提供

抗原検査キット（OTC）の販売に当たっては、特に次に示す内容について、購入希望者に対し丁寧に説明し、理解したことを確認して販売することが必要であること。

なお、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法（オンライン）による情報提供を行い販売することも差し支えないこと。

- (1) 抗原検査キット（OTC）は、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして使用するものであり、使用者自身で新型コロナウイルス感染症の診断を行うことはできないものであり、以下の事項等について、丁寧に説明を行うこと。
  - ・偽陰性の可能性があること
  - ・陰性証明として用いることはできないこと
- (2) 検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、製造販売業者が作成した説明用資料を適切に用い、図や動画等も活用しながら、丁寧に説明を行うこと。
- (3) 結果の判定について、使用者が検査後に適切な行動を選択できるよう、特に以下の内容について、丁寧に説明を行うこと。
  - ・陽性の判定の場合には、医師を配置する健康フォローアップセンター等（例：陽性者登録センター）への登録や診療・検査医療機関の受診など、使用者の居住する自治体の受診等の案内に従って、受診等を行うこと
  - ・陰性の判定の場合でも、偽陰性の可能性があることも考慮し、症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けること。症状がある場合には、使用者の居住する自治体の受診等の案内に従って、受診等を行うこと

あわせて、陽性となった使用者から相談があった場合は、使用者に対し、使用者の居住する自治体の受診等の案内に従って、必要な連絡先等を案内する等の対応を行うこと。
- (4) 対面販売ではなく、インターネット販売等特定販売を行う場合には、メール等により提供した情報全体について理解したことを確認するのではなく、個別にチェックボックスを設けるなど（1）～（3）の項目ごとに個別に理解したことを確認すること。
- (5) 販売に当たり、購入した抗原検査キット（OTC）の全部又は一部を他者に販売又は授与する行為（転売）は、薬機法第24条第1項に違反するおそれがあることを情報提供するなど、適切に対応すること。

### 2. 陳列、広告、販売、搬送及び記録

- (1) 販売等に当たり、抗原検査キット（OTC）と、新型コロナウイルス抗原の有無を測定するキットのうち、診断を目的とせず研究用等と称する製品（以下「研究用抗原検査キット」という。）を併売するなど、購入者が両者を混同するような陳列、広告及び販売等は行わないこと。
 

なお、研究用抗原検査キットについては、その性能等が保証されていないものであり、販売を控えるなど、消費者が適切に薬機法に基づく承認を受けた抗原検査キットを選択できる環境整備に努められたい旨を示してきたところであり、引き続きその趣旨を踏まえた対応を行うこと。
- (2) 「薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律等の施行等について」（平成26年3月10日付け薬食発0310第1号厚生労働省医薬食品局長通知）に示しているとおり、搬送についても薬局の管理者や店舗管理者の管理業務に含まれるものであり、販売した抗原検査キット（OTC）を搬送する際は、抗原検査キット（OTC）の品質が適切に管理できる方法で搬送することが求められること。このため、配送業者等に対して必要な指示を出すこと等を通じて、抗原検査キット（OTC）の適正管理を行わなければならないこと。
- (3) 第一類医薬品を販売等した場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第14条第3項、第146条第3項及び第149条の5第3項の規定により、品名、数量、日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならないこと。

令和4年8月26日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局薬務課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

## 新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの 販売に関する監視指導及び留意事項について（通知）

このことについて、令和4年8月24日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担 当 薬事グループ  
電 話 無線 7-99-3222  
(担当者 後河内)

別 紙

事 務 連 絡  
令和4年8月24日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

## 新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの 販売に関する監視指導及び留意事項について

「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について」（令和3年12月22日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項について」（令和4年5月2日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに関する留意事項について（その2）」（令和4年8月19日付け事務連絡）において、新型コロナウイルス抗原の有無を測定する検査キットのうち、診断を目的とせず研究用等と称する製品（以下「研究用抗原定性検査キット」という。）の取扱いについて示したところです。

今般、当該事務連絡発出後の状況も踏まえ、研究用抗原定性検査キットについて、下記1のとおり販売に関する留意事項を整理しましたので、関係者に周知いただくとともに、関係部局と連携して貴管下販売業者等に対する指導を行って頂きますようお願いいたします。また、あたかも医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）に基づく承認を受けた体外診断用医薬品と誤認を与えるものについて下記2のとおり、貴管下販売業者に対する指導、取締りの徹底をお願いいたします。

なお、本事務連絡については、消費者庁及び公正取引委員会に確認済みであることを申し添えます。

記

### 1 販売に関する留意事項

新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられており、感染対策の観点から、疑い患者も含めて確実に受診につなげる



ことが重要である。

このため、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付け事務連絡）において、研究用抗原定性検査キットについては、薬機法に基づく承認を受けておらず、性能等が確認されたものではないこと、また、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べるために必要な検査の種類や検査結果の取扱いは各検査の特性・性能等に基づき医学的に判断する必要があることから、消費者の自己判断により、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べる目的で使用すべきではないこと等をお示しするとともに、リーフレット等を活用し、その周知を行ってきたところである。

さらに、消費者個人がセルフチェック等に使う場合であっても、薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットを用いることを前提に、適切な方法等で使用することや、結果が陽性だった場合には医療機関を受診すること、結果が陰性であっても偽陰性の可能性があることなどを理解する必要があることから、令和3年9月27日付けで、薬局において、薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットの販売を認めたところである。

なお、研究用抗原定性検査キットの販売に当たり、あたかも薬機法に基づく承認を受けたものと誤認を与えるような表示やあたかも研究用抗原定性検査キットを用いることで新型コロナウイルス感染症の罹患の有無が判断できると誤認を与えるような表示を行う等、紛らわしい表示や広告を行うこと等により、実際よりも著しく優良であると示す表示をする場合には、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するおそれがある。

薬機法の承認を受けていない等、質の確保が保証されていない研究用抗原定性検査キットについては、消費者が感染しているにもかかわらず、結果が陰性であった場合に、新型コロナウイルス感染症に罹患していないと誤解すること等により、医療機関への受診が遅れ、本人の健康に重大な影響を与える可能性や周囲の者に感染を拡大させるおそれがあることから、今後、薬機法の承認を受けていない等、質の確保が保証されていない研究用抗原定性検査キットの販売を控えるなど、消費者が適切に薬機法に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットを選択できる環境整備に努められたい。

## 2 薬機法に基づく監視指導について

研究用抗原定性検査キットのうち新型コロナウイルス感染症の診断を行うことが可能である旨の広告・販売を行うものについては、体外診断用医薬品であるとの誤認を与えるため、以下のいずれかに該当する製品については、関係部局と連携して指導を行うこと。また、以下に限らず、医薬品的効果効能を標ぼうし又は暗示するものは同様に指導を行うこと。

(1) 新型コロナウイルス感染症の診断目的・診断用途である旨が明示又は暗示されているもの（PCR検査等を行うためのスクリーニング目的での検査、感染疑いの判定補助を含む。）

例）「陽性の場合は医療機関を受診してください」などの検査結果によって感染症に対する対応を促す記載があるもの

(2) 新型コロナウイルス感染症に罹患していること又は罹患していないことが確認できる旨が明示又は暗示されているもの

(3) 諸外国において、医薬品又は医療機器として承認等されている旨が明示されているもの

例）IVD、海外において体外診断用医薬品又は医療機器としての承認等を取得

(4) 薬機法に基づく承認を受けた体外診断用医薬品を用いたPCR検査、抗原検査との比較表等を用い、あたかも新型コロナウイルス感染症の診断が可能であるかのように誤認させるもの

(5) 以上のほか、使用目的が明示されていないなど「診断以外の目的で使用するもの」であることが明らかでないものや「研究用」と称しながらも次の例示のように研究の用途とは異なる販売方法や標ぼうを行うもの

① 「研究用」と判断されず、指導の対象となる販売方法

例）・一般消費者を対象とする店舗又はインターネットサイトにおいて、医薬品、医薬部外品、体外診断用医薬品又は医療機器と並べて広告、販売するもの

・一般消費者を対象とする店舗又はインターネットサイトにおいて、新型コロナウイルス感染症対策、健康管理等のポップや広告、感染症対策の商品と共に陳列し、販売するもの

・一般消費者を対象とする店舗又はインターネットサイトにおいて、使用者の口コミとして、医療用又は一般用抗原定性検査キットの代替で用いることができる旨の口コミを掲載しているもの

・（自薬局又は隣接する薬局において）医療用抗原定性検査キットを販売している旨の掲示を行っている場合であって、研究用抗原定性検査キットの購入を希望する者に対し、「研究用」と称するキットは薬機法に基づく承認を受けた体外診断用医薬品ではないことを説明せずに販売するもの

- ・医療用又は一般用抗原定性検査キットを求める客に対し、同じ目的のために代替して使用できる旨説明して販売するもの
  - ・一般用 SARS コロナウイルス抗原キットに係る一般用検査薬ガイドラインが策定された又は医薬品である抗原定性検査キットのインターネット販売が解禁されたとの説明と共に陳列、広告、販売するもの
- ② 「研究用」と判断されず、指導の対象となる標ぼう（同様の意図を暗示する演述、図画を含む。）
- 例） ・大切な仲間と一緒に過ごす時間を取り戻すために
- ・外出前や人が集まるイベントに参加する前に手軽にチェックできる
  - ・不特定多数の人と関わる機会が多い人におすすめ
  - ・大切な人たちを守るために
  - ・家族みんなの安心のために
  - ・自分が感染者として感染拡大させる不安を払拭するために
  - ・新型コロナウイルスへの感染を疑う諸症状があり不安に感じている方に
  - ・来店するお客様に安全性を示せる
  - ・帰省前に
  - ・マナーとしての検査（セルフチェック）用に

令和4年9月12日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局薬務課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

## 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの 適正な選択に関するリーフレットについて（通知）

このことについて、令和4年9月8日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び同省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課から別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担 当 薬事グループ  
電 話 無線 7-99-3222  
(担当者 後河内)

別 紙

事 務 連 絡  
令和4年9月8日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

## 新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの 適正な選択に関するリーフレットについて

新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットについては、これまで、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2

月25日付け事務連絡)

- ・「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について」(令和3年12月22日付け事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する留意事項について」(令和4年5月2日付け事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について」(令和4年8月24日付け事務連絡)

により、

- ・ 消費者の自己判断により、新型コロナウイルス感染症の罹患の有無を調べる目的で使用すべきでないこと
- ・ 消費者は、研究用抗原定性検査キットではなく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。)に基づく承認を受けた医療用抗原定性検査キットを選ぶよう周知を行う

など、その取扱いをお示ししてきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に係る一般用抗原定性検査キットが薬機法に基づき承認を得て、製造販売されることになったことを踏まえ、周知に当たってのリーフレットを別添のとおり改訂しましたので、上記の事務連絡に記載の留意事項にご留意いただくとともに、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。また、消費者が研究用抗原定性検査キットではなく薬機法に基づく承認を受けた医療用又は一般用抗原定性検査キットを選ぶよう、改めて周知を行っていただくようお願いいたします。併せて上記の事務連絡の趣旨を踏まえ、貴管下販売業者に対する指導を引き続きお願いいたします。

なお、本事務連絡については、消費者庁と協議済みであり、同庁から関係各所にも周知されることを申し添えます。

**!** **新型コロナウイルスの抗原定性検査キットは国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください!**

「研究用」と称して市販されている抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」ではなく、性能等が確認されたものではないことにご注意ください。

**!** **国が承認した医薬品を使いましょう!**  
**※「研究用」は国が承認したものではありません。**

国が承認した医療用医薬品又は一般用医薬品(OTC)の抗原定性検査キットは、

- **【体外診断用医薬品】**又は**【第1類医薬品】**と表示されています。
- **取扱い薬局・薬店(インターネット含む)で薬剤師に相談して購入してください。**

体外診断用医薬品

新型コロナウイルス抗原定性検査キット

・購入時に薬剤師から使い方などについて説明があります。

研究用

新型コロナウイルス抗原定性検査キット

・「医薬品」との表示はありません。  
(注)○×は承認の有無を示します。

(※1)「研究用」は健康フォローアップセンターでの登録等には使えません。  
 (※2)体外診断用医薬品によるセルフチェックを行った場合であっても診断にはなりませんので、留意してください。

キットを使用し、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、受診等が必要ですので、薬剤師からの情報に従ってください。



令和4年9月14日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局薬務課長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

## 新型コロナウイルス抗原定性検査キットの インターネット販売の留意事項について (通知)

このことについて、令和4年9月13日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担 当 薬事グループ  
電 話 無線 7-99-3222  
(担当者 勝原)

## 別紙

事務連絡  
令和4年9月13日各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕  
〔特別区〕 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス抗原定性検査キットの  
インターネット販売の留意事項について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る一般用の抗原定性検査キット（以下「一般用抗原検査キット」という。）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第23条の2の5第1項の規定により、体外診断用医薬品として製造販売の承認を受けたものが、順次、製造販売され、インターネットでの販売が認められることとなりました。一方、新型コロナウイルス感染症に係る医療用の抗原定性検査キット（以下「医療用抗原検査キット」という。）の販売については、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いについて」（令和3年9月27日付事務連絡（令和4年3月17日一部改正））で示した取扱いから変更はなく、そもそも薬機法上インターネットでの販売は認められていません。

今般、医療用抗原検査キットをインターネットで販売する等の薬機法違反の疑い事例が報告されているため、改めて、医療用抗原検査キットの販売に係る注意事項を下記のとおりお示ししますので、貴管内の薬局、店舗販売業者及び卸売販売業者へ周知いただきますとともに、監視指導方、よろしく願いいたします。

## 記

## 第1 基本的な事項

1. 医療用抗原検査キットのインターネット販売は認められていないこと。
2. 一般用抗原検査キットとして販売（インターネット販売を含む）できるのは、製造販売業者から一般用抗原検査キットとして表示され、製造販売（出荷）されたもののみであること。  
一般用抗原検査キットとして承認された製品は以下を参照されたいこと。[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27779.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html)
3. 一般用抗原検査キットと容器・包装が同じであっても、一般用抗原検査キットとして表示・製造販売（出荷）されていない医療用抗原検査キットは、一般用抗原検査キットではないため、インターネット販売できないこと。
4. これらを踏まえ、第2のとおり、医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットを混同することなく、適正に販売すること。

## 第2 抗原検査キット販売時の留意事項

1. インターネット販売可能な抗原検査キット  
インターネット販売は、一般用抗原検査キットとして承認された製品であって、一般用抗原検査キットとして表示・製造販売（出荷）された製品に限ること。
2. 医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットの区別  
医療用抗原検査キットとして製造販売（出荷）された製品を購入し、一般用抗原検査キットとして販売してはならないこと。  
「新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの製造販売時等の

取扱いについて」(令和4年8月24日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、医薬安全対策課及び監視指導・麻薬対策課長通知)において、一般用抗原検査キットの製造販売について、医療用抗原検査キットの記載事項のまま一般用抗原検査キットの添付文書を添付すること等により、一般用抗原検査キットの表示として差し支えない旨が示されているが、この表示は製造販売業者の責任の下で行われるべきものであり、薬局の判断で添付文書等の表示変更を行わないこと。

なお、医療用抗原検査キットと一般用抗原検査キットの製造販売業者が同一であり、両者が同一の容器・包装で出荷される場合であっても、製造販売業者において、製造番号等により両者を区別し管理しているため、薬局において両者を同時に販売する場合は、製造番号等を確認の上、保管・管理の際に、両者を混同しないよう留意すること。

### 3. 医療用・一般用抗原検査キットと研究用抗原検査キットの区別

インターネット販売や店舗での販売において、研究用抗原検査キットを、承認を受けた医療用抗原検査キット又は一般用抗原検査キット(以下「医療用・一般用抗原検査キット」という。)と混同させるような販売方法を行わないこと。

特に、インターネット販売において、一般用抗原検査キットを購入しようとした消費者が、「検査キット」等と検索した際に、研究用抗原検査キットが一般用抗原検査キットと混同して検索結果として表示されることがないように、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットに係る留意事項について(周知依頼)」(令和3年2月25日付け事務連絡)等において研究用抗原検査キットの販売自粛等について示した内容を踏まえ、適切に対応すること。

また、抗原検査キットの販売サイトには、「新型コロナの検査キットは「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」を選びましょう!」のリーフレット([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_27779.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27779.html)等に掲載)を掲載するなど、研究用抗原検査キットを医療用・一般用抗原検査キットであると消費者が誤って認識して購入しないよう、注意喚起を行うこと。

令和4年9月21日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬 務 課

## 要指導医薬品として指定された医薬品について(通知)

このことについて、令和4年9月16日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課から、別紙のとおり事務連絡がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

なお、別紙の医薬品に関する情報については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>)

担 当 製薬振興グループ、薬事グループ  
電 話 082-513-3223、3222 (ダイヤルイン)  
(担当者 深本、勝原)

別紙

事務連絡  
令和4年9月16日各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課

**要指導医薬品として指定された医薬品について**

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第5項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第287号）が本日告示され、別表の医薬品が要指導医薬品として指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、後日、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html>）において掲載することとしております。

(別表)

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
ポリカルボフィルカルシウム	ギュラック	小林製薬株式会社	令和4年9月16日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3年）

令和4年9月20日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬務課

**令和3年度医薬品販売制度実態把握調査結果について（通知）**

このことについて、令和4年9月16日付け薬生総発0916第1号及び薬生監麻発0916第1号により、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局監視指導・麻薬対策課長から別紙のとおり通知がありました。

薬局及び医薬品販売業において、この調査で特に遵守率が不十分であった「第一類医薬品」や「濫用等のおそれのある医薬品」の販売体制を始めとして、より適切な販売体制が確立できるよう、貴会（組合）会員への周知徹底をお願いいたします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
（担当者 勝原）

別紙

薬生総発0916第1号  
薬生監麻発0916第1号  
令和4年9月16日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
(公 印 省 略)

### 令和3年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成21年度から毎年度行っています。平成26年度からは、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行っており、今般、令和3年度の調査結果を取りまとめましたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での販売においては、全体的な遵守率は前回から横ばいで推移しているものの、前回の調査で遵守率が低かった項目である「第一類医薬品の情報提供を行ったうち、文書による情報提供の有無」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」に関しては、前回から改善しているものの依然として他の項目より低い結果となっているため、これらの項目の更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

インターネットでの販売においては、例年遵守率の低い項目である「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」に関して、前回から低下し、他の項目より低い割合となっているため、店舗での販売と同様に販売ルールの徹底が必要です。

ついては、今回の調査で遵守率が不十分であった項目等を中心に監視指導の強化を行うとともに、販売に従事する薬剤師、登録販売者の資質向上に係る研修等について周知徹底いただくなど、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底に向けた対応をお願いします。

(別添)

#### 令和3年度医薬品販売制度実態把握調査結果について(概要)

令和4年9月  
医薬・生活衛生局総務課

#### 1. 調査の目的

消費者が薬局や店舗販売業において購入可能な医薬品の販売実態を、一般消費者からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図る。

#### 2. 調査の内容

注) 委託により実施(委託先:株式会社Imitoriz)

- (1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査  
一般消費者である調査員が、全国3,022件の薬局・店舗販売業者の店舗(薬局1,204件、店舗販売業1,818件)を訪問し、医薬品の販売ルールに係る事項等に関し店舗での販売状況等について調査(調査期間は令和3年11月~令和4年2月)  
(主な調査項目)

- ①従事者の区別状況
- ②要指導医薬品の販売方法(本人確認、薬剤師による販売)
- ③一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況 等

- (2) 薬局・店舗販売業の特定販売(インターネット販売)に関する調査  
特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト517件を対象に、医薬品の販売ルールに係る事項等に関しインターネットでの販売状況等について調査(調査期間は令和3年11月~令和3年12月)

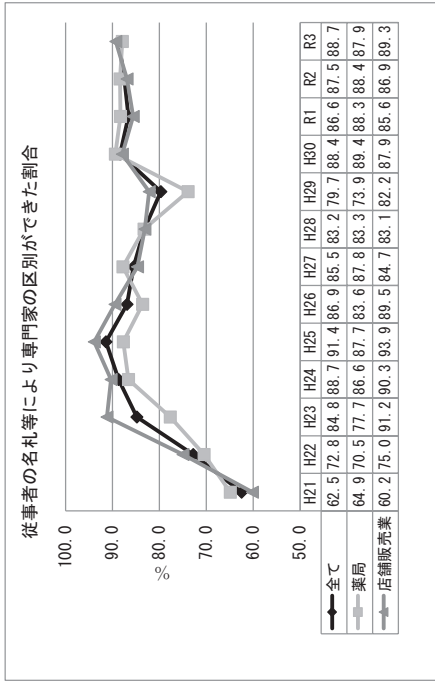
3. 主な調査結果 (括弧内の数字は昨年度の結果)

(小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります)

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

① 従事者の名札等により専門家の区別ができたか：

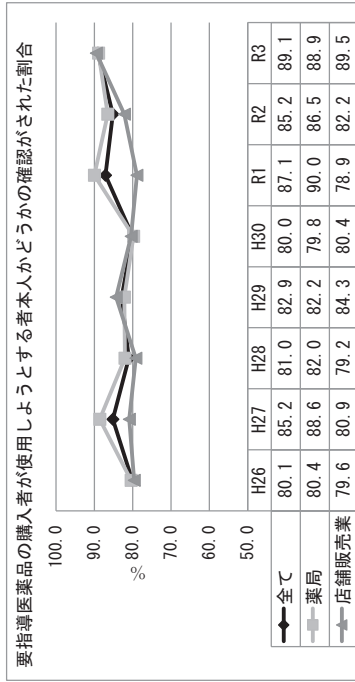
区別できた 88.7%(87.5%)／区別できなかった等 11.3%(12.5%)



※平成21年度から25年度は「名札を付けていたかどうか」を調査

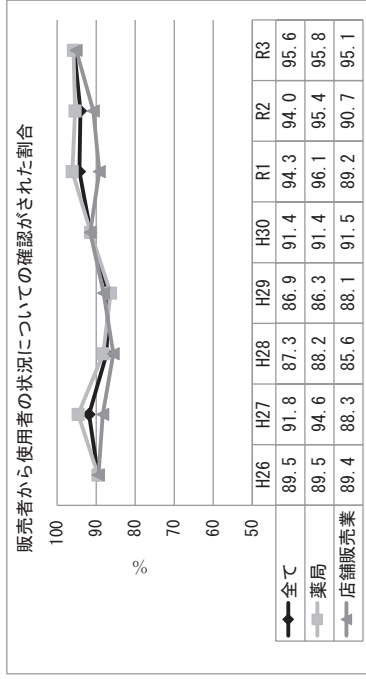
② 要指導医薬品の購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認：

確認あり 89.1%(85.2%)／確認なし 10.9%(14.8%)



③ 要指導医薬品販売時における使用者の状況(\*)についての確認：

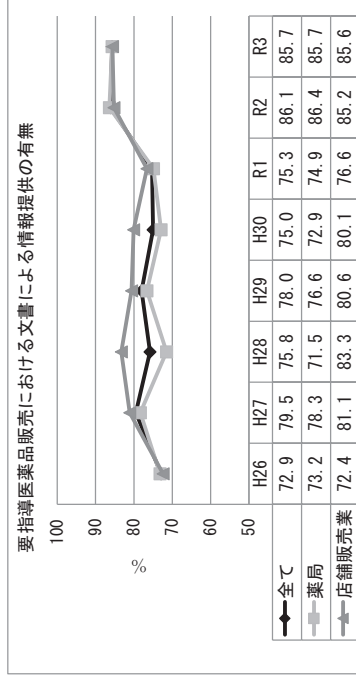
確認あり 95.6%(94.0%)／確認なし 4.4%(6.0%)



\*年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

④ 要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無：

文書を用いて情報提供があった 85.7%(86.1%)／文書を渡されたが詳細な説明がなかった 3.9%(2.3%)／口頭のみでの説明だった 10.4%(11.6%)

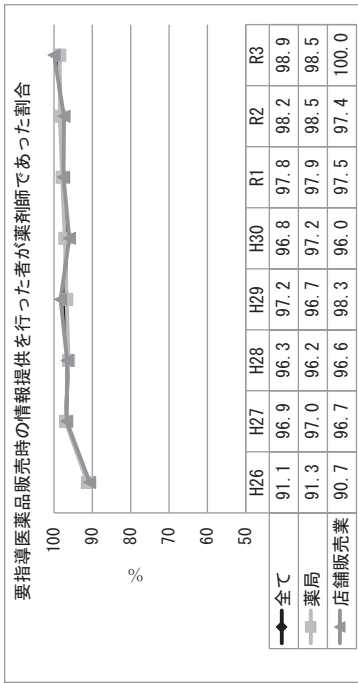


※情報提供があった店舗(令和3年度94.7%)について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の数値



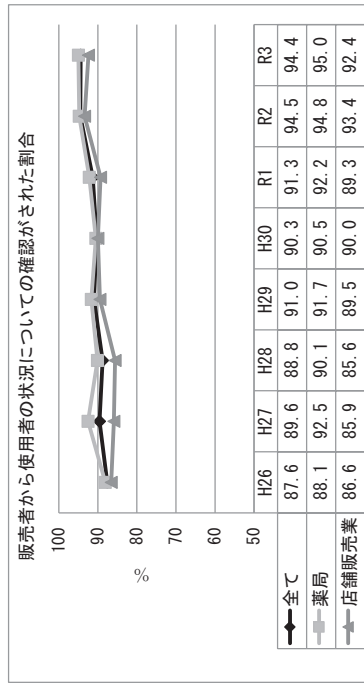
⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 98.9% (98.2%) / 登録販売者 0.2% (0.2%) / 一般従事者 0.2% (0.3%) / 名  
札未着用等のため不明 0.7% (1.4%)



⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況（\*）についての確認：

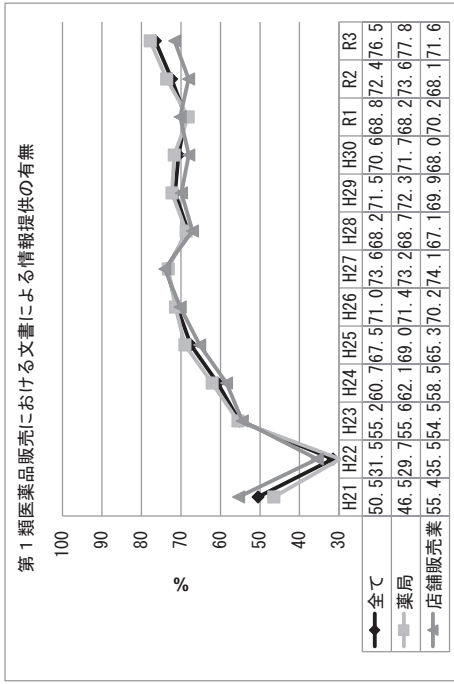
確認あり 94.4% (94.5%) / 確認なし 5.6% (5.5%)



\*年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無：

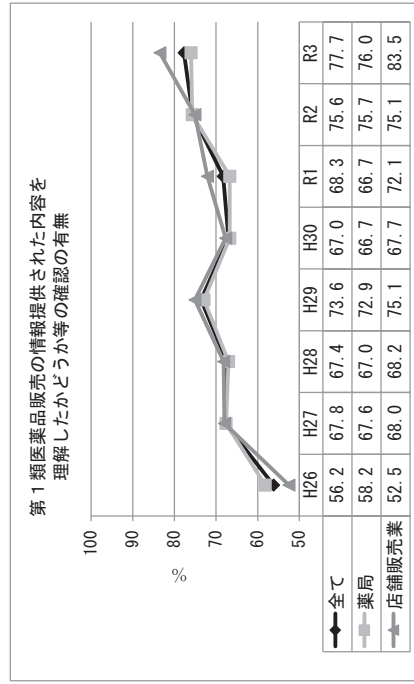
文書を用いて情報提供があった 76.5% (72.4%) / 文書を渡されたが詳細な説明がな  
かった 1.5% (2.4%) / 口頭のみでの説明だった 22.0% (25.1%)



※情報提供があった店舗（令和2年度92.7%）について、そのうち文書を用いて  
情報提供があった等の数値

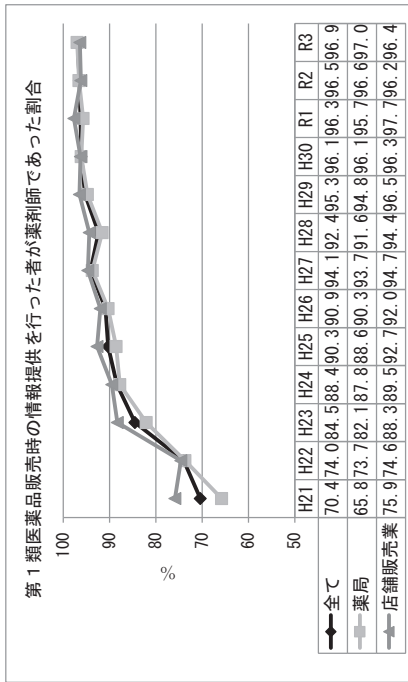
⑧ 第1類医薬品販売の情報提供された内容を理解したかどうか等の確認の有無：

確認があった 77.7% (75.6%) / 確認がなかった 22.3% (24.4%)



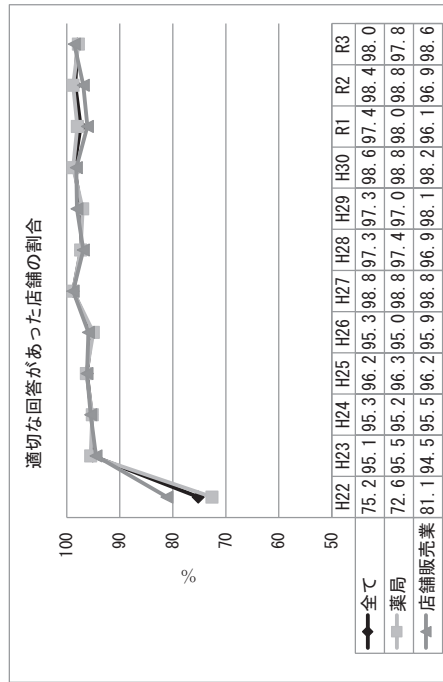
⑨ ⑦の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 96.9% (96.5%) / 登録販売者 0.1% (0.8%) / 一般従事者 0.1% (0.1%) / 名  
札未着用等のため不明 2.9% (2.6%)



⑩ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があったか (\*)：

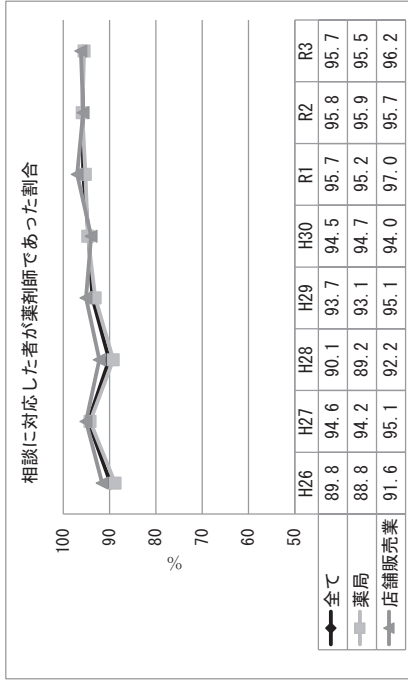
適切な回答があった 98.0% (98.4%) / 適切な回答がなかった 2.0% (1.6%)



\* 「この薬眠くなりやすいですか」等を質問し、それに対応する注意事項（添付文書に記載されている事項）等が回答された場合を「適切な回答があった」とした。

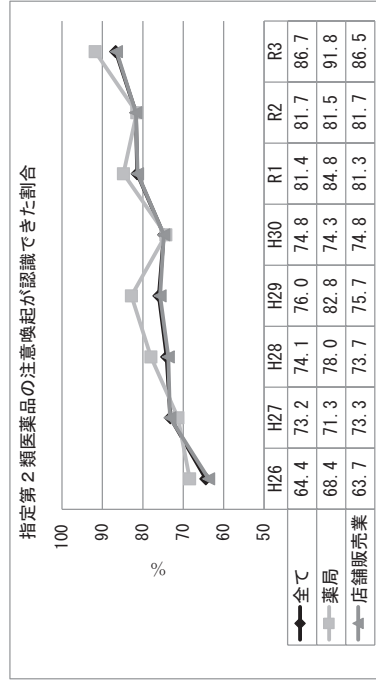
⑪ ⑩の相談に対応した者の資格：

薬剤師 95.7% (95.8%) / 登録販売者 0.2% (0.6%) / 一般従事者 0.8% (0.2%) / 名  
札未着用等のため不明 3.3% (3.4%)



⑫ 指定第2類医薬品の注意喚起 (\*) の状況：

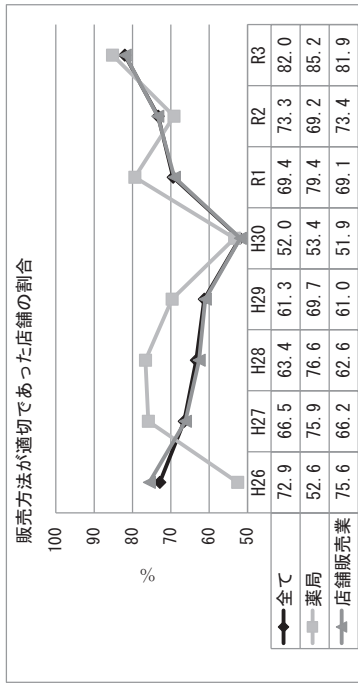
認識できた 86.7% (81.7%) / 認識できなかった 13.3% (18.3%)



\* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

⑬ 濫用等のおそれのある医薬品（\*1）を複数購入しようとしたときの対応（\*2）：

1つしか購入できなかった 67.1%(60.4%) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 14.9%(12.9%) / 質問等されずに購入できた 18.1%(26.7%) / その他 0.0%(0.0%)

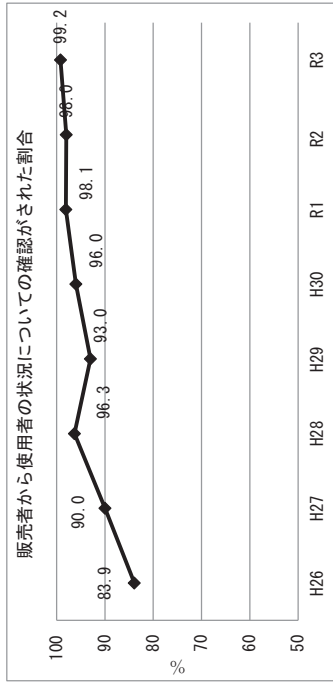


\*1 エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）、プロムフレリル尿素（プロモバレルリル尿素）、ブソイドエフェドリン、メチルエドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品

\*2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できなかった」、「その他（購入せずに医師を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。

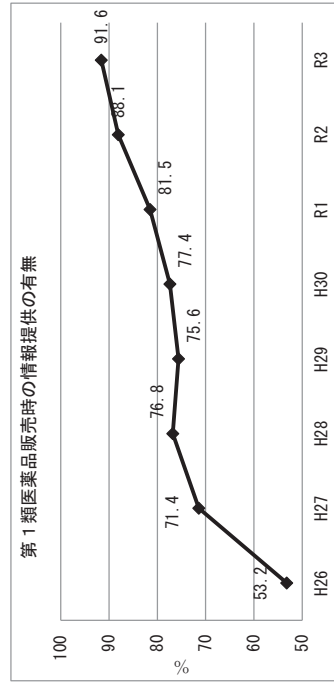
(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

① 第1類医薬品販売時の使用者の状況（\*）についての確認状況：  
確認あり 99.2%(99.0%) / 確認なし 0.8%(2.0%)



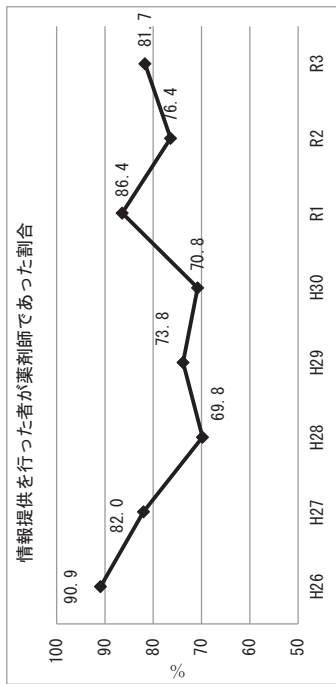
\* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

② 第1類医薬品販売時の情報提供の有無：  
情報提供あり 91.6%(88.1%) / 情報提供なし 8.4%(11.9%)



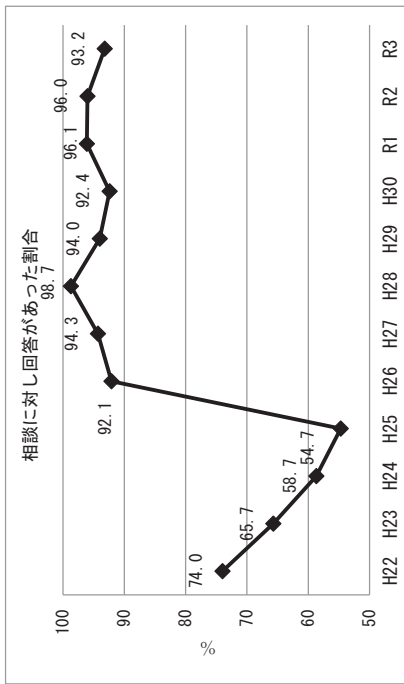
③ ②の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 81.7% (76.4%) / 登録販売者 1.8% (1.1%) / その他・わからなかった 16.5% (22.5%)



④ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があったかどうか：

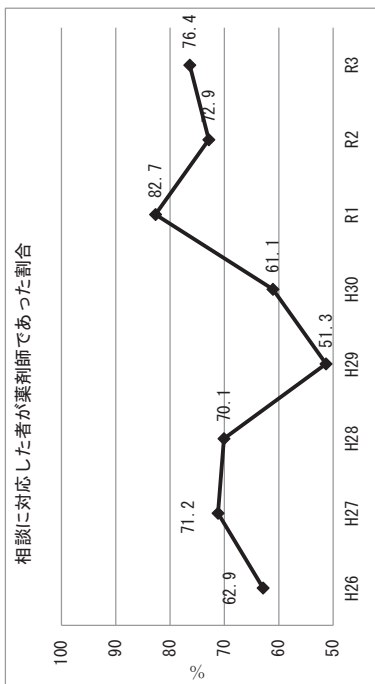
回答あり 93.2% (96.0%) / 回答なし 6.9% (4.0%)



※平成22年度から25年度はリスク区分に限らずランダムに相談し返信があった割合  
 ※平成26年度からリスク区分ごとに調査 (「93.2%」は第1類医薬品における回答)

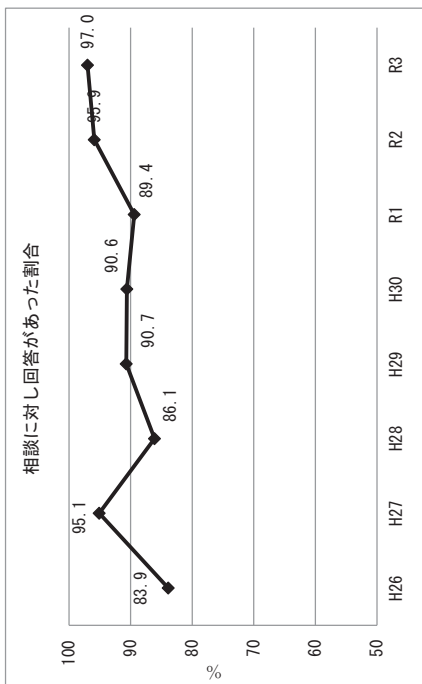
⑤ ④の相談に対応した者の資格：

薬剤師 76.4% (72.9%) / 登録販売者 1.8% (1.0%) / その他・わからなかった 21.8% (26.0%)



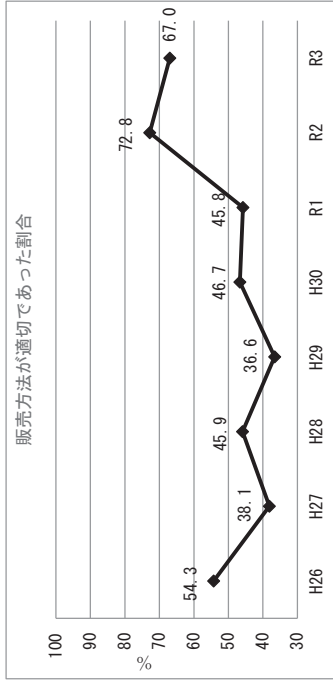
⑥ 第2類医薬品等に関する相談に対し回答があったかどうか：

回答あり 97.0% (95.9%) / 回答なし 3.0% (4.1%)



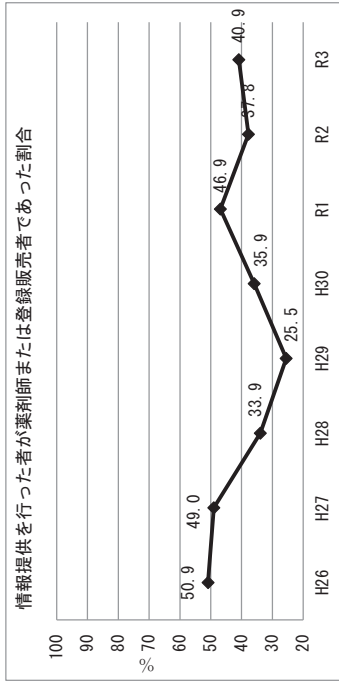
※相談に対し返信があった割合

- ⑨ 濫用等のおそれのある医薬品（\*1）を複数購入しようとしたときの対応（\*2）：  
 1つしか購入できなかった（\*3） 63.9% (66.4%) / 複数必要な理由を伝えたところ、購入できた 3.1% (6.4%) / 質問等されずに購入できた 33.0% (27.3%) / その他 0.0% (0.0%)

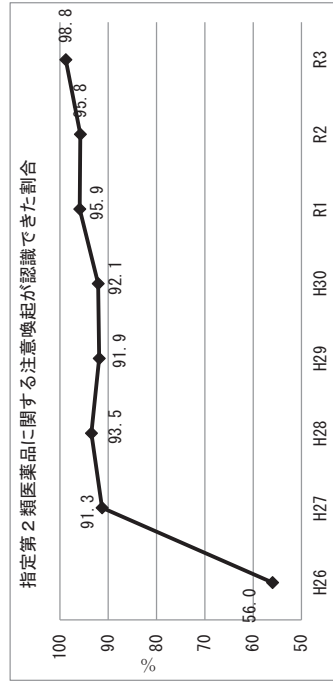


- \* 1 エフェドリン、コデイン（鎮咳去痰薬に限る）、ジヒドロコデイン（鎮咳去痰薬に限る）、プロムフレリル尿素（プロモバレリル尿素）、ブソイドエフェドリン、メチルエドリン（鎮咳去痰薬のうち、内服液剤に限る）を成分として含有する医薬品  
 \* 2 「1つしか購入できなかった」、「複数必要な理由を伝えたところ、購入できた」、「その他（購入せずに医者を受診するようにすすめられた等）」を販売方法が適切であったとした。  
 \* 3 「1つしか購入できなかった」際の好事例として、プルダウン等でカートに1つしか入れられない仕様になっていたことが挙げられる。また、一般的に、一定期間は連続して購入が出来ない仕様になっていることも好事例として挙げられる。

- ⑦ ⑥の相談に対応した者の資格：  
 薬剤師 16.5% (17.2%) / 登録販売者 24.4% (20.6%) / その他・わからなかった 59.1% (62.2%)



- ⑧ 指定第2類医薬品に関する注意喚起（\*）の状況：  
 認識できた 98.8% (95.8%) / 認識できなかった 1.2% (4.2%)



\* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師または登録販売者に相談すること」を勧める旨

令和4年10月3日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52〕  
薬務課**「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第27回報告書」及び  
「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2021年 年報」  
の周知について（通知）**

このことについて、令和4年9月30日付け薬生総発0930第2号及び薬生安発0930第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び同局医薬安全対策課長から別紙のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、当該報告は公益財団法人日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。  
(<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>)

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
(担当者 勝原)

別紙

薬生総発0930第2号  
薬生安発0930第1号  
令和4年9月30日各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
(公 印 省 略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
(公 印 省 略)**「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第27回報告書」及び  
「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2021年 年報」  
の周知について**

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）による厚生労働省補助事業であり、平成21年4月から、薬局におけるヒヤリ・ハット事例等を収集、分析し提供しています。本事業は、医療安全対策に有用な情報について、各薬局に広く共有するとともに、国民に対して情報を提供し、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として実施されています。

この度、機構が、令和4年1月から6月までに報告されたヒヤリ・ハット事例を収集し分析を行った「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 第27回報告書」及び令和3年1月から12月までに報告されたヒヤリ・ハット事例の収集・分析の内容をとりまとめた「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2021年 年報」を公表しました。これらの報告書は、機構から各都道府県、各保健所設置市及び各特別区の長宛に送付されており、機構のホームページにも掲載

されています (<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqhc.or.jp/>)。

貴職におかれましては、下記留意事項とともに、薬局等におけるヒヤリ・ハットの発生防止のため、貴管下薬局の他、医療機関及び関係団体に対し、本報告書を周知いただくとともに、各薬局において本報告書を通じてヒヤリ・ハットの要因や傾向等を把握し、発生防止により一層取り組まれるよう御配慮願います。

#### 記

1. 本事業への参加登録等の手続きに際しては、機構ホームページに掲載されている「参加の手引き」を事前に確認いただくよう、周知をお願いいたします。また、診療報酬の取扱いに関しては機構では回答できないため、以下のURLの診療報酬に関する照会先へ問合せいただくよう、併せて周知方をお願いいたします。

※診療報酬に関する照会先のURL：<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000604242.pdf>

2. 本事業で令和4年1月1日から令和4年6月30日までに報告された件数は54,750件となり、そのうち、「調剤」の事例は9,293件、「疑義照会」の事例は45,376件あり、医療安全に資する事例の報告が増えています。

本通知の内容については、貴管下薬局等の薬局の管理者、医薬品の安全使用のための責任者、医療機関の医療安全に係る安全管理のための委員会の関係者、医療安全管理者、医薬品の安全使用のための責任者等に対しても周知されるよう御配慮願います。

#### 【参考】

本通知を含め、医薬品・医療機器の安全性に関する特に重要な情報が発信された際に、その情報をメールによって配信する「医薬品医療機器情報配信サービス (PMDA メディナビ)」が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構において運営されています。以下のURLから登録できますので、御活用ください。

医薬品医療機器情報配信サービス (PMDA メディナビ)  
<https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

令和4年10月3日

各関係団体の長 様

広島県健康福祉局長  
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)  
薬務課

## オンライン服薬指導の実施要領について (通知)

このことについて、令和4年9月30日付け薬生発0930第1号により厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会(組合)会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ  
電話 082-513-3222 (ダイヤルイン)  
(担当者 勝原)

別紙1

薬生発0930第1号  
令和4年9月30日各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公 印 省 略)

## オンライン服薬指導の実施要領について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の改正により、薬機法第9条の4において、薬剤を販売又は授与する際の薬剤師による服薬指導について、対面によるものに加え、「映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法その他の方法により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法として厚生労働省令で定めるもの」によるもの（以下「オンライン服薬指導」という。）が認められ、その具体的な要件については医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第15条の13第2項において定めてきたところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第137号）により施行規則の一部を改正し、薬局開設者は、薬局内の他、当該薬局における調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる場所においてもオンライン服薬指導を行わせることができることとなりました。

本改正内容を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（オンライン服薬指導関係）」（令和4年3月31日付け薬生発0331第17号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）による取扱いの一部を改め、オンライン服薬指導の実施要領を別添のとおり定めましたので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

別 添

### オンライン服薬指導の実施要領

#### 第1 オンライン服薬指導について（施行規則第15条の13第2項第1号関係）

オンライン服薬指導については、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことが可能な方法であって、患者の求めに応じて、その都度薬剤師の判断と責任に基づき、行うことができるものとすること。

#### 第2 オンライン服薬指導の実施要件（施行規則第15条の13第2項第1号及び第2号関係）

##### （1）薬剤師の判断（第1号関係）

薬局開設者は、オンライン服薬指導の実施に際して、その都度、当該薬局の薬剤師の判断と責任に基づき、行わせること。

当該薬局において服薬指導を実施したことがない患者及び処方内容に変更のあった患者に対してオンライン服薬指導を行う場合においては、当該患者の服薬状況等を把握した上で実施すること。患者の服薬状況の把握は、対面と同様に、例えば、以下の情報のいずれか又は組み合わせによることが考えられる。

- （ア）患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- （イ）患者の同意の下で、当該患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- （ウ）処方箋を発行した医師の診療情報（患者から聴取した情報も含む）



(エ) 患者から聴取した併用薬、副作用歴その他参考となる情報

ただし、注射薬や吸入薬など、使用にあたり手技が必要な薬剤については、(ア) から (エ) までの情報に加え、受診時の医師による指導の状況や患者の理解度等に応じ、薬剤師がオンライン服薬指導の実施を困難とする事情がないか確認すること。

なお、当該薬剤師がオンライン服薬指導を適切に行うことが困難であると判断し、対面での服薬指導を受けるよう促すことは薬剤師法（昭和35年法律第146号）第21条に規定する調剤応需義務に違反するものではないこと。

(2) 患者に対し明らかにする事項（第2号関係）

薬局開設者は、当該薬局の薬剤師に、次の（ア）及び（イ）に掲げるオンライン服薬指導に関する必要事項を明らかにした上でオンライン服薬指導を実施させること。

なお、当該事項を明らかにするに当たっては、服薬指導に利用する情報通信機器やアプリケーション、当該薬局のホームページに表示する方法等によることも可能とすること。

(ア) オンライン服薬指導を行うことの可否についての判断の基礎となる事項

服用にあたり手技が必要な薬剤の初回処方時等、薬剤師がオンライン服薬指導を行わないと判断した場合にオンライン服薬指導を中止した上で、対面による服薬指導を促す旨（情報通信環境の障害等によりオンライン服薬指導を行うことが困難になる場合を含む。）を説明すること。

(イ) オンライン服薬指導に係る情報の漏えい等の危険に関する事項

オンライン服薬指導時の情報の漏洩等に関する責任の所在が明確にされるようにすること。

なお、オンライン服薬指導に関する必要事項を説明するに当たっては、以下について留意すべきであること。

- ・ 患者に重度の認知機能障害がある等により薬剤師と十分に意思疎通を図ることができない場合は、説明の際に、患者の家族等を患者の代わりに指導の対象とすることができること。
- ・ 必要事項に変更が生じた場合には、改めて患者に明らかにすること。

第3 オンライン服薬指導を実施する際の留意事項

薬剤師は、オンライン服薬指導等を行うに当たり、患者の服薬アドヒアランスの低下等を回避して薬剤の適正使用を確保するため、調剤する薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、必要に応じ、

ア 事前に薬剤情報提供文書等を患者に送付してから服薬指導等を実施する（画面に表示しながらの実施も含む）

イ 対面による服薬指導と同様に、患者の求めに応じて、改めて、薬剤の使用方法的説明等を行う

ウ 対面による服薬指導と同様に、薬剤交付後の服用期間中に、服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する

エ 対面による服薬指導と同様に、上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックする

等の対応を行うこと。

第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

(1) オンライン服薬指導の体制

薬歴管理が適切に行われるために、オンライン服薬指導は、患者の意向の範囲内で、かかりつけ薬剤師・薬局により行われることが望ましいこと。

(2) 訪問診療を受ける患者への対応

複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する居室の場合においても、第4（7）に留意しつつ、患者のプライバシーについて、対面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。

(3) 本人の状況の確認

原則として、薬剤師と患者双方が、身分確認書類（例えば、薬剤師は顔写真付きの身分証明書、HPKIカードや薬剤師免許等、患者は保険証やマイナンバーカード等。）を用いて、薬剤師は薬剤師であること、患者は患者本人であることの確認を行うこと。ただし、社会通念上、当然に薬剤師、患者本人であると認識できる状況である場合には、服薬指導の都度本人確認を行う必要はないこと。

## (4) 通信環境（情報セキュリティ・プライバシー・利用端末）

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「[オンライン診療の適切な実施に関する指針]」の策定について」（平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下「オンライン診療指針」という。）に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。なお、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、個人所有端末の業務利用については、一定の要件が求められていることに留意すること。患者側の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるよう配慮すること。

## (5) 薬剤師に必要な知識及び技能の確保

オンライン服薬指導の実施に当たっては、薬学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となるため、薬局開設者は、オンライン服薬指導を実施する薬剤師に対しオンライン服薬指導に特有の知識等を習得させるための研修材料等を充実させること。その際、厚生労働省 HP に掲載予定のオンライン服薬指導に関する e-learning 等が教材として活用可能であるので、参考にすること。

## (6) 薬剤の交付

薬局開設者は、オンライン服薬指導後、当該薬局において当該薬局の薬剤師が調剤した薬剤を、品質を確保した状態で速やかに患者に届けさせること。

調剤済みの薬剤の郵送又は配送を行う場合には、薬剤師による患者への直接の授与と同視しうる程度に、当該薬剤の品質の保持や、患者本人への授与等がなされることを確保するため、薬局開設者は、あらかじめ配送のための手順を定め、配送の際に必要な措置を講ずること。なお、薬局は、薬剤の配送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること（配達業者の配達記録やアプリケーション等での受領確認、配達記録が記載されたメール等による確認も含む）。

また、品質の保持（温度管理を含む。）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤、麻薬・向精神薬や覚醒剤原料、放射性医薬品、毒薬・劇薬等流通上厳格な管理を要する薬剤等については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

初診からオンライン診療を実施する医療機関に関して、オンライン診療指針に規定する以下の要件について、これまでの来局の記録等から判断して疑義がある場合には、対面による服薬指導と同様に、処方した医師に遵守しているかどうか確認すること。

初診の場合には以下の処方は行わないこと。

- ・ 麻薬及び向精神薬の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する、特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤）の処方
- ・ 基礎疾患等の情報が把握できていない患者に対する8日分以上の処方

## (7) 服薬指導を受ける場所

患者がオンライン服薬指導を受ける場所は、適切な服薬指導を行うために必要な患者の心身の状態を確認する観点から、プライバシーが保たれるよう配慮すること。ただし、患者の同意があればその限りではない。

## (8) 服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能であること。この場合において、当該場所は、調剤を行う薬剤師と連絡をとることが可能であるとともに、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に患者のプライバシーに配慮がなされていること。また、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であること。

薬剤師は、騒音により音声聞き取れないその他の事情によって、オンライン服薬指導を行う薬剤師による適切な判断が困難となるおそれがある場所でオンライン服薬指導を行わないこと。

オンライン服薬指導は患者の心身の状態に関する情報が含まれるものであることを踏まえ、当該情報を適切に保護する観点から、オンライン服薬指導を行う薬局に所属する者以外の第三者が容易に立ち入ることができない

空間その他当該情報の全部又は一部が当該第三者に認知されない措置が講じられている場所でオンライン服薬指導を行うこと。

また、薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行う場合について、オンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し労務を提供している薬剤師とすること。

なお、薬局開設者は、その所属する薬剤師に薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行わせるにあたり、当該薬剤師が服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤録の内容の共有を可能とする措置その他必要な措置を講じること。

(9) 処方箋

薬局は患者が持参または郵送等した処方箋に基づき調剤等を行う必要があるが、処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を受ける場合も、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うことは可能であること。その際も、薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

(10) その他

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

また、薬局は、オンライン服薬指導等を行う場合の以下の点について、薬局内の掲示やホームページへの掲載等を通じて、あらかじめ患者等に周知すること。

- ア オンライン服薬指導の時間に関する事項(予約制等)
- イ オンライン服薬指導の方法(使用可能なソフトウェア、アプリケーション等)
- ウ 薬剤の配送方法
- エ 費用の支払方法(代金引換サービス、クレジットカード決済等)

**別紙2**

新通知と旧通知の比較表

新通知：「オンライン服薬指導の実施要領について」(令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

旧通知：「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(オンライン服薬指導関係)」(令和4年3月31日付け薬生発0331第17号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)

(注) 内容に影響しない語句の修正は除く。

新通知	旧通知
(削る) 第1 オンライン服薬指導について(施行規則第15条の13第2項第1号関係) <u>(1)・(2) (略)</u>	第2 オンライン服薬指導の内容 <u>(1) オンライン服薬指導の実施(改正省令第15条の13第2項第1号関係)</u> <u>①・② (略)</u>

## 第2・第3 (略)

### 第4 オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

#### (1) オンライン服薬指導の体制

(略)

#### (2) 訪問診療を受ける患者への対応

複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する居室の場合においても、第4(7)に留意しつつ、患者のプライバシーについて、対面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。

#### (3) 本人の状況の確認

(略)

#### (4) 通信環境 (情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下「オンライン診療指針」という。)に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。なお、医療情報システムに影響を及ぼす可能性があるシステムを用いる場合、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に沿った対策を行うこと。特に「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」では、個人所有端末の業務利用については、一定の要件が求められていることに留意すること。患者側の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるよう配慮すること。

#### (5)~(7) (略)

#### (8) 服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、患者の求めがある場合又は患者の異議がない場合には、薬局以外の場所でも可能であること。この場合において、当該場所は、調剤を行う薬剤師と連絡をとることが可能であるとともに、対面による服薬指導が行われる場合と同程度に患者のプライバシーに配慮がなされていること。また、オンライン服薬指導を開始した後に、患者から対面での服薬指導への移行の求めがあった場合に、オンライン服薬指導を行った薬剤師又は他の薬剤師によって当該求めに対応可能であること。

薬剤師は、騒音により音声聞き取れないその他の事情によって、オンライン服薬指導を行う薬剤師による適切な判断が困難となるおそれがある場所でオンライン服薬指導を行わないこと。

## (2)・(3) (略)

### (4) オンライン服薬指導に関するその他の留意事項

#### ① オンライン服薬指導の体制

(略)

#### ② 訪問診療を受ける患者への対応

複数の患者が居住する介護施設等においては、患者ごとにオンライン服薬指導の実施可否を判断すること。複数人が入居する居室の場合においても、(4)⑦に留意しつつ、患者のプライバシーに対面による服薬指導と同程度配慮したうえで患者ごとにオンライン服薬指導を行うこと。

#### ③ 本人の状況の確認

(略)

#### ④ 通信環境 (情報セキュリティ・プライバシー・利用端末)

オンライン服薬指導の実施における情報セキュリティ及びプライバシー保護等の観点から、「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の策定について」(平成30年3月30日付け医政発0330第46号厚生労働省医政局長通知。以下「オンライン診療指針」という。)に示された内容を参考に、必要な通信環境を確保すること。患者側の通信環境については、患者の希望に応じたデバイスやネットワークに対応できるよう配慮すること。

#### ⑤~⑦ (略)

#### ⑧ 服薬指導を行う場所

薬剤師がオンライン服薬指導を行う場所は、その調剤を行った薬局内の場所とすること。この場合において、当該場所は、対面による服薬指導が行われる場合と同程度にプライバシーに配慮すること。

オンライン服薬指導は患者の心身の状態に関する情報が含まれるものであることを踏まえ、当該情報を適切に保護する観点から、オンライン服薬指導を行う薬局に所属する者以外の第三者が容易に立ち入ることができない空間その他当該情報の全部又は一部が当該第三者に認知されない措置が講じられている場所でオンライン服薬指導を行うこと。

また、薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行う場合について、オンライン服薬指導を行う薬剤師は、調剤が行われる薬局に所属し労務を提供している薬剤師とすること。

なお、薬局開設者は、その所属する薬剤師に薬局以外の場所からオンライン服薬指導を行わせるにあたり、当該薬剤師が服薬指導を行うために必要な情報を得られるよう、対象患者の調剤録の内容の共有を可能とする措置その他必要な措置を講じること。

(9) 処方箋

薬局は患者が持参または郵送等した処方箋に基づき調剤等を行う必要があるが、処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を患者に対して交付する代わりに当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

なお、対面診療やオンライン診療の実施後、薬剤師の判断若しくは患者の希望によりオンライン服薬指導から対面での服薬指導に切り替えた場合又はオンライン診療のために患者に対し処方箋を即時に手交できず、その後対面の服薬指導を受ける場合も、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うことは可能であること。その際も、薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

⑨ 処方箋

処方医等が処方箋を発行した際に、患者から、薬局に送付して欲しい旨の申出があった場合は、当該医療機関は、当該処方箋を当該薬局に直接送付することができること。

「オンライン服薬指導における処方箋の取扱いについて」(令和4年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医政局医事課事務連絡)により医療機関から処方箋情報の送付を受けた薬局は、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、ファクシミリ、メール等により送付された処方箋を薬剤師法第23条から第27条まで及び薬機法第49条における処方箋とみなして調剤等を行うこと。

薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、以前にファクシミリ、メール等で送付された処方箋情報とともに保管すること。

各関係団体 様

事務連絡

令和4年10月3日

薬務課

## オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて

このことについて、令和4年9月30日付けで厚生労働省医薬・生活衛生局総務課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

担当 薬事グループ

電話 082-513-3222（ダイヤルイン）  
（担当者 勝原）

別紙

事務連絡

令和4年9月30日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

## オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aについて

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第137号）が、令和4年9月30日に公布され、同日施行されたところです。また、「オンライン服薬指導の実施要領について」（令和4年9月30日付け薬生発0930第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）をお示したところです。

今般、別添のとおり、オンライン服薬指導の実施要領に係るQ&Aをとりまとめましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いいたします。

別添

Q1 薬局に薬剤師が1人しかいない場合（いわゆる一人薬剤師の場合）に、又は薬局が開いていない時間帯に、自宅等から服薬指導することは差し支えないか。

A1 薬局外で服薬指導を行うに当たっては、変更調剤が生じた場合等を踏まえ、服薬指導を行う薬剤師とは別に薬局において調剤に従事する薬剤師と相互に連絡をとることができる必要があります。そのため、他の薬剤師が薬局外で服薬指導を行う場合には、薬局開局時間帯であり、かつ、薬局内に1名以上の薬剤師が調剤に従事する状況である必要があります。

Q2 「労務を提供している薬剤師」とあるが、週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の条件はあるか。

A2 週一定時間以上の勤務時間、正規雇用、非正規雇用、派遣等の雇用形態について特段の制限はありませんが、薬局外で服薬指導を行う薬剤師については、労務を提供している薬局において実地において調剤等に当たっている又は当たっていた薬剤師を想定しています。

Q3 薬局外で薬剤師が服薬指導を行うにあたり、薬局開設者としてはどのような対応をとる必要があるか。

A3 薬局開設者としては、医薬品医療機器等法第9条の4に基づき、薬局外で薬剤師が服薬指導を行う場合には、薬局内で服薬指導を行う場合と同様に、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導を適切に行わせる必要があります。

Q4 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第13号において、薬剤師に調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていることが求められているが、オンライン服薬指導を行う場合には、オンライン服薬指導に係る内容を含める必要があるということか。

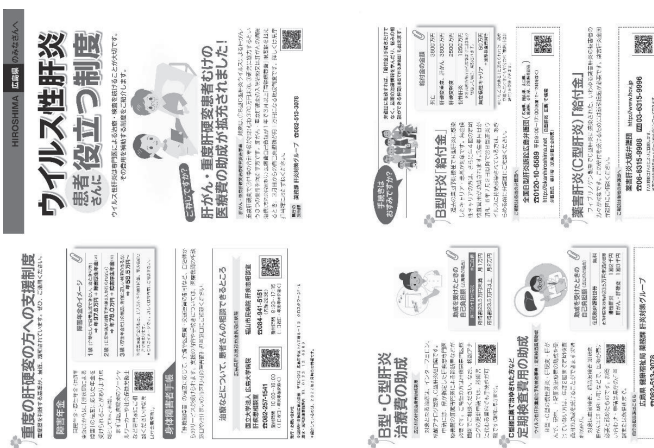
A4 ご指摘のとおり、オンライン服薬指導を行う場合には、体制省令第1条第1項第13号に基づき講じる措置にオンライン服薬指導に係る内容を含める必要があります。

ウイルス性肝炎に関する啓発資料の活用について

令和4年10月6日  
広島県健康福祉局薬務課

ウイルス性肝炎患者や関係者向けに、医療費助成制度等を紹介したリーフレット「ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度」を広島県健康福祉局薬務課の協力を得ながら、全国B型肝炎訴訟広島原告団が作成・発行しております。

本資料の活用は、広島県の肝炎対策を推進する上で、大変効果的なものであると認識しています。会員薬局での配架等により、医療従事者や患者本人等への制度の周知に御協力くださいますようお願いいたします。



肝炎患者の普及啓発に使える資料について、次のホームページにまとめています。利用を希望する方は、県ホームページから利用を申し込んでください。

(県ホームページ QRコード)



広島県 肝炎 啓発 検査

令和4年10月6日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
薬務課

広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領の一部改正について（通知）

本県における肝炎対策の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、この度「広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領」の一部を改正したので、貴会会員への周知をお願いします。なお、特に注意いただきたい改正内容は次のとおりです。

1 特にご注意いただきたい改正内容

- (1) 様式第7号 肝炎治療指定薬局申請書  
管理者の職及び氏名に関する記載を削除しました。
- (2) 様式第8号 肝炎治療指定医療機関等変更届出書  
様式第7号と同様に薬剤師の項を削除しました。今後、指定薬局において管理者が変更となった場合に変更届を提出する必要はありません。

2 その他

改正後の様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/kanenkouhishiteiryoushinsei.html>



担当 肝炎対策グループ  
電話 082-513-3078(9\*イナル)  
(担当者 三野)

肝炎対策事業における後期高齢者医療の  
窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて

令和4年10月6日  
広島県健康福祉局薬務課

令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の後期高齢者医療の窓口負担割合を1割から2割へと変更されました。2割負担への変更が大きい外来療養を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1か月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置が導入されました。

このことについて、肝炎対策事業における取扱いは次のとおりとなります。

1 肝炎治療特別促進事業における配慮措置の取扱いについて

肝炎治療特別促進事業の公費負担医療等については、制度内で既に別の上限等が設けられていることから、同一の医療機関の受診であっても、窓口での配慮措置の対象とはなりません。

2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における配慮措置の取扱いについて

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における肝がん外来関係医療は保険単独医療ですので、窓口での配慮措置の対象となります。

配慮措置対象者の医療記録票には「※ 配慮措置あり」と記載いただきますよう、ご協力よろしくお願いたします。



肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について(広島県ホームページ)  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hcclc.html>

後期高齢者の窓口負担割合の変更等(令和3年法律改正について)(厚生労働省ホームページ)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iryohoken/newpage\\_21060.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryohoken/newpage_21060.html)

担当 肝炎対策グループ  
電話 082-513-3078(9\*イナル)



令和4年9月28日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52 薬務課〕

## 麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請に係る 広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、これらの事務の手続については、各対象者に対して別途連絡をしていますが、貴会からも、別紙を広報誌に掲載するなど会員に周知して下さるようお願いいたします。

担当 麻薬グループ  
電話 (082)513-3221 (ダイヤルイン)  
(担当者 山戸)

**別紙**

### 麻薬取扱者年間届出書及び麻薬取扱者免許申請について

☆届出及び申請にかかる押印は不要になりました。

1 麻薬取扱者年間届出書について

麻薬小売業者及び麻薬管理者は、麻薬及び向精神薬取締法第47条及び第48条の規定により、前年の10月1日から当年の9月30日まで1年間の麻薬取扱状況を県知事に届け出なければなりません。令和5年度の届出については、次のとおり行ってください。

ただし、広島市内の麻薬小売業者については、平成29年4月1日から権限移譲しているため、免許権者である広島市に御確認ください。

○提出期限 令和4年11月30日（水） ※広島市については、麻薬小売業者を除く。

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出部数 2部

○その他 期間内に麻薬の取扱いがない場合も届出が必要です。  
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県保健所（支所）にお問い合わせください。  
（広島市に麻薬業務所がある場合〔麻薬小売業者を除く〕は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

2 麻薬取扱者免許申請（継続）について

平成28年4月1日から麻薬取扱者免許の有効期間が最長2年から最長3年に延長されました。令和2年1月1日

から令和2年12月31日までに免許になった麻薬取扱者の免許は、令和4年12月31日で有効期間が満了します。令和5年1月1日以降も引き続き免許を必要とされる方は、次のとおり免許申請を行ってください。

- 申請期限 令和4年11月10日（木） ※広島市については、麻薬小売業者を除く。  
（提出先により申請期限が異なる場合もありますので、御確認ください。）

○提出先

麻薬業務所の所在地	提出先
広島市	広島市保健所環境衛生課・各区分室
呉市	呉市保健所地域保健課
福山市	福山市保健所総務課
上記以外	県保健所生活衛生課（保健所支所の場合は衛生環境課）

○提出書類

（麻薬小売業者）

- ・免許申請書
  - ・組織規程図又は業務分掌表（法人の場合のみ。業務を行う役員は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で届け出た役員と同じ者とする。）
  - ・診断書（法人の場合は業務を行う役員全員）
  - ・登記事項証明書（法人の場合のみ）
- 注：法人の場合で、全役員の診断書を提出する場合は、組織規程図又は業務分掌表の提出は不要です。

（麻薬管理者）

- ・免許申請書
- ・診断書

注：勤務証明書については、平成29年4月1日から廃止したため、提出は不要です。

- その他 免許証の有効期間を確認の上、手続を行ってください。  
不明な点等については、広島県健康福祉局薬務課又は管轄する県立保健所（支所）にお問い合わせください。  
（広島市に麻薬業務所がある場合〔麻薬小売業者を除く〕は広島県健康福祉局薬務課、呉市にある場合は広島県西部保健所呉支所、福山市にある場合は広島県東部保健所福山支所）

3 その他

麻薬取扱者年間届出書あるいは麻薬取扱者免許申請（継続）に必要な書類は、広島県のホームページから出力できます。

広島県健康福祉局薬務課ホームページ

「麻薬小売業者・麻薬管理者・麻薬研究者の年間届を提出するとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/nenkantodoke.html>)

「麻薬取扱者の免許申請をするとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/59/1239006076784.html>)

【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課	TEL 082-513-3221
広島県西部保健所生活衛生課	TEL 0829-32-1181
広島県西部保健所広島支所衛生環境課	TEL 082-228-2111
広島県西部保健所呉支所衛生環境課	TEL 0823-22-5400
広島県西部東保健所生活衛生課	TEL 082-422-6911
広島県東部保健所生活衛生課	TEL 0848-25-2011
広島県東部保健所福山支所衛生環境課	TEL 084-921-1311
広島県北部保健所生活衛生課	TEL 0824-63-5181

令和4年10月6日

公益社団法人広島県薬剤師会会長 様

広島県健康福祉局長  
〔〒730-8511 広島市中区基町10-52 薬務課〕

## 麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請に係る広報について（依頼）

薬務行政の推進については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

このことについて、別紙により広報誌への掲載を行うなど、会員に周知くださるようお願いいたします。

なお、各対象者については、別途連絡をしています。

担当 麻薬グループ  
電話 (082)513-3221 (ダイヤルイン)  
(担当者 山戸)

**別紙**

### 麻薬小売業者間譲渡許可の継続申請について

令和4年12月31日で有効期間が満了する麻薬小売業者間譲渡許可について、令和5年1月1日以降も引き続き許可を必要とされる方は、次のことに留意のうえ、共同して許可申請の手続きを行ってください。

また、全ての許可業者に案内を送付していますので、グループで担当の方が取りまとめて申請してください。

- 申請期限 令和4年11月30日（水）
- 提出先 広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ（〒730-8511 広島市中区基町10-52）
- 提出書類

提出書類	部数	注意事項
麻薬小売業者間譲渡許可申請書	1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4以上の麻薬小売業者が共同して申請を行う場合は、別紙様式第19号を利用してください。</li> <li>・押印は不要です。</li> </ul>
全麻薬小売業者の麻薬小売業者免許証の写し	各1部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻薬小売業者免許を令和4年12月31日の免許期間満了により継続申請する場合は、免許証に代えて、保健所の受領印が押印された麻薬小売業者免許申請書の写しを提出してください。</li> </ul>
各麻薬小売業者の相互位置関係がわかる地図	1部	
各麻薬小売業者間のおおよその距離及び移動時間がわかる書面	1部	
返信用封筒	1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送での許可書交付を希望される場合</li> <li>・特定記録または簡易書留で返送可能な料金分の切手が貼付されたもの。レターパックでも可。</li> </ul>

- 申請手数料  
申請手数料は、不要です。

## ○その他

麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請等に必要書類や制度改正の詳細については、広島県のホームページをご覧ください。

広島県ホームページ 「麻薬小売業者間譲渡許可の申請をするとき」

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/sub-mayaku/kouriaidakyoka.html>)

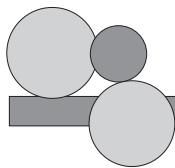
## 【問合せ先】

広島県健康福祉局薬務課麻薬グループ

TEL 082-513-3221（ダイヤルイン）

## 行政だより 参考サイト一覧

	タイトル	別紙	URL
01	処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売方法等の再周知について	令和4年8月5日薬生発0805第23号	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000974058.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000974058.pdf</a>
02	「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づき緊急避妊薬の調剤が対応可能な薬剤師及び薬局の一覧の公表について」の一部改正について	令和4年8月9日薬生総発0809第2号	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuu_hininnyaku.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuu_hininnyaku.html</a>
03	新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの製造販売時等の取扱いについて	令和4年8月24日薬生機審発0824第2号、薬生安発0824第1号、薬生監麻発0824第11号	<a href="https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220901I0010.pdf">https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220901I0010.pdf</a>
04	新型コロナウイルス感染症流行下における一般用新型コロナウイルス抗原定性検査キットの販売時における留意事項について	令和4年8月24日付け事務連絡	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000980340.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000980340.pdf</a>
05	新型コロナウイルス感染症の研究用抗原定性検査キットの販売に関する監視指導及び留意事項について	令和4年8月24日付け事務連絡	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000980334.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000980334.pdf</a>
06	新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットの適正な選択に関するリーフレットについて	令和4年9月8日付け事務連絡	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000987399.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000987399.pdf</a>
07	新型コロナウイルス抗原定性検査キットのインターネット販売の留意事項について	令和4年9月13日付け事務連絡	—
08	要指導医薬品として指定された医薬品について	令和4年9月16日付け事務連絡	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyaku hin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyaku hin.html</a>
09	令和3年度医薬品販売制度実態把握調査結果について	令和4年9月16日薬生総発0916第1号、薬生監麻発0916第1号	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html</a>
10	「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業第27回報告書」及び「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 2021年 年報」の周知について	令和4年9月30日薬生総発0930第2号、薬生安発0930第1号	<a href="http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/">http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/</a>
11	オンライン服薬指導の実施要領について	令和4年9月30日薬生発第1号	<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000995230.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000995230.pdf</a>
12	オンライン服薬指導の実施要領に係るQ & Aについて	令和4年9月30日付け事務連絡	<a href="https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220930I0020.pdf">https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220930I0020.pdf</a>
13	ウイルス性肝炎に関する啓発資料の活用について	令和4年10月6日	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hepaflier.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hepaflier.html</a>
14	広島県肝炎治療特別促進事業取扱要領の一部改正について	令和4年10月6日付け通知	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/kanenkouhishitei iryoushinsei.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/kanenkouhishitei iryoushinsei.html</a>
15	肝炎対策事業における後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて	令和4年10月6日	<a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hccl.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/hccl.html</a>
16	麻薬取扱者年間届及び麻薬取扱者免許（継続）申請に係る広報について	令和4年9月28日	—
17	麻薬小売業者間譲渡許可（継続）申請に係る広報について	令和4年10月6日	—



## 諸団体だより

### 広島県青年薬剤師会



会長 石本 新

新型コロナウイルスの影響もあり、思うように活動が出来ていない現状が続いております。

勉強会も当分開催できていないため、今年度の会報の内容がかなり寂しくなるので、これを機に役員の自己紹介なんかを載せてみようと思います。素颜に迫る形になっておりますので楽しみにしていただけたらと思います。

勉強会の方も単位の申請ができるように手配しておりますので今しばらくお待ちいただければと思います。

確定はしていないので次回の勉強会は未定とさせていただきます。

勉強会の詳細はFAXまたはメールにてご確認ください。

### 広島県女性薬剤師会

会長 安井 友子

9月4日(日)はお天気も良く、驚異的な新型コロナの感染力が気になりながらも第68回広島県女性薬剤師会総会、特別講演を開催できました。この総会において会長職を引き継ぐことになり、微力ながら会の発展のために努めていきたいと思っております。また松村智子前会長は今年度の薬事功労者県知事賞を受賞される運びとなり、十数年にわたり広島県女性薬剤師会のために尽力していただいたご苦労に対し会員一同感謝しつつ、心より喜び申し上げます。そして今まで導いていただいた道をこれからも皆で進んでいこうと思っています(今回はオンラインにて参加されています)。

総会では広島県薬務課参事 片平尚貴様、並びに広島県薬剤師会 豊見雅文会長をお招きして、今後の新型コ

#### 【運営スタッフ募集】

運営・企画に興味がある方  
ぜひ一緒に盛り上げていきませんか?  
薬剤師の経験年数や勤務先など  
まったく関係ありません!  
実際、1年目の新人薬剤師の方も  
スタッフとして一緒に頑張っています!

#### 〈募集要項〉

- 正会員 (40歳未満の会員)
- 病院薬剤師、薬局薬剤師問わず

まずは、▶ [info@hiroseyaku.org](mailto:info@hiroseyaku.org) まで  
ご連絡ください。

広島県青年薬剤師会では、今後も「あっ、これ気になる!」と思っただけのような勉強会やイベントを企画します。青葉入会の有無や年齢は問わずどなたでも参加していただけますが、青葉会員になると勉強会費は500円!正会員(40歳未満の会員)のみではなく、準会員(40歳以上の会員)も500円となりますので断然お得に参加できます!会員募集は随時していますので、興味のある方はお気軽にホームページやFacebook 分室等からお問い合わせください!

ロナへの対策や電子処方箋の開始とオンライン資格等確認の義務化など教えていただきました。マイナンバーカードと保険証を紐づけることで重複投与を防ぐことができ、処方医と薬局の連携がスムーズになり疑義照会も今より簡便になります。また患者自身が処方の履歴を確認することもできると便利なことばかりですが、HPKIカードの取得が必要となり軌道に乗るまではなにかと大変かと思っております。そこで会としては会員限定の「すすめ勉強会」で「電子処方箋の運用方法」について授業形式で随時質問をしながら学習しようと企画しました。12月3日(土)を予定しています。



さてこの度の特別講演では富士製薬工業株式会社様の共催を得て広島中央通り香月産婦人科 理事長 香月孝史先生をお迎えし、「妊娠・不妊治療～現状の周産期・不妊治療～薬の使用～薬剤師の役割」についてハイブリッド形式でお話していただきました。初めに妊娠・不妊についての総論、そして不妊治療の検査、治療方法(薬の使い方)、妊娠中の投薬について学び、次に日本の出産・結婚の状況、日本・広島の周産期・産婦人科の現状について教えていただきました。

女性の社会進出により晩婚・高齢出産のため、約5組の夫婦のうち1組は不妊について悩んでいるそうです。ではなぜ女性は35歳を過ぎると妊娠しにくいのか。もともと女性は初潮を迎えるころには20～30万個の卵子を持っていて、1回の月経ごとに999個の卵が消失・吸収され、35歳になると数が0に近づきつつあります。また卵の質の低下とともに染色体異常が増加し、妊娠しても流産しやすい為だとか。ただ、不妊の原因は女性ばかりでなく半分は男性にも原因があり、夫婦で検査する必要があるとのこと。不妊についてよく周りから女性は責められがちですが、この間違っただけの考えを是正するよう広く伝えるべきだと思いました。また、不妊治療を選んだ方は非常に勉強されており、投薬時には必要以上の言葉がけはかえって感情を逆なでするため、ただ笑顔で「良い結果になるとよいですね」と送り出して欲しいと先生に教えられました。

今の日本の出産の現状は出産年齢の高齢化だけでなく、産婦人科医の減少と出産する施設の減少が伴い、少子化が予想をはるかに超えて進んでいます。そのうえ県内の分娩施設はこの10年で21ヶ所減り、現在県内53か所となっています。母子二人の命を365日24時間守り続ける過酷な労働(分娩はいつ始まるか予想ができない)と訴訟リスクも高く、新たな産婦人科医を確保できない。そして欧米に比べて政府の少子化対策の抜本的なサポートが整っていないため、子どもを産む環境を作りにくい、と様々な要因があげられます。

介護施設はどんどん増えていくのに、今後日本を背負っていく子どもたちを産む施設が減っていくのをなぜ政府は食い止めるようもっと積極的に動いていかないのか。不妊治療において制限がありながらも保険適用になったことは大きな一歩だと思いますが、国民全体で少

子化対策を深く考えなければこの国は寂しい国になるのではと心配になりました。

しかしそのような大変なこの時代に香月先生をはじめ産婦人科医の先生方は、「元気な我が子を腕の中に抱けるまで、そしてその後も女性の一生を見届けるまでずっと走り続けていきます」と強く思われており、嬉しくまた頼もしく思いました。先生方、いつもありがとうございます。

これからの香月先生のご発展とご活躍を願いながらお礼にかえさせていただきます。



## 今後の予定

### 第54回研修会

日時：11月19日(土) 19時～

会場：広島県薬剤師会館 2階ふたばホール

Web配信(ハイブリッド形式)

講演：「腎性貧血治療とHIF-PH阻害剤」

講師：特定医療法人あかね会 中島土谷クリニック

院長 森石 みさき 先生

共催：アステラス製薬株式会社

### すずめ勉強会

日時：(仮)12月3日(土) 19時～

会場：広島県薬剤師会館 2階在宅医療研修室

演題：「電子処方箋の運用について」

## 広島漢方研究会

### 第25回吉益東洞顕彰会及び 第55回日本漢方交流会全国学術総会広島大会報告

理事長 鉄村 努



9月11日(日)、広島出身で江戸時代の有名な漢方医である吉益東洞を顕彰する第25回吉益東洞顕彰会を、東洞碑(石碑)のある広島大学医学部 広仁会館において開催しました。本年度から広島漢方研究会、日本東洋医学会中四国支部、日本生薬学会が共催して開催することになりました。コロナ感染が収束していない中での会場開催でしたが約40名の参加がありました。午前中の一般発表では、菊本修先生、福嶋裕造先生、山崎正寿先生の3名が発表されました。続いて医学部内にある東洞碑前にて顕花式を行いました。午後からは特別講演『新発見史料・吉益東洞の南部侯往診記録から見える江戸幕藩体制下の東洞医術』という演題で、富山大学名誉教授・千葉中央メディカルセンター和漢診療科 寺澤捷年先生にご講演頂きました。寺澤先生は、韓国ドラマ「チャングムの誓い」の日本語版を監修された日本漢方を代表する著名な漢方医です。広島漢方研究会が所属する日本漢方交流会が毎年開催しています全国学術総会が、令和4年10月9日(日)広島にて「感染症と漢方」をテーマに開催されました。会場は広仁会館及びWeb併用のハイブリッド開催を実施、薬剤師を中心に約300名(会場参加は65名)の参加がありました。また、企業展示は製薬会社と書店合わせて6社が出展しました。大会は、まず日本漢方交流会会長の山崎正寿先生と大会会頭の吉本悟先生の挨拶から始まり、会頭講演では吉本悟先生が「かぜ



会長 山崎正寿先生挨拶



寺澤捷年先生

症候群の初期対処法」についてご講演されました。続いて特別講演Ⅰでは東北大学大学院医学系研究科 漢方・統合医療学共同研究講座 特命教授 高山真先生が「新型コロナウイルス感染症4500例の治療経験」、特別講演Ⅱでは皇漢堂林薬局 林誠一先生が「傷寒論の三陽病」について講演されました。会員発表は2演題で木原敦司先生、夜久公也先生が症例を報告しました。「症例検討シンポジウム」では山崎正寿先生が、ご自身が経験した3症例を出題、3名のシンポジストがその症例に対して有効と考える漢方処方を発表しました。同じ症例でも先生によって色んな考え方があり、症例を検討して処方を考えることがいかに難しいか大変勉強になりました。広島漢方研究会が主幹となり1年かけて準備し、当日は広漢会員27名が大会スタッフとして一丸となって大会の運営を行いました。講師・演者の先生方の講演・発表も素晴らしく、質疑では白熱した議論も行われ、大変充実した大会となりました。今回、初めてのハイブリッド開催につき、Web配信については専門の業者に依頼しました。会場・Web配信ともトラブルはなく、また時間通りの進行で無事に終了することが出来ました。



受付



顕彰碑にて

広島漢方研究会では、11月以降も第二日曜日9:30~12:30(二時制限)に薬剤師会館にて月例会を開催します。薬剤師研修単位2単位(漢方薬・生薬認定薬剤師の更新必須研修単位としても利用可)です。会員以外の方も10名程度はオープン参加(1日参加費3,000円)が可能です。詳細につきましては広島県薬剤師会研修会カレンダーにてご確認ください。

テツムラ漢方薬局

TEL: 082-232-7756 info@tetsumura.jp



大会会場

## 広島県医薬品卸協同組合 〈日本医薬品卸勤務薬剤師会広島県支部〉

株式会社セイエル  
東広島営業所 浅井 玲子

この寄稿が皆様の目に触れるころは、今の現状はどう変化しているのでしょうか？

2年前の2020年1月25日 私は、埼玉にいました。前年は「QUEEN」の映画が大ヒットしました。そうです！QUEENの日本ツアー、さいたまスーパーアリーナにいました。長女からプレゼントで手を伸ばせばメンバーに手が届きそうな席が抽選で当たり大興奮していました。アダム・ランバートがボーカルとして参戦。フレディ・マーキュリーが蘇ったかのような感じでした。会場はものすごい熱気。後ろなど見る余裕はありませんでしたが、最初から最後まで総立ちで踊り狂いでした。昨日のこの様に思い出せます。

まさにその時、ダイヤモンド・プリンセス号は5日前の1月20日から横浜港に停泊していました。誰が、その後を想像することができたのでしょうか？

エボラ出血熱・SARS/MERSなど世の中を震撼させる感染症はありましたが、対岸の火事としてみていたような気がします。

コロナ感染が日本中をめぐるのはあっという間でした。コロナに関する情報が少ないと「怖い」だけが一人歩きし、ツイッターなどの情報網で間違った情報もどんどんリツイートされていきました。とにかく早かったです。

ほぼ同時進行で、製薬会社の件を皮切りに、出荷調整が出荷停止になり雪だるま式に事態が悪くなっていきました。製薬会社は1個単位ではなく、全て繋がって一つの医療業界が出来ていることを目の当たりにしました。当然、患者の手元に薬が届くのが難しくなってきました。製薬会社、卸、病院、薬局、施設どこもかしこもギリギリかもしくはマイナスです。何とか都合を付け患者さんの元へ薬を運ぼうと必死になっているのが現状です。

コロナの世界的蔓延に加えて世界情勢悪化の追い打ちで原材料も輸入されない事態に陥ってきました。

しかも西日本豪雨のあたりから異常気象は目に見えてひどくなってきていると感じます。今年は世界に目を向ければ熱波・干ばつ・大洪水で国の領土の3分の1が水没するなど災害規模も尋常ではなくなっています。変動の大きさと速さ追いつけず脅威としてしか見るのができないのも辛いところです。

ところでここ東広島営業所は今年で13年位です。比較的若い営業所です。

平成17年に東広島市は合併し、とても大きな市になりました。この営業所の担当範囲は山間部は豊栄から海側は安芸津・大崎上島までを範囲としています。

東広島市西条と言えば、言わずと知れた日本三大酒の一つで、酒都は西条酒、吟醸酒発祥地の安芸津の酒の2つの酒処です。日本三大酒は硬水で辛口、通称男酒の灘。中軟水で甘口の女酒と言われる伏見。西条は中軟水で甘口なので女酒になるのでしょうか。

東広島は広島大学・近畿大学・広島国際大学がある学園都市です。2003年頃、地元に戻ってきてこの変わりように驚きました。田んぼ・畑・山しかなかったこの土地が、映画館のあるような商業施設までできていました。若い子育て世代には住みやすい地域に変貌していました。人口は今も増え続けています。

一方で山間部の豊栄・福富は過疎化が深刻化しています。田舎の空き家を斡旋する企業もあるようです。福富では田舎のきれいな水を生かして、おいしいパン屋さんが出来ています。豊栄では、オオサンショウウオが見つかり保護活動がはじまっています。

東広島には古いお寺や神社もあります。古いものだと重要文化財になっている安芸国分寺があります。天平勝宝2(750)年に建てられているようです。

竹林寺・並滝寺・福成寺・御建神社・本宮八幡神社・榊山八幡神社などなど沢山あります。

地元の歴史的な建物を見て回るのも楽しいかもしれません。

「温故知新」で受け継がれている中から打開策を見つけることができたらと思います。



広島県健康福祉局障害者支援課より令和4年度広島県医療的ケア児等コーディネーター及び支援者養成研修の情報を県HPに掲載したことについて情報提供がありました。「広島県医療的ケア児等支援者」については薬剤師も対象となるとのことですのでお知らせいたします。

(申し込み方法等詳細はこちらのページをご覧ください。 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoutekikeazi.html>)

## 令和4年度 広島県医療的ケア児等支援者養成研修受講応募要領

### 1 目的

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療的ケアを要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成することを目的とする。

### 2 実施主体

主 催：広島県

共 催：広島市

実施機関：広島県福祉事業団（広島県立障害者リハビリテーションセンター）

### 3 研修日程・対象者・会場

日 程	研修対象者・定員	実施方法
<p><b>【 講 義 】</b></p> <p>動画配信期間                      令和4年11月21日（月）9：00～                      令和4年11月28日（月）16：00まで</p>	<p>医療的ケア児等支援者養成研修                      （規定の講義のみ）</p> <p>障害児通所支援所，訪問看護ステーション，居宅支援事業所，保育所，学校等で医療的ケア児等を支援している者。及び今後支援を予定する者他（医療・福祉領域を専攻している大学生・専門学生を含む），医療従事者及び障害福祉行政担当者  <b>【定員100名】</b>                      ※定員になり次第受付終了</p>	<p>・動画配信にて受講</p>

### 4 受講申込及び受講決定

受講希望者は、受講申込書をメールにて11月14日（月）17：00までに提出すること。受講決定者については、11月16日（水）頃までに受講決定通知をメールにて送付します。

お問い合わせ・申し込み先メールアドレス

（事務局）

〒739-0036

東広島市西条町田口295-3

広島県立障害者リハビリテーションセンター 地域医療連携部 石川あて

☎ 082-425-1455（月～金 祝日除く）

✉ shien-r04kenshu@hiroshima-wsc.jp

※ お申し込み時に、件名に所属とお名前をご記入ください。

※ メールでのお問い合わせには対応しておりません。

## 5 受講費用

無 料（受講に伴う通信料・印刷代・通信機等に関するものは含まれていません）

## 6 受講方法

配信期間内に、動画配信にて受講

## 7 修了証書

修了証書の交付はありません。

## 8 注意事項

- ・ 新型コロナ感染症拡大防止の観点より、研修の中止や実施時期の延期、実施方法を変更する場合があります。
- ・ 自然災害などやむを得ない事情により、研修を延期・中止する場合があります。
- ・ 動画の無断撮影、録音、閲覧端末のスクリーンショット機能等用いた記録や保存、ダウンロード、他サイトへの転載等は禁止します。
- ・ 受講決定者のみ、講義が受講できます。
- ・ ログインIDやパスワードの貸与は一切禁止します。
- ・ 受講資料等に関することは受講決定の際に通知します。
- ・ 申し込みは、メールでのみ受け付けます。
- ・ 講義動画の内容の一部は、令和2年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修の講義を編集したものです。
- ・ 受講時に使用する通信機器やネットワーク環境等の状況によっては、受講ができないことがあります。
- ・ 「別紙 動画再生の推奨動作環境」の内容を確認・了承後に申込みください。

## 別紙

## ～動画再生の推奨動作環境～

- |  |  |
|--|--|
| <p>1 CPUについて<br/>Core 2 Duo 以上<br/>AthlonIX 2 以上<br/>GMA X4500 以上<br/>Radeon HD 3000 シリーズ以上</p>        | <p>5 インターネット環境<br/>ブロードバンド有線・Wi-Fiまたはワイヤレス（3G<br/>または4G/LTEまたは5G）</p>  |
| <p>2 メモリについて<br/>2GB 以上</p>  | <p>6 その他</p>   |
| <p>3 ブラウザについて<br/>最新の Google Chrome<br/>最新の Microsoft Edge<br/>最新の Apple Safari</p>                    | <p>① 動画の使用する帯域幅は、参加者のネットワークに基づいて最適なエクスペリエンスが得られるように最適化されます。帯域幅は自動的に4G・5GやWi-Fiに応じ調整されます。</p> <p>② 4Gや5G回線など携帯キャリア回線をご利用の場合、別途パケット料金が発生することがあります。接続料金につきましては自己負担となりますのでご注意ください。</p> <p>③ 接続環境下のセキュリティ状況により動画配信サイトへ繋がらないことがあります。動画をご視聴の際セキュリティにまつわるエラーが表示される場合、ご使用中のネットワークの管理者にお問い合わせください。</p> |
| <p>4 OSについて<br/>macOS 10.9 以降<br/>Windows 10 以降<br/>iOS 8.0 以降<br/>iPadOS 13 以降<br/>Android 5.0 以降</p> |  |

## 令和4年度広島県医療的ケア児等支援者養成研修日程表

実施方法：動画配信 令和4年11月21日（月）9：00～28日（月）16：00

時間(分) 目安	項目	内容
5	・あいさつ ・概要説明	・研修の概要説明（目的，成果等）を説明 ・受講の注意事項，アンケートのお願い
60	総論 ※3	・医療的ケア児等のニーズについて ・コーディネーターに求められる資質と役割 ・子育て支援としての相談支援
45	医療的ケアの実際 ※3	医療的ケア児等に必要な具体的な医療的ケア
50	重症心身障害医学総論，地域の医療連携など ※3	重症心身障害者医療の特徴，代表的な疾患の経過や特性，協働の必要性など
60	障害のあるこどもの成長と発達の特徴	・子どもの発達の過程を知ることで，医ケア児等の育ちを支援する ・遊びについて
60	訪問看護の実際	・訪問看護のしくみと，医療的ケア児の支援等について ・医療的ケア児等
60	本人・家族の思い，ニーズ，QOL	当事者の思い，ニーズ，また本人・家族のQOLをどのようにとらえるか
60	重症心身障害児の意思決定支援	重症心身障害児（者）のコミュニケーションの特徴やどのように意思決定支援を行うか
60	福祉制度と地域での連携について	・医療的ケア児等の計画相談に必要な福祉制度 ・関係機関との連携をどう構築していくか
20	広島県の取り組み	・広島県の新型コロナウイルス感染症に関する取組について
60	虐待	・東部子ども家庭センターの役割 ・制度について
60	乳幼児期における支援の要点	近年の周産期医療の現状と，医療的ケア児のNICUからの移行支援
120 (各30)	在宅支援関連施設の理解	医療型児童発達支援センター
		医療的ケア児の特別支援教育
		放課後等デイサービス
		生活介護（成人の通所介護）※3
60 (各30)	地域の医療連携等 ※2	・訪問診療の実際 ・地域の医療連携など
		・訪問歯科診療の実際 ・地域の医療連携など
60	小児在宅医療の多職種連携 ※2	病院から在宅への移行時の連携について
120	医療的ケア児等の支援における計画作成のポイント ※1 ※3（一部）	医療的ケア児等の支援計画作成のために必要なスキルを学習する

※1 コーディネーター養成研修受講者のみ必修（支援者研修は希望者のみ）

※2 支援者養成研修受講者のみ必修（コーディネーター研修受講者は希望者のみ）

※3 令和2年度医療的ケア児等支援者及びコーディネーター養成研修映像使用

## ❖❖❖❖ 研 修 だ よ り ❖❖❖❖

薬剤師を対象とした各種研修会の開催情報をまとめました。

他支部や他団体、薬事情報センターの研修会については、準備の都合もありますので事前にお問い合わせください。  
詳しくは研修会カレンダー (<https://www.hiroyaku.or.jp/sche/schedule.cgi>) をご覧ください。

広島県の研修認定薬剤師申請状況  
令和4年10月12日現在 1,412名 (内更新1,056名)

開催日時 研修内容・講師	開催場所	主催者 問い合わせ先	認定	その他 (参加費等)
11月1日(火) 19:30~21:00 福山大学社会連携推進センター 福山支部シリーズ研修会 テーマ:「がん、感染症、炎症性疾患を標的とした分子標的薬」 演題:「免疫学と抗体医薬について」 講師:福山大学薬学部分子免疫学研究室 教授 今重之先生		(一社) 福山市薬剤師会 084-926-0588	1	研修費:一般1,000円 ※事前の申込は不要です。
11月5日(土)・6日(日) 広島国際会議場 第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会中国四国支部学術大会 テーマ:「薬・薬・薬 協働で踏み出す新たな一歩~中国四国から未来の患者のために~」		運営事務局 株式会社 キョードープラス 馬場、中井、杉本		※詳細は本学術大会ホームページをご確認ください。 <a href="https://www.kwcs.jp/chushi61/">https://www.kwcs.jp/chushi61/</a>
11月12日(土) 15:00~17:00 オンライン 第549回薬事情報センター定例研修会 15:00~15:30 薬事情報センターだより オーソライズドジェネリック 第一三共エスファ株式会社 15:30~17:00 特別講演 座長 広島県薬剤師会 副会長 谷川正之先生 「認知症の人と家族に今できること~多職種協働の大切さ~」 大分大学医学部看護学科実践看護学講座老年看護学領域教授総合診療・総合内科学講座 診療教授 吉岩あおい先生		(公社) 広島県薬剤師会 薬事情報センター 082-567-6055	1	※申込方法の詳細は、薬事情報センター Web サイト>研修会のご案内『第549回開催お知らせ、申込方法【PDF】』をご参照ください。
11月13日(日) 10:30~12:30 広島県薬剤師会館 2階 ふたばホール 第669回広島漢方研究会月例会 9:30~11:00 『漢方薬局での店頭経験』 ~新型コロナ感染に関する症例報告~ 鉄村努先生 11:00~12:30 『薬徴』 薤白・乾姜・杏仁 解説 吉益東洞著 大塚敬節先生・ 校注 吉本悟先生		広島漢方研究会 082-232-7756	2	参加費:広島漢方研究会会員/無料、会員外/3,000円 ※参加希望の方は下記までメールにてお申込みください。 【申込先】テツムラ漢方薬局 info@tetsumura.jp 【メールへの記載事項】お名前・所属・連絡先電話番号



# 市民公開講座

主催：第61回日本薬学会・日本薬剤師会  
日本病院薬剤師会、中国四国支部学術大会

日時：11月6日（日）15：00-16：00（開場14：50）  
場所：広島国際会議場 B2F ヒマワリ  
対象：一般市民・医療従事者など  
参加費：無料

座長：松尾裕彰（広島大学病院 教授・薬剤部長）

## 隠れ我慢しない、水のバランスを考えた 体質改善のための漢方

人生が変わるかもしれない 漢方で治せる体質もある

講師：中島 正光 先生

（広島国際大学薬学部 生薬漢方診療学 教授）

### 問い合わせ先

第61回日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会  
中国四国支部学術大会 市民公開講座 運営事務局  
株式会社キョードープラス  
〒701-0205 岡山市南区妹尾2346-1  
TEL：086-250-7681 / FAX:086-250-7682  
E-mail：chushi61@kwcs.jp

# 薬事情報センターのページ



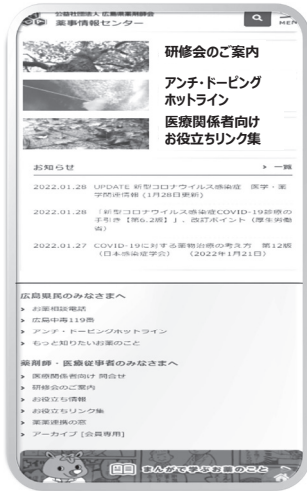
薬事情報センター長  
水島 美代子

## “新しく”、“正しい” 医薬品等情報の入手と提供 (第19回) 妊婦・授乳婦と薬 ～最新の医薬品・医療情報を電子的に入手、活用する～

薬事情報センターWebサイトは、スマートフォンでも閲覧可能です。



薬事情報センター Webサイト  
(スマホ画面)



※本情報は、2022年10月5日現在の知見に基づいて執筆。  
※各サイトは、2022年10月5日に確認。

日頃、「妊娠を希望していますが、このお薬は大丈夫でしょうか? (事例:「お薬相談電話事例集No.138」(本号に掲載)) 或いは、妊婦や授乳婦から、「今日処方された薬は飲んで大丈夫ですか?」等、ご相談を受ける機会も多いと思います。これらスペシャルシチュエーションの場合、まずは、電子化された添付文書(以下、電子添文)、インタビューフォーム等の製造販売会社の公開情報が参照できます。加えて、成書や公的機関の運営するWebサイト等も参考になります。そして、これら情報源から情報入手後、実際に情報提供する際には、誰にその情報を説明するかが重要です。医療関係者であれば、正確なデータをお伝えすることが求められます。一方、妊婦や授乳婦に伝える際には、過大な不安を与えないようにデータの説明には工夫が必要となります。

そこで、本稿では、「妊婦・授乳婦と薬」について取り上げ、本領域に参考となる成書や、情報updateがされている電子的に入手できる情報サイト、そしてその活用についてご紹介します。



### 1. <情報入手>妊婦と薬

薬が妊娠成立後いつから、どのような影響があることが考えられるか、関連情報をどこから入手するか、それらを踏まえて相談者にどう対応するか等、概説および情報源について解説する。

#### ■妊娠経過と薬の影響～概要～(表1)<sup>1)</sup>

胎児の形態等の先天異常の頻度については、医薬品以外の影響(多くは原因不明、遺伝子、染色体、放射線、環境要因等々)により、3%程度と考えられている。胎児への医薬品の影響は、妊娠後の胎児の発達段階により異なり、大きくは3つの時期に分けられる。3つの時期とは、all or noneの法則が働く時期(受精～妊娠3週6日まで)、催奇形性が問題になる時期(妊娠4週～15週まで)、及び、胎児毒性が問題になる時期(妊娠16週～分娩まで)である。妊娠4週から7週は、器官の基本的な形成がされる時期で最も敏感な絶対過敏期である。その後、2ヶ月をかけた性器、口蓋が完成するため、催奇形性のある医薬品の投与は慎重となる。妊娠16週以降は、胎盤を介して胎児に影響を及ぼす時期で、胎児毒性に注意が必要である。

表1 妊娠経過と薬の影響

妊娠月数	最終月経 排卵・受精 妊娠診断可能																				
	1ヶ月				2ヶ月					3ヶ月			4ヶ月			5ヶ月			6～10ヶ月		
妊娠週数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20～39週
胎児の生育	受精				← 胎芽期 →					← 胎児期 →										→	
最終月経からの日数	0				28					51			84			112			113	出産日	
時期危険度	無影響期				絶対過敏期					相対過敏期			比較過敏期			潜在過敏期					
薬剤の影響	all or none				催奇形性が問題										胎児毒性が問題						
	薬の影響はほとんどない。				薬の影響を受けやすい時期。妊娠4週から7週に器官の基本的な形成が完了。その後、性器、口蓋の完成に2ヶ月を要する。										16週以降は、薬による胎児毒性。胎児の発育障害、胎児環境の悪化、胎児死亡、子宮への影響、新生児期への残留による障害、行動奇形等						

■薬の妊婦への影響～参考としたい情報源～

1. 成書

基本的な考え方、リスク分類、薬効分類毎の評価等の原理原則を把握できる。また、臨床家の豊富な経験に基づいた説明事例等が含まれているため、妊婦への説明の際の参考となる。

- 1) 『実践 妊娠と薬 第2版 10,000例の相談事例とその情報』 林昌洋, 他編, じほう, 2010<sup>1)</sup>

本領域の本邦におけるバイブル的存在の書籍である。虎の門病院「妊娠と薬相談外来」における長年の経験も踏まえて、総論では、基礎知識、妊娠中に問題となる疾患、催奇形性・胎児毒性の評価等、各論では、薬効分類、薬剤毎のデータ評価、服用前・服用後の対応、患者への説明・指導等が、事例を交えて紹介されており、大変参考になる。

- 2) 『今日の治療指針 当年度版(毎年改訂)』, 医学書院<sup>2)</sup>

本書籍の巻末付録に、「妊婦・授乳婦への薬物療法とリスク分類」の章がある。添付文書、虎ノ門病院妊娠と薬薬剤危険度分類(虎ノ門分類)、オーストラリア保健省・薬品・医薬品行政局(TGA)の分類基準の3つのリスク分類による評価が併記されている。本書籍は毎年改訂されるため、添付文書の改訂が反映される。また、臨床家が妊婦に薬物療法を行う際の薬剤選択において、リスクカテゴリーを参照できるメリットがある。

- 3) 『薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版』, 伊藤真也(トロント小児病院/トロント大学), 村島温子(国立成育医療研究センター/妊娠と薬情報センター)編, 南山堂, 2020<sup>3)</sup>

医師の立場で、総論、妊娠期・授乳期における医薬品情報、症例から学ぶ妊娠・授乳期の薬物治療を著されている。例えば、15歳からカルバマゼピンを服用しているてんかん患者が、34歳で妊娠された事例において、患者に寄り添った服用継続の必要性とリスク等々のコンサルテーション等、具体的に紹介されている。

- 4) 『妊娠・授乳と薬のガイドブック』愛知県薬剤師会 妊婦・授乳婦医薬品適正使用推進研究班編, じほう, 2019<sup>4)</sup>

よくある不安や疑問を具体的にQ&A方式で回答している。患者への説明の際、参考となる。

2. 電子的な情報源～Webサイトから入手～

成書に比し、最新の情報が常にアップデートされる点が有用である。

- 1) 『電子添文(電子化された添付文書)』

2017年の添付文書記載要領見直しに伴い、次に示す新基準に基づいて順次改訂されている(表2)<sup>5), 6)</sup>

- ・胎盤通過性及び催奇形性のみならず、胎児曝露量、妊娠中の曝露期間、臨床使用経験、代替薬の有無等を考慮し、必要な事項を記載すること。
- ・非臨床試験成績等がない場合であっても、「安全性は確立していない」とは記載せず、薬理作用等から懸念される影響など、使用者がリスクを判断できる情報を可能な限り記載すること。
- ・記載に当たっての考え方は以下の通り(表2)。ただし、非臨床試験で妊娠、胎児及び出生児への影響が認められていないものであって、薬理作用からも影響が懸念されないものについては、妊婦に対する注意事項を記載する必要はない。

表2 妊婦に対する注意事項の記載について ～添付文書の記載要領 改訂～

投与しないこと	以下のいずれかに該当し、かつ、妊婦の治療上の有益性を考慮しても、投与すべきでないもの。 ・ヒトでの影響が認められるもの。 ・非臨床試験成績から、ヒトでの影響が懸念されるもの。
投与しないことが望ましい	・非臨床試験成績から、ヒトでの影響が懸念されており、妊婦の治療上の有益性を考慮すると、投与が推奨されないもの。 ・既承認医薬品において【投与しないことが望ましい】と記載されているもの。
治療上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ投与すること	・当該医薬品の薬理作用、非臨床試験成績、臨床試験成績等から妊娠、胎児又は出生児への影響が懸念されるが、【投与しないこと】及び【投与しないことが望ましい】のいずれにも当てはまらないもの。 ・非臨床試験成績等がなく、妊娠、胎児又は出生児への影響が不明であるもの。

- 2) 『産婦人科診療ガイドライン—産科編2020(日本産科婦人科学会, 日本産婦人科医会)』<sup>7)</sup>

本ガイドラインでは、具体的なQA方式で、医薬品の影響が述べられている。たとえば、B.胎児障害・形態異常に関する相談では、医薬品使用による胎児への影響を尋ねられたら(CQ104-1)、添付文書上禁忌の医薬品のうちインフォームドコンセントを得たうえで使用される医薬品は(CQ104-2)、添付文書上有益性投与の医薬品のうち特に注意が必要な医薬品は(CQ104-4)等、回答が解説付きで記載されている。



3) 『妊娠・授乳とくすり (RAD-AR くすりの適正使用協議会)』<sup>8)</sup>

妊娠の基本 (Chapter 1)、妊娠とくすり (Chapter 2)、授乳とくすり (Chapter 3) に分けて、わかりやすく解説しており、妊婦に紹介し共有できる。説明の際の話し方等の参考となる。

2. <情報入手>授乳婦と薬

授乳婦が薬を服用した場合、ほとんどの薬において母体の血液を介して母乳中に移行する。つまり、妊婦との違いは、授乳を通じて児に薬剤成分が移行することである。乳汁移行するものを全て授乳中止するのか、一方、母乳栄養の有用性や授乳婦の授乳を継続したいという意味等、授乳婦の服薬にはこれらを考慮することが必要である。そこで、母乳へ移行した薬剤がどのように児に影響を与えるのか、医薬品の関連情報をどこから入手するのか、それらを踏まえて相談者にどう対応するか等、概説および情報源について解説する。



■薬の授乳婦への影響～参考としたい情報源～

1. 成書

前項で紹介した成書が、同様に参考となる。

1) 『実践 妊娠と薬 第2版 10,000例の相談事例とその情報』 林昌洋, 他編, じほう, 2010<sup>1)</sup>

2) 『今日の治療指針 当年度版 (毎年改訂)』, 医学書院<sup>2)</sup>

本書籍の巻末付録に、「妊婦・授乳婦への薬物療法とリスク分類」の章がある。添付文書、WHO、Hale 編集による授乳と薬物の専門書『Hale’s Medications & Mothers’ Milk (by Thomas W Hale PhD)』の3つの評価が併記されている。本書籍は毎年改訂されるため、添付文書の改訂が反映される。母乳育児を希望する親が増えており、これらリスクカテゴリーを参照できる。

3) 『薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版』, 伊藤真也 (トロント小児病院/トロント大学), 村島温子 (国立成育医療研究センター/妊娠と薬情報センター) 編, 南山堂, 2020<sup>3)</sup>

4) 『妊娠・授乳と薬のガイドブック』愛知県薬剤師会 妊婦・授乳婦医薬品適正使用推進研究班編, じほう, 2019<sup>4)</sup>

2. 電子的な情報源～Webサイトから入手～

1) 『電子添文 (電子化された添付文書)』

2017年の添付文書記載要領見直しに伴い、次に示す新基準に基づいて順次改訂されている (表3)<sup>5), 6)</sup>

- ・乳汁移行性のみならず、薬物動態及び薬理作用から推察される哺乳中の児への影響、臨床使用経験等を考慮し、必要な事項を記載すること。
- ・乳汁移行に関するデータがない場合であっても、「安全性は確立していない」とは記載せず、薬理作用等から影響が懸念される旨など、使用者がリスクを判断できる情報を可能な限り記載すること。
- ・記載に当たっての考え方は以下の通り (表3)。ただし、非臨床試験で乳汁移行が認められていないものであって、薬理作用から哺乳中の児への影響が懸念されないものについては、授乳婦に対する注意事項は記載する必要はない。

表3 授乳婦に対する注意事項の記載について ～添付文書の記載要領 改訂～

授乳を避けさせること	<p>「授乳を避けさせること」と記載する場合は、乳汁中からの消失等に基づき、投与後、授乳を避けるべき期間を合わせて記載することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒトで哺乳中の児における影響が認められているもの。</li> <li>・薬理作用等から小児への影響が懸念され、ヒトでの児の血漿中濃度又は推定曝露量から、ヒトで哺乳中の児における影響が想定されるもの。</li> </ul>
授乳しないことが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非臨床試験又はヒトで乳汁への移行が認められ、かつ薬理作用や曝露量等からヒトで哺乳中の児における影響が懸念されるもの。</li> </ul>
治療上の有益性及び母乳栄養の有益性を考慮し、授乳の継続又は中止を検討すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非臨床試験で乳汁への移行が認められるが、薬理作用や曝露量等からはヒトで哺乳中の児における影響が不明であるもの。</li> <li>・非臨床試験等のデータがなく、ヒトで哺乳中の児における影響が不明であるもの。</li> <li>・薬理作用又は非臨床試験での乳汁移行性等から、ヒトで哺乳中の児における影響が懸念されるが、【授乳を避けさせること】及び【授乳しないことが望ましい】のいずれにも当てはまらないもの。</li> </ul>

- 2) 『妊娠・授乳と薬 「授乳中の薬（一覧表）」（国立成育医療研究センター）』<sup>9)</sup>  
 本サイトでは、「授乳中に安全に使用できると考えられる薬」、「授乳中の使用には適さないと考えられる薬」が、最新の情報に基づいて一覧表でまとめられており、患者とも共有できる。
- 3) 『産婦人科診療ガイドライン—産科編2020（日本産科婦人科学会，日本産婦人科医会）』<sup>7)</sup>  
 本ガイドラインでは、具体的なQA方式で、医薬品の影響が述べられている。たとえば、医薬品の授乳中による児への影響について尋ねられたら？（CQ104-5）では、医薬品の有益性・必要性および母乳栄養の有益性、授乳婦の意向、児の生育も含めた解説がわかりやすく述べられている。
- 4) 『妊娠・授乳とくすり（RAD-AR くすりの適正使用協議会）』<sup>8)</sup>  
 Chapter 3の授乳とくすりで、母乳の重要性、服薬の有益性等についてわかりやすく解説しており、妊婦にも紹介できる。説明の際の話し方等の参考となる。

### 3. <相談先>妊婦・授乳婦と薬

本人だけでなく児にも関わるとてもデリケートな点から、妊婦・授乳婦がより詳細な相談をされたいと希望されることもある。その場合は、「お薬相談電話事例集No.138」（本号に掲載）でもご紹介の通り、

- ・国立成育医療研究センター>妊娠と薬情報センターでは、Webでの相談申込みを受付けている。<sup>10)</sup>
- ・地域の拠点病院としては、国立成育医療研究センター>妊娠と薬情報センター>妊娠と薬外来一覧で紹介されている。広島県では、広島大学病院が相談を受付けている（広島大学病院の妊娠と薬外来ホームページを参照<sup>11)</sup>）。

必要に応じて、これら専門的な機関を紹介されたい。

### 最後に

電子添文の記載要領の改訂に伴い、「安全性は確立していない」とは記載せず、使用者がリスクを判断できる情報を可能な限り記載することとなった。新薬も含め、電子添文が充実してきているので、まずは、最新の電子添文を参照し、医師とも丁寧なコミュニケーションの下、患者に寄り添った情報提供を心掛けたい。








---

#### 成書 一覧

- 1) 実践 妊娠と薬 第2版 10,000例の相談事例とその情報，林昌洋，他編，じほう，2010
- 2) 今日の治療指針 2022（毎年改訂），医学書院
- 3) 薬物治療コンサルテーション 妊娠と授乳 改訂3版，伊藤真也，他編，南山堂，2020
- 4) 妊娠・授乳と薬のガイドブック，愛知県薬剤師会 妊婦・授乳婦医薬品適正使用推進研究班編，じほう，2019

---

#### 電子的な情報源 一覧

- 5) 医療用医薬品の添付文書等の記載要領の見直しについて（第3回妊産婦に対する保健・医療体制の在り方に関する検討会 平成31年4月17日）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000502229.pdf>  QRコード①
- 6) 医薬品・医療機器等安全性情報 No.344 医療用医薬品の添付文書記載要領の改定について（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/1\\_14.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/1_14.pdf)  QRコード②
- 7) 産婦人科診療ガイドライン—産科編2020（日本産科婦人科学会，日本産婦人科医会）  
[https://www.jsog.or.jp/activity/pdf/gl\\_sanka\\_2020.pdf](https://www.jsog.or.jp/activity/pdf/gl_sanka_2020.pdf)  QRコード③
- 8) 妊娠・授乳とくすり（RAD-AR くすりの適正使用協議会）  
<https://www.rad-ar.or.jp/knowledge/post?slug=maternity>  QRコード④
- 9) 妊娠・授乳と薬>授乳中の薬（一覧表）（国立成育医療研究センター）  
[http://www.ncchd.go.jp/kusuri/news\\_med/druglist.html](http://www.ncchd.go.jp/kusuri/news_med/druglist.html)  QRコード⑤
- 10) 妊娠・授乳と薬（国立成育医療研究センター）  
<http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html>  QRコード⑥
- 11) 広島大学病院の妊娠と薬外来ホームページ  
<https://pharmacy.hiroshima-u.ac.jp/works/team/team09.html>  QRコード⑦

## ご案内

薬事情報センター Web サイトでは、最新の医薬情報等の入手のために「お役立ちリンク集」をご用意しております。今回のような“妊婦・授乳婦と薬の最新知見”の情報入手ツールとしても、是非、お役立て下さい。

〈掲載場所〉：薬事情報センター Web サイト > お役立ちリンク集 <https://hiroyaku.jp/di/links/>



〈お役立ちリンク集 サイト一覧〉

★今回使用したサイト

大分類	リンクされている情報
感染症情報	広島県のローカル情報、感染症関連情報、AMR 等
★ 医薬品 適正使用情報	医薬品の安全性関連、妊娠・授乳と薬情報
プレアボイド関連サイト	薬局ヒヤリ・ハット事例、医療事故情報事例
★ 医薬品情報 データベース	医療用医薬品／一般用医薬品情報検索、承認情報、新薬情報、保険適応、適応外保険適用、セルフメディケーション、文献検索 (J-STAGE、CiNii)
★ 医薬品関連サイト	厚生労働省、PMDA、製薬協、日薬連、日漢協、PhRMA、ジェネリック製薬協
★ 医療関連サイト	各種疾患病態治療に係る情報、Minds ガイドラインライブラリ
★ もっと知りたいお薬のこと	<u>県民向けにわかりやすい内容で、患者説明時に活用できる</u> 薬のしおり、セルフメディケーション、健康食品、健康情報、 海外渡航時の医薬品の携帯持込等、海外渡航時感染症
医療相談・医療機関検索	<u>県民向けに相談先を紹介</u> 医療安全支援センター、心の電話相談、医療機関検索
中毒情報検索	<u>中毒発生時の一次対応情報</u> (中毒情報センター)、食中毒
アンチ・ドーピング関連	ドーピング禁止薬検索サイト、薬剤師のためのガイドブック スポーツファーマシスト検索、関係機関

# お薬相談電話 事例集 No.138



薬事情報センター

## 持病の薬を飲みながら妊娠希望

- Q.** 統合失調症を患っていて服薬中だが、年齢もあり、主人と話し合っ、妊娠を希望している。主治医には、妊娠はおすすめしないと言われた。薬の影響について知りたい。薬は、アキネトン、サイレース、メイラックス、リスパダール。(40代女性)
- A.** 現在のご病気の治療に必要な薬なので、薬一つ一つのリスクの検討より、今後治療と妊娠をどのようにしていくかについて相談されるのが良いと思います。『妊娠と薬情報センター』サイトを参考にいただき、拠点病院の中から行きやすいところを選んで相談の手続きをされてみてはいかがでしょうか。

### 【解説】

2005年に国立成育医療研究センター内に設置された『妊娠と薬情報センター』では、持病で薬を飲んでいるが妊娠しても赤ちゃんに影響はないか、妊娠していることを知らずにお薬を飲んでしまったが大丈夫かなど、妊娠中や妊娠希望の方の薬物治療の相談に対応しています。(図1)

全国47都道府県の拠点病院に「妊娠と薬外来」を設置し、Web 問診システムからの申込みで、各地域の相談外来にて相談できるようになっています。

広島県では、広島大学病院が拠点病院となっています。 **コード②**

また、くすりの適正使用協議会 (RAD-AR) サイト内、「くすり知恵袋」の中に、「妊娠・授乳とくすり」についての記事があります。この中の「病気をもっている方の妊娠とくすり」の項では、「病気とくすり」の例として、糖尿病、てんかん、うつ病について具体的に紹介されています。その他の項も参考になりますので、ご一読ください。(図2) **コード③**

図1 妊娠と薬情報センター (国立成育医療研究センター内) トップページ **コード①**



図2 妊娠・授乳とくすり (くすりの適正使用協議会 (RAD-AR) サイト内) **コード③**



【参考資料】各サイトはいずれも2022-9-27確認

- 妊娠と薬情報センター (国立成育医療研究センター内)  
<http://www.ncchd.go.jp/kusuri/> **コード①**
- 広島大学病院 妊娠と薬外来ホームページ  
<https://pharmacy.hiroshima-u.ac.jp/works/team/team09.html> **コード②**
- 妊娠・授乳とくすり (RAD-AR 一般社団法人 くすりの適正使用協議会)  
<https://www.rad-ar.or.jp/knowledge/post?slug=maternity> **コード③**



ヒヤリ・ハットエビデンス情報 (公社)日本薬剤師会「モバイルDI室」事業  
 広島県 モ バ イ ル D I 室 ・ 事 例 報 告 40

広島国際大学薬学部 医療薬学研究センター  
 横田 沙和、覚前 美希、三宅 勝志  
 (公社)広島県薬剤師会 薬事情報センター  
 永野 利香、水島 美代子  
 東京大学大学院薬学系研究科 (育薬学講座)  
 佐藤 宏樹、澤田 康文

【事例】  
 咳症状のない患者にモンテルカスト錠が処方されていた

■処方内容は

50歳代 男性

病院・診療科：総合内科

既病歴（糖尿病）、現病歴（糖尿病）

<変更前>

1) グリメピリド錠 1mg	2錠	1日2回 朝夕食後	28日分
2) メトホルミン塩酸塩錠 250mg	6錠	1日2回 朝夕食後	28日分
3) メチコパール錠 500μg	3錠	1日3回 毎食後	28日分
4) モンテルカスト錠 10mg	1錠	1日1回 寝る前	28日分
5) トリルシティ®皮下注 0.75mg アテオス	4筒	1週間に1回投与	

<変更後>

1) グリメピリド錠 1mg	2錠	1日2回 朝夕食後	28日分
2) メトホルミン塩酸塩錠 250mg	6錠	1日2回 朝夕食後	28日分
3) メチコパール錠 500μg	3錠	1日3回 毎食後	28日分
4) トリルシティ®皮下注 0.75mg アテオス	4筒	1週間に1回投与	

■何が起こったか？

・咳症状のない患者にモンテルカスト錠が投与されていたため、医師に処方削除を依頼した。

■どのような経緯で起こったか？

・5種類の薬剤が定期処方されている患者に対し、咳症状について確認したところ、ここ2ヶ月、咳症状はなく、モンテルカスト錠は2週間前から服用していないことが発覚した。

■どうなったか？

・現在、患者は咳症状がなく、モンテルカスト錠を内服していない旨を医師に情報提供し、処方削除となった。

### ■なぜ起こったか？なぜ回避できたか？

- ・患者は、咳症状が落ち着いていることを医師に伝えていなかったことが考えられる。
- ・医師は、処方箋を発行する際に、患者に咳症状の有無を確認しないまま、前回処方システム上でコピーして処方オーダーを行っていたと推測する。
- ・当該薬局薬剤師は、定期的にこの患者に服薬指導を実施しており、糖尿病治療薬の効果・副作用モニタリングをはじめ、病状の確認を徹底していた。
- ・今回の服薬指導において、最近2週間はモンテルカスト錠を服用していないにも関わらず、咳症状がないことを把握することができ、処方削除依頼につながった。

### ■今後二度とおこさないためにどうするか？確認事項は？

- ・患者の状態は常に変化するため、症状確認、服薬状況確認、効果、副作用モニタリングを徹底して行い、プレアポイド実施やポリファーマシーの解消に努める。
- ・薬剤師が聞き取った患者情報は積極的に医師に情報提供することで連携をはかることが重要である。

### ■特記事項は？

本事例のように、症状が治まった場合、患者がそれをわざわざ処方医に伝えるとは限らない。また、患者は自身の症状すべてを処方医に伝えているとは限らない。以下に、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業（公益財団法人日本医療機能評価機構）の共有すべき事例において報告された類似事例を示す<sup>1)</sup>。薬剤師が患者とコミュニケーションをとる中で副作用の発現の可能性に気づき、処方変更へ至った事例である。薬剤師は日頃から患者の体調変化などを注意深く聞き取り、医師と連携をはかることが重要である。

#### 【事例の詳細】<sup>1)</sup>

患者に、以前からシベノール錠100mg 1日3錠分3毎食後が処方されていた。薬剤交付時、患者から、時々ふらふらすることがあるが食事を摂ると症状が治まることを聴取した。患者は80歳代で腎機能が低下している可能性があることから、シベノール錠の副作用である低血糖症状の発現を疑った。処方医へ問い合わせを行い、患者の症状と副作用発現の可能性を伝え減量を提案した結果、シベノール錠100mg 1日2錠分2へ減量になった。今後も注意が必要であることから、定期的に血液検査を実施することを処方医へ提案した。

#### 【推定される要因】

患者は、ふらつきの症状は食事をすると改善することから薬剤との関連を疑わず、処方医に伝えていなかった。

#### 【薬局での取り組み】

患者から、日頃から気になることはないかを積極的に聴取する。

#### <参考文献>

- 1) (公財) 日本医療機能評価機構ホームページ「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」過去の共有すべき事例 2021年 No.2  
[http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing\\_case\\_2021\\_02.pdf](http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/pdf/sharing_case_2021_02.pdf)

“ヒヤリ・ハットエビデンス情報”をご提供いただける場合は、  
薬事情報センターまでご連絡をお願い致します。

〈連絡先 TEL：082-567-6055 メールアドレス：di@hiroyaku.or.jp〉

# いきいき広場

高齢者の安全と安心な暮らしを目指して



第 14 号

発行・編集  
広島県警察本部  
生活安全総務課



## 認知症高齢者を行方不明から守る！！

### 気温が下がり、命の危険も

県内の認知症高齢者が増加傾向にある中、認知症が原因で行方不明となるケースが後を絶ちません。

今からの時期、気温が下がり、夜間は肌寒くなります。

大切な家族の命を守るため、行方不明とまらないための対策を取りましょう。



予防の  
対策

まずは

行方不明にさせない



万が一の  
ために

★GPS も効果的★

- 玄関ドアにセンサーやドアベルを付け、外出時すぐにわかるようにしておきましょう。
- 近所の方に協力を求めておくことも有効です。  
ひとり歩きを目撃した時の連絡をお願いしておきましょう。
- 市町等の専門機関に介護支援等の相談をしましょう。
- 持ち物や衣服に名前を書きましょう。



GPS は

人工衛星を利用して、位置を探索できる機能です。

GPS 機器や GPS 機能のある携帯電話等を身に付けることで、行方不明になった時、居場所を確認することができます。

もしもの時に備えて、機器の活用を検討してみてもいいですか？

## 2022年度 第2回（通算93回）ひろしま桔梗研修会



神戸薬科大学同窓会 倉本 珠江

開催日：令和4年9月11日（日）13：00～16：10

場 所：オンライン

第93回ひろしま桔梗研修会が、新型コロナウイルスの流行「第7波」の中、Zoomウェビナーにてお二人の講師をお迎えして開催されました。

初めに、合同会社メディカルアンサーズ 薬剤師の久保田恵理先生に「高齢者の栄養管理と嚥下に関わる薬について～人生100年時代を支えるポイント～」と題して講演していただきました。

平均寿命と健康寿命の差異が男性8.73歳、女性では12.07歳（令和元年）のデータを最初に提示され、生存ではなく健康に生活をしたい、してもらいたいと思いました。高齢者の10人に1～2人が低栄養傾向です。低栄養からの脱却のために、エネルギー源のたんぱく質を若年者より多く摂る必要があります、たんぱく質はまとめて摂るより何回かに分けて均等に摂る方が筋肉合成率は高まる、運動後1時間以内にたんぱく質を摂ると体が筋肉合成に傾く、アミノ酸の中でロイシンが最もサルコペニア予防に高い効果を期待できることなどがわかりました。患者さんから食事は日に2回、また家でじっとしている話を耳にします。高齢者の日常習慣のアドバイスに役立てたいと思います。

次に、医療法人社団湧泉会 ひまわり歯科 歯科医師の村田尚道先生に「薬を飲むとき なぜ困る？～高齢者の嚥下と口の話～」についてお話いただきました。

口の機能には栄養管理・生命の維持・コミュニケー

ションがあります。食べる／飲み込む機能として“口の奥”と“のど”の様子を見ると、ヒトの口腔と咽頭の仕組みは“空気”の通り道と“食べ物”の通り道が交差しています。フレイルサイクルとは食事量の低下→慢性的な低栄養→サルコペニア→身体機能低下→活動量低下→エネルギー消費量低下→[食事量の低下]と回り、その中で摂食嚥下障害によりサイクルが悪い方にはやく進みます。悪くしないために食べ易く、飲み込み易くすることは大切です。それには飲み込み時は少し下に向けて飲み込む（安定座位）、ベッド時は枕を頭の下に置く（頸部前屈位）など食事姿勢に気を付け、高齢者にとって食べにくい食材は柔らかくまとまりやすくします。「食べる」と「薬を飲む」は同じ事として飲み込み易くする工夫をします。またオーラルフレイルは噛みにくい→柔らかい食事を好む→噛む力や機能の低下→[噛みにくい]のサイクルで口腔機能低下・身体機能低下になりますが、オーラルフレイルに応じた服薬方法もあります。口腔ケア+αとしてインフルエンザや肺炎のリスク減少の解説もありました。お口の健康は大事！！を学びました。

今回の講演を聴いて、平均寿命と健康寿命の差が縮まるように、人生100年を見据えて健康に過ごすため、服薬サポート、栄養管理、口腔ケアの大切さを伝えていきたいと思います。

### 第107回薬剤師国家試験問題（令和4年2月19日～2月20日実施）

問 35 利尿薬の作用機序でないのはどれか。1つ選べ。

- 1 バソプレシン V<sub>2</sub> 受容体遮断
- 2 心房性ナトリウム利尿ペプチド（ANP）受容体刺激
- 3 アルドステロン受容体刺激
- 4 炭酸脱水酵素阻害
- 5 Na<sup>+</sup>-K<sup>+</sup>-2Cl<sup>-</sup> 共輸送系阻害

正答は107ページ





# ひろしま桔梗研修会のご案内 (通算94回)

今回は4年前にご講演いただいた小林宏先生の漢方研修会です。

ひと口に便秘といってもその原因や治療薬は人それぞれ。このたびは便秘薬の方剤に多く用いられる生薬の「大黄」と「人參」を軸に、便の形状から考える方剤の組み立てについてのユニークで実践的な講座となります。小林先生の豊富な知識とご経験を交えた楽しいお話も聴けて、便に関する日頃の悩みもスッキリ。

ぜひご参加ください。

**日時** 2022年11月23日(水・祝) 13時00分～16時10分  
(G07認定2単位)

**場所** Web配信: Zoomウェビナーシステム

**講演**  
講演1 便の形状から判断する漢方方剤の適正使用  
～大黄剤・人參剤より考える漢方方剤の方向性～  
演者: 薬局 誠宏堂 小林 宏 先生

**参加費** 単位必要の場合: 1,500円 単位不要の場合: 1,000円

**申し込み** 事前申し込み制 定員: 80名  
下記のQRコードからからお申し込みください  
<https://us02web.zoom.us/j/81150073675?pwd=QXdMVDdmb21KOTI0Z3N1OXhRaGZPQT09>



申込時に登録されたメールアドレスへ当日視聴URL、参加費申込方法をご連絡いたします。なお、振込期限を過ぎても入金確認ができなかった場合は、自動的キャンセルとさせていただきます。ご了承ください。

(締切: 2022年11月9日)

**Web視聴における諸注意**

- ・単位シール申請には視聴のログ(ログイン・ログアウト時間)、キーワード、200字以上のレポート提出が必要です。
- ・開始時間を過ぎての参加, 終了時間前の退出では単位交付が認められません。
- ・ZOOM上では参加申込時のお名前でのご参加ををお願いいたします。
- ・代金の払い戻しは、いかなる場合も行いませんのでご了承ください。

**問合せ** 森川薬局青葉台店 0829-30-6778

主催: 神戸薬科大学生涯研修支援事業 広島生涯研修企画委員会

# Pharmacist's Holiday



～薬剤師の休日～

## 天童温泉

湯布院賑 (ゆふいんにぎやか)

将棋の「駒」で有名な山形県天童。温泉地としての歴史は、明治末期に遡る。

灌漑用水用の井戸を掘削中に高温の温泉が湧き出し、ほどなく10軒を超える浴場や宿屋が建ち並んだという。当初は鎌田温泉と呼ばれていた。

源泉は70℃近く、かなりの高温である。無色透明アルカリ性の硫酸塩泉で温泉街には足湯や手湯もあり、日帰り入浴の立ち寄り湯も多く気軽に利用できる。



将棋ざるそば



日帰り入浴施設も充実



天童駅に向かって温泉旅館が建ち並ぶ



大山名人による「王将」



貸切湯もピカピカ！



モンテディオ2枚で王手???

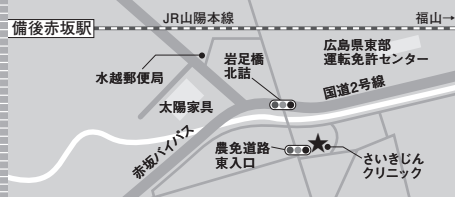
天童温泉／山形県天童市

アクセス ■鉄道：JR天童駅から徒歩15分。

■自動車：東北中央自動車道天童インターチェンジより車で約10分。

# シリーズ 薬局紹介 87

せと薬局  
福山市瀬戸町山北444-2



## ①今までに苦労したこと

「自分で開局したい」そう決心はあったものの、まず、開局するまでがすごく大変でした。やはり信用のないサラリーマン薬剤師が薬局を開局するまでにはハードルが高いと感じました。情報収集、譲渡薬局の模索、資金調達、院内処方クリニック訪問等、思いつく事全てを模索しました。

また会社経営の知識がない中で法人を設立し社員を雇用し、実際に薬局を運営していく事は本当にわからない事だらけでしんどさを感じていました。(経常利益?減価償却?損益計算書?賃借対照表?キャッシュフロー計算書?棚卸時の注意点?等々知らない用語や仕組みがたくさんある中で税理士さんや教われる方とにかく教えて貰ったりしながら勉強していきました。不思議と今では趣味の様になってます(笑))。

## ②今まで喜ばれた事

患者様から何気なく薬の質問や、当局以外でのことなどの相談にのらせて頂いた時や介護施設スタッフ様、医療機関スタッフ様とご利用者様のケースの対応についての相談やご要望に対してしっかり連携でき感謝やお喜びのお声を頂いた時が何より嬉しいです。

最近では、情勢の流れからクレジットカードやQR決済の対応可能な点についてもご好評を頂いています。

## ③薬局の理念

地域に根差した薬局が目標

具体的には門前クリニックの薬を出すだけでなく地域の患者様、介護施設様・医療機関様の状況に応じて必要なお役に立てる薬局を目指したいと考えております。

## ④これからの夢

- (1) 薬局と親和性のある地域貢献できるような事業をもう一つ立ち上げたい
- (2) もう1店舗位薬局を立ち上げたい
- (3) 薬局を開局希望の後輩薬剤師をサポートしてあげたい
- (4) 地域包括支援センターや介護事業所と連携を取り地域貢献していきたい

## ⑤個人的な趣味

筋トレ、YouTube、会社経営や経済の勉強

## ⑥薬局のセールスポイント

LINEによる処方箋受付・お薬相談ができる  
夜間や休日でも時間外処方箋ポストを設置し対応している

ラゲブリオ パキロビット 抗原検査等、積極的に現在の情勢に少しでも添える様に対応を心掛けております。



## 書籍等の紹介

### 「腎機能別薬剤投与量 POCKETBOOK 第4版」

編 著：日本腎臓病薬物療法学会 腎機能別薬剤投与  
方法一覧作成委員会／編  
発 行：株式会社 じほう  
判 型：B6変型判、596頁  
価 格：定 価 4,180円  
          会員価格 3,740円  
送 料：1部 550円



※価格はすべて税込みです。

### 斡旋書籍について「お知らせ・お願い」

日薬斡旋図書の新刊書籍につきましては、県薬会誌でお知らせしておりますが、日薬雑誌の「日薬刊行物等のご案内」ページにつきましても、随時、会員価格にて斡旋しておりますのでご参照ください。

また、書籍は受注後の発注となりますので、キャンセルされますと不用在庫になって困ります。ご注文の場合は、書籍名（出版社名）・冊数等ご注意くださいようお願い申し上げます。

申込先：広島県薬剤師会事務局 TEL (082) 262-8931 FAX (082) 567-6066  
担当：吉田 E-mail: yoshida@hiroyaku.or.jp

## 告 知 板

### 県薬事務局の年末・年始の休業のお知らせ

12月28日（水）…………… 仕事納め  
12月29日（木）～1月3日（火）…………… 休 業  
1月4日（水）…………… 仕事始め



## 薬剤師国家試験 正答・解説



18頁 問15

解 説

リケッチアは、好気性のグラム陰性桿菌であり、ダニ、シラミ、ノミなどの節足動物を媒介者としてヒトなどに感染する人畜共通感染症病原体である。また、偏性細胞寄生性で、生細胞内でのみ発育でき、2分裂で増殖する。ツツガムシ病は、リケッチア科の *Orientia tsutsugamushi* が病原体であり、これを保有するツツガムシ（ダニの一種）にヒトが刺されると感染・発症する。臨床症状としては、頭痛、発熱、発疹などがあり、皮膚にツツガムシによる刺し口がみられる。ミノサイクリンなどのテトラサイクリン系の抗生物質が有効である。

Ans. 4

23頁 問29

解 説

ミルタザピンは、ノルアドレナリン作動性神経のシナプス前終末に存在するアドレナリン  $\alpha_2$  受容体（自己受容体）を遮断して、ノルアドレナリンの放出を増加させる。さらに、セロトニン作動性神経のシナプス前終末に存在する  $\alpha_2$  受容体（ヘテロ受容体）も遮断して、セロトニンの放出も促進する。また、セロトニン 5-HT<sub>2</sub> 受容体と 5-HT<sub>3</sub> 受容体を遮断する作用ももつが、この作用はセロトニンおよびノルアドレナリンを増加させる作用とは無関係である。

Ans. 1

102頁 問35

解 説

尿管および集合管細胞内に存在するアルドステロン受容体の刺激は、Na<sup>+</sup>再吸収と K<sup>+</sup>排泄を増加させ、水の再吸収を促進する。よって、アルドステロンが抗利尿作用を示す。スピロノラクトンはアルドステロン受容体を遮断して、利尿作用を示す。

集合管においてバソプレシン V<sub>2</sub> 受容体を遮断すると、バソプレシンによる水再吸収が阻害され、選択的に水の排泄が促進される。心房性ナトリウム利尿ペプチド (ANP) 受容体が刺激されると、膜結合型グアニル酸シクラーゼが活性化して細胞内サイクリック GMP が増大し、利尿作用が現れる。近位尿管の細胞内に存在する炭酸脱水酵素が阻害されると、H<sup>+</sup>の産生が抑制され、Na<sup>+</sup>/H<sup>+</sup>交換を利用した Na<sup>+</sup>の再吸収は阻害され、これに伴う水の再吸収も阻害される。ヘンレ係蹄上行脚で Na<sup>+</sup>-K<sup>+</sup>-2Cl<sup>-</sup> 共輸送系を阻害すると、Na<sup>+</sup>および Cl<sup>-</sup>の能動的再吸収が抑制され、腎実質の高浸透圧勾配が低下する。その結果、水の再吸収が抑制されて利尿作用が現れる。

Ans. 3



(公益社団法人)広島県薬剤師会会員の皆様へ

中途加入用

# 所得補償制度(団体総合生活保険)のご案内

手続きカンタン。  
あなたの暮らしを補償します。

※この保険は病気やケガで働けなくなった場合に給与の一部を補償する保険です。  
生活費の実費を補償するものではありません。

## 1口当りの月払保険料

保険期間: 2022年8月1日午後4時から2023年8月1日午後4時まで  
中途加入の場合: 申込手続きの日の翌月1日より補償開始

■基本級別1級

(型:本人型, 保険期間1年, てん補期間1年)

※5口までご加入いただけます。

補償月額		10万円	
タイプ		Aタイプ 免責期間4日 入院のみ免責0日特約	Bタイプ 免責期間4日
月 払 保 険 料	15歳～19歳	790円	630円
	20歳～24歳	1,160円	920円
	25歳～29歳	1,280円	1,030円
	30歳～34歳	1,480円	1,270円
	35歳～39歳	1,790円	1,570円
	40歳～44歳	2,160円	1,940円
	45歳～49歳	2,560円	2,290円
	50歳～54歳	2,990円	2,640円
	55歳～59歳	3,210円	2,820円
	60歳～64歳	3,380円	2,940円

※Aタイプ・Bタイプとも天災危険補償特約がセットされています。

※年齢は被保険者(保険の対象となる方)の保険期間開始時(令和元年8月1日)の満年齢をいいます。

## おすすめ!

### 入院による就業不能には1日目から保険金をお支払い(Aタイプのみ)

免責期間(保険金をお支払いしない期間)を定めたタイプに加えて、入院による就業不能となった場合に1日目から保険金をお支払いする「入院による就業不能時追加補償特約」(特約免責期間0日)をセットしたタイプもお選びいただけます。

保険期間開始前に既にかかっている病気・ケガにより就業不能になった場合には、本契約の支払い対象とはなりません。(ただし、新規ご加入時の保険期間(保険のご契約期間)開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。)

入院とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(公益社団法人)広島県薬剤師会会員のみなさまに補償をご用意。  
会員やご家族のみなさまの福利厚生に、ご加入をご検討ください。

このチラシは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読み下さい。ご不明な点がある場合には、パンフレット記載のお問合せ先までお問合せ下さい。

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

## 制度の特徴

1

### 24時間ガード！

業務中はもちろん業務外、国内および海外で、病気やケガにより就業不能となった場合で、その期間が免責期間\*1を超えた場合に補償します。\*2

- \*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。
- \*2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。



2

### 天災危険補償特約セット！

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガによる就業不能も補償します。



3

### ご加入の際、医師の診査は不要です！

加入依頼書等にあなたの健康状態を正しくご記入いただければOKです。  
※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りしたり、弊社の提示するお引受け条件によってご加入いただくことがあります。



4

### 充実したサービスにより安心をお届けします！（自動セット）

「メディカルアシスト」「デイリーサポート」サービスの詳細はパンフレットに記載の「サービスのご案内」をご参照ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

### ・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



### ・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



## ご加入手続きについて

代理店 広医(株)までご連絡ください。追って加入依頼書をお送りします。

(TEL:082-568-6330 FAX:082-262-1688)

- 健康状態等の告知だけの簡単な手続きです。(医師による診査は不要)
- 1か月の補償額とタイプ(※1)をお決めください。

(原則50万円(5口)補償まで。「入院のみ免責0日タイプ」(Aタイプ)もお選びいただけます。)

※1 所得補償保険金額が事故直前12か月間の平均月間所得額よりも高いときは平均月間所得額を限度に保険金をお支払いいたしますのでご注意ください。(他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。)

- 薬剤師会会員ご本人様のほか、会員のご家族(※2)も加入することができます。ただし、年齢(保険期間開始時の満年齢)が満15歳以上の方に限ります。

(個別に加入依頼書をご記入願います)

※2 ご家族とは、会員の方の配偶者、子供、両親、兄弟および会員の方と同居している親族をいいます。

- 保険料の払い込みは加入翌月より毎月27日にご指定口座からの自動引き落としとして便利です。

- 残高不足等により2ヶ月続けて口座振替不能が発生した場合等には、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込み頂くことがありますので、あらかじめご了承下さい。



心地よい季節になりましたので、つい先日も1泊2日でキャンプに行ってきました。秋～冬のキャンプは虫がいなくて、ストーブの匂いに包まれた空間は最高です！この冬もたくさんキャンプするぞ！

<Rabbit circle>

いろんなことが動き始めている今秋！久しぶりにリアルで学術大会に参加したり、健康イベントを開催したり！『以前と同じ』とはいかないですが、新しい型を模索しながら楽しみたいと思います。

<AKN56>

今年の夏は、トマト・胡瓜・茄子・ゴーヤを少し栽培し楽しみました。秋から冬にかけて、栗・柿・キウイ・檸檬・柚子など実ってくれと楽しいです。コアラ農園も、少しずつ変わってきています。

<ちゅういかんき>

新型コロナウイルス感染症の第7波も収束傾向。日薬学術大会現地参加のため、11年ぶりに宮城県を訪れた。仙台市内は地下鉄の新路線も開通し、確実に復興している様子。

<K-Z>

もういい加減衣替えしなくてはと思いながら、今日も衣装ケースから引っ張り出しているものぐさな私。「明日から本気だす」の明日が見えてこない。

<ハル>

先日、参議院議員会館に初めて訪問し、神谷まさゆき参議院議員に案内していただきました。神谷先生とは藤井選挙、本田選挙で同じ委員会で仕事をしてきました。その仲間を薬剤師の代表として国会議員に出来たことを実感致しました。今後は彼に何をさせるのか、現場の声をしっかり訴えていきたいと思えます。

<リオン>

朝と晩の気温差が大きくなり、秋が少しずつ深まる季節  
体調管理に気をつけながら、海に入るこの頃です。

<WAKE M>

『金木犀』  
とっても好きな香りですが、少しセンチメンタルな気持ちになります。自分だけでしょうか。

<ニソトミカ>

2022年9月1日発行のNo.301において誤植がございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

P.19「令和4年度第1回薬剤師認知症対応力向上研修」

報告I 著者名：【誤】川重 有緒

【正】川重 有緒

### 編集委員

青野 拓郎	吉田亜賀子	秋本 伸	井上 真
笠原 庸子	竹本 貴明	柚木 りさ	中野 真豪
宮地 理	安井 友子	池田 和彦	末繁夏帆奈
水島美代子			

### 表紙写真

### カギズラ〈釣藤鈎〉の花（アカネ科）

関東以西に自生するつる性の樹木で他の木にまわりついて生育します。カギの部分薬用とし降圧作用や末梢血管拡張の作用が認められ高血圧症や不眠、心気亢進症などに用います。漢方薬では抑肝散や七物降下湯、釣藤散に配剤されます。

写真解説：吉本 悟先生（安芸薬剤師会） 撮影場所：広島大学薬学部・薬用植物園





## オンライン資格確認導入に関する リーフレットの送付について

今般、社会保険診療報酬支払基金は、令和4年9月4日時点で「顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいたものの、まだシステム導入の準備が完了していない保険医療機関及び保険薬局」と、「顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない保険医療機関及び保険薬局」を対象に、早期導入・運用を開始していただくためのリーフレットを令和4年10月中旬に郵送することです。

薬局へのオンライン資格確認等システムの早期導入に向けご高配賜りますようお願い申し上げます。



## 医療機関等向けポータルサイトにアカウント未登録の方は 登録をお願いします

- 令和4年7月3日時点でアカウント未登録の方には、令和4年8月10日以降、厚生労働省・支払基金よりポータルサイトアカウント情報を郵送してまいります。郵送物をご確認いただき、まずはポータルサイトアカウント本登録をお願いします。なお、既に本登録をお済みの場合は、ご容赦ください。
- 郵送物を紛失された方はオンライン資格確認等コールセンター（下記に記載）までお問い合わせいただくか、医療機関向けポータルサイトから再発行申請のお手続きをお願いいたします。



(<https://shinsei.iryohokenjyoho-portal.site.jp/pc/enquete/reissue/>)

## 顔認証付きカードリーダー お申し込みいただくことで補助金上限が増額！ 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みください

- 令和5年4月からのオンライン資格確認システムの導入、原則義務化に間に合うように準備をお願いします。
- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。

計画的な導入のため是非早期の顔認証付きカードリーダーのお申し込みをお願いします。



改修期間は医療機関等に  
よって異なります。  
導入に必要な期間はシステム  
事業者とご相談ください

令和5年 3月31日まで

令和5年 4月1日から

令和5年 6月30日まで

## 顔認証付きカードリーダーは、5種類からお選びいただけます

※お使いのレセコンに対応した機種をご確認ください

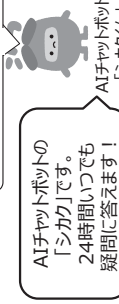


顔認証付きカードリーダーの機種・概要はこちらからアクセス



### ポータルサイトでできること

- オンライン資格確認利用申請
  - 補助金申請
  - 『準備作業の手引き』等ダウンロード
  - ※対応システムベンダの一覧も掲載しています
- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター  
contact@iryohokenjyoho-portal.site.jp



オンライン資格確認の原則義務化に向けた  
ライブ配信の動画も公開中！



0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00  
（いづれも祝日を除く） 土 8：00～16：00

医療機関ポータル

検索

顔認証付きカードリーダー  
未申し込みの医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

# オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

運用開始に向け、早期にカードリーダーのお申し込みを！  
上限増額中の補助金をお受け取りいただくために、  
是非お早めにカードリーダーをお申し込みください。

詳しくは中面をご覧ください。

# オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです

## ✓ オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の確認が可能に！

## ✓ さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」(※) を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し 予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

## 令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて 是非お早めに顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただけます

### オンライン資格確認の原則義務化について

#### 必ず、年度内にご対応いただくようお願いいたします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。**是非お早めにシステム事業者にご相談いただくとともに、顔認証付きカードリーダーをお申し込みください。**（顔認証付きカードリーダーの概要については、裏面をご確認ください）

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

#### 令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

### 顔認証付きカードリーダーの

#### お申し込みにより補助金の上限額が増額となります

令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方が対象です（下表[B]）。令和5年3月末までに、オンライン資格確認システムが導入完了となる必要があります。

補助上限額の区分 提供台数	病院			大型子エー 薬局	診療所/薬局 (大型子エー 薬局以外)
	1台導入の場合	2台導入の場合	3台導入の場合	1台無償提供	1台無償提供
顔認証付きカードリーダー 増額前の補助 上限額	105万円 事業額の210.1万円 を上限に、 その1/2を補助	100.1万円 事業額の200.2万円 を上限に、 その1/2を補助	3台導入の場合 95.1万円 事業額の190.3万円 を上限に、 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助	32.1万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その3/4を補助
システム 改修費用 等の補助 対象(※)	210.1万円 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	200.2万円 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	190.3万円 事業額の380.6万円 を上限に、 その1/2を補助	同上	事業額の 42.9万円 を上限に 実質補助

※ システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの顔取・資格確認等のソフトウェ・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税込を含む費用）

## 要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限が増額！ 是非お早めにシステム事業者へご相談ください

- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。  
原則義務化まで残り半年をすぎりました。是非早期にシステム事業者へのご連絡をお願いします。



「導入事例紹介特設サイト」では、オンライン資格確認の導入に係る各医療機関・薬局の実際の声を紹介中！  
**詳細は「導入事例紹介特設サイト」へ！**

- ✓ オンライン資格確認導入後のイメージ
- ✓ 業務の内容や流れの変化
- ✓ 導入して感じたメリット
- …等、実際に運用してみたトピックが盛りだくさん！



検索  
 オンライン資格確認 導入事例

手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 補助金申請
- ・ 『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダの一覧も掲載しています

お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

contact@inyohokenjyoho-portal.site.jp

0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00  
 (いづれも曜日を除く) 土 8:00～16:00



オンライン資格確認の原則義務化に向けたライブ配信の動画も公開中！



AIチャットボット「シカクくん」

医療機関ポータル

検索

顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

# オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限額増額中！  
 運用開始に向け、是非お早めにシステム事業者へご相談ください

詳しくは中面をご覧ください。

# オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです

## オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の閲覧が可能に！

## さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」(※) を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

# 令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて システムベンダーへお早めにご相談し、是非早期運用開始いただきますようお願いいたします

## オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いいたします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。**まずは、システム事業者へご相談いただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。**

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

## 令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

## 令和4年6月6日以前のお申し込みの方も 令和5年1月末までに運用開始いただく 補助金の上限額が増額となります

- 令和3年4月1日～令和4年6月6日の間に顔認証付きききカードリーダーをお申し込みいただいた方は、補助内容が[A]となりますが、**令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始**した方は、[A]の従来の補助額上限に加え、[B]の補助額上限引き上げ後の補助額との差額を補助します。（補助金交付済の施設を除く）
- 令和4年6月7日以降から顔認証付きききカードリーダーをお申し込みいただき、システム事業者と契約を結んだ方は、補助内容が[B]となり、従来より補助金上限額が増額となります。令和5年3月末までにオンライン資格確認の導入完了となる必要があります。

顔認証付き カードリーダー の導入期間	病院			大型チェーン 薬局	診療所/薬局 (大別チェーン 薬局以外)
	1台導入の場合	2台導入の場合	3台導入の場合	1台無償提供	1台無償提供
[A] 令和3年4月～ 令和4年6月6日	1台導入の場合 105万円 事業額の210.1万円 を上限に、 その1/2を補助	2台導入の場合 100.1万円 事業額の200.2万円 を上限に、 その1/2を補助	3台導入の場合 95.1万円 事業額の190.3万円 を上限に、 その1/2を補助	1台無償提供	1台無償提供
[B] 令和4年6月7日～	210.1万円(※2) 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	200.2万円(※2) 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	190.3万円(※2) 事業額の380.6万円 を上限に、 その1/2を補助	21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助	32.1万円 事業額の64.2万円 を上限に、 その3/4を補助
(※1)				向上	事業額の 42.9万円(※2) を上限に 実質補助

※1 システム改修費用等の補助対象：(1)マイナナンバーカード取得・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトセンター、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税込10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税を含む費用額

※2 令和3年3月末までに顔認証付きききカードリーダーをお申し込みいただいた医療機関・薬局については、[B]の補助金上限額（ただし、大型チェーン薬局の上限額は42.9万円）まで実質補助

## 本田あきこ オレンジ日記



### 直面する重点課題を映し出す予算概算要求

参議院議員・薬剤師  
本田 顕子

8月31日、この日は各府省が来年度予算の概算要求書を提出する締め切り日でした。例年、年明けの通常国会で審議される予算案の基となる資料が各府省から財務省に提出され、今後12月末まで予算編成に向けた折衝が行われます。

厚生労働省の一般会計予算は対今年度6,340億円増の約33.2兆円となり、岸田内閣が目指す「新しい資本主義」を実現し、その先にある、豊かさを実感できる社会の構築につなげていくために、保健、医療、介護、そして人への投資に重点を置いた予算となっています。

今後の感染症危機に備えるための司令塔機能の強化や、保健・医療提供体制を整えるべく感染症法などの改正とも連動する事項として、国立感染症研究所や保健所・地衛研の体制と機能を強化するほか、新型コロナやインフルエンザの治療薬の確保、医療機関への支援などが計上されました。

医薬分野では、革新的な医薬品等の審査迅速化や薬物乱用防止対策などが増額されているほか、引き続き、薬剤師の研修、薬剤師が不足している地域への支援、電子版お薬手帳の普及などを確実に実行するための予算が含まれています。そして、電子処方箋の運用経費や働き方改革の一環で子育て世代の薬剤師の病院復帰のための支援、さらには新規に、薬局におけるICTの進展への対応や対人業務強化のためのガイドライン作成、処方箋なしで緊急避妊薬を販売する場合を念頭に置いた調査検討が入りました。

また、文部科学省関連では、学校の感染症対策支援、大学付属病院の再生、ドーピング防止活動支援などが確認できます。

国民の皆様一人ひとりの豊かさ実現につながるよう努めてまいります。



# 本田あきこ オレンジ日記

## 学術大会からの「伝える」

参議院議員・薬剤師  
本田 顕子

各地で学術大会が開催される季節になりました。久方ぶりに対面でお会いできる喜びが各地で広がっていることを感じます。

九州山口薬学大会にて「ジェンダー平等、共に認めあう社会へ」をテーマに講演のご依頼を受けました。女性活躍を進めるには、日常の「当たり前」を見直すことが大切であることを伝えさせていただく良い機会となりました。先進国で最低レベルのジェンダーギャップ指数（\*）をどうすれば1に近づけていけるか？固定的性別役割分担意識を変えていくことやアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に気づくこと、家庭等での男性の協力が必要であることについて、参加の先生方と意見を共有させていただきました。

女性活躍には男性の育児、家事への参加がとても大切で、男性の育児や家事の時間が長くなるほど、女性の継続就業率や第2子以降の出生割合が増えるというデータもでています。「産後パパ育休」が10月から始まりました。私は令和3年4月8日の参議院厚生労働委員会で育児・介護休業法改正法案の質疑に立たせていただきました。男女が認め合いながら活躍できる社会に繋がることを願っております。

私自身、伝える大切さを感じる毎日です。ご依頼いただければ、今後も対面、Web等工夫しながら「伝える」を続けてまいります。

（\*）ジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）

各国における男女格差を測る指数のことで、世界経済フォーラム（WEF）が「経済」「教育」「健康」「政治」の4つの分野のデータから作成。0が完全不平等、1が完全平等を示す。

[https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208\\_07.html](https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208_07.html)

【お問い合わせ先】

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館1001号室 参議院議員本田顕子事務所  
〈TEL〉03-6550-1001 〈FAX〉03-6551-1001 〈E-mail〉akiko\_honda02@sangiin.go.jp



令和4年9月19日 第81回九州山口薬学大会  
女性薬剤師分科会での講演



第204回国会  
参議院厚生労働委員会（令和3年4月8日）での質疑



## 豊橋市の初代市長は薬剤師

参議院議員・薬剤師  
神谷 政幸

今日は私の地元豊橋市の紹介をさせていただきます。豊橋市は愛知県の南東部に位置し、東三河地方の中心地としての機能を有しています。江戸時代は城下町であり、また宿場町でもありました。

名物は、豊橋市のソウルフードともいわれる「にかけうどん」です。温かいうどんに、かまぼこ、揚げ、花かつお、ゆでた青菜が乗っている簡単なうどん、普通の醤油をかけ汁とする「赤つゆ」と、白醤油を使う「白つゆ」の2種類があります。また、豊橋のうどん屋はすべて自家製麺だとのこと。

さて、本題に入ります。明治39年（1906年）に初代の豊橋市長になったのが「大口喜六」氏でした。明治24年（1891年）東京薬学校を経て、東京帝国大学薬学科専科を卒業し、その後豊橋町議等を歴任し、初代の豊橋市長となっています。明治45年（1912年）に衆議院議員となり昭和17年（1942年）の選挙まで連続10回当選しています。大口喜六氏の名前は薬事日報社発行の「医薬分業の歴史」にたびたび登場しますが、西川隆氏の著書「くすりの社会誌：人物と時事で読む33話」では、項を立てて、「業権を求めて戦った薬剤師代議士 大口喜六の涙と汗―大正昭和期の難問解決に心を砕いた稀代の政治家」との題目で彼の戦いの内容が詳しく記載されています。

最大の戦いは、大正13年（1924年）頃から議論された「薬律」を改正し、身分法たる「薬剤師法」と普通薬の混合販売を認める業務法たる「薬品法」に分離し国会で法制化するというものだったそうです。薬剤師法は成立したが（昭和18年に再び薬事法に統合され、昭和35年に分離され現在の薬剤師法となる。）薬品法は成立しませんでした。

このように薬剤師のために戦った政治家が地元にいることを誇りに思い、同じく政治家となった私も頑張らなくてはいけないと強く感じているところです。



## アルツハイマー病の治療

参議院議員・薬剤師  
神谷 政幸

9月28日、エーザイ（株）からアルツハイマー病の新たな治療薬の臨床試験結果が発表されました。抗アミロイドβ（Aβ）プロトフィブリル抗体「レカネマブ」というもので、主要評価項目（記憶、見当識、判断力と問題解決、地域社会の活動、家庭及び趣味、身の回りの世話）並びに全ての重要な副次評価項目においてプラセボと比較して統計学的に高度に有意な結果が示されたということです。エーザイ（株）は、この試験結果をもとに2022年度中に米国におけるフル承認申請、日本、欧州における販売承認申請を目指すとしています。このことは、Aβ仮説を証明することにもなり、今後の製薬業界の開発活性化のみならず、早期アルツハイマー病当事者とご家族にとって治療の充実等新たな展開につながるものと期待しています。

思い起こせば、薬学部を卒業しエーザイ（株）に入社してMRとして働いていた当時は、アリセプトが開業医にも浸透していった時期でもあり、地域住民の認知症への不安解消の一助となり、家族の希望に繋がっているという話を聞いたことがありました。

患者は医師の前では問題がないようにふるまうことが多く、薬剤師が服薬指導時等で異変に気づき、家族と話し合っ  
て発見につながることもあります。私も薬局において、ご家族と話し合い開業医へ紹介し治療開始につながった経験  
があります。薬局薬剤師が地域の身近な相談相手として果たしていく役割も大きいと思います。

新薬の誕生は、その疾患で悩む当事者と家族の希望となり、その医薬品が安心安全に使用されることが一層求めら  
れると思います。レカネマブの試験結果を見ながら、私たち薬剤師が受診勧奨も含めた健康サポート面でも機能をよ  
り発揮できる環境整備に取り組んでいきたいと、改めて強く思ったところです。



とめちゃん  
最終号

# 犯罪情報官 速報

4コマは1コマ  
5コマは1コマ



県警HP

## 詐欺対策は3本の矢

### とめちゃんの防犯教室



1



2



3



4

日ごろから対策しておこう!

■ 1本目「最新情報を知ろう」

まず一番大切なのは、今どんな手口の特殊詐欺が起きているかを知ることです。  
広島県警察安全安心アプリ「オトモボリス」では最新の情報を知ることができますよ!

■ 2本目「固定電話対策をしよう」

詐欺電話の多くは、自宅の固定電話をねらって非通知番号でかかってきます。  
相手に警告する機能など付いた「防犯機能付き電話」は詐欺対策に効果大!

■ 3本目「ATM 1日の利用限度額引き下げ」

万が一、犯人にキャッシュカードをだまし取られたり、還付金詐欺の被害に遭ったとしても、  
利用限度額を引き下げておけば、被害が大きくなることを防ぎます。



App Store ·  
Google Play  
からダウンロード!

オトモボリス 検索

とめちゃん4コマは終わっても、詐欺対策は終わらない!

とめちゃんの特選詐欺4コマは今回で15話目となりましたが、作者が人事異動のため、今回で最終回となりました……がしかし!!詐欺対策に終わりはありません!

誰もが被害に遭う可能性があるため、「自分のこと」としてこれからも対策を続けていただけると、とめちゃんも嬉しく思います! 皆さま、これまで応援していただきありがとうございました。

# 第11回 公益財団法人広島がんセミナー 先端的がん薬物療法研究会



## 「臓器横断的がんゲノム医療の 現状と今後の展望」

日時：2023年1月8日(日)10:00-15:30

場所：グランドプリンスホテル広島 / Web開催 (Zoom ウェビナー)

### プログラム

10:00-10:05

#### 開会の辞

田原榮一(公益財団法人広島がんセミナー理事長)

10:05-10:55(共催セミナー:バイエル薬品株式会社)

#### 1.NTRKを含めた希少がんへの治療展望

座長 杉山一彦(広島大学病院がん化学療法科教授)

演者 武田真幸(奈良県立医科大学がんゲノム・腫瘍内科学講座教授)

10:55-11:45(共催セミナー:MSD株式会社)

#### 2.免疫チェックポイント阻害剤バイオマーカー としてのTMBの意義と臨床応用

座長 市川 度(昭和大学藤が丘病院腫瘍内科・緩和医療科教授)

演者 西原広史(慶應義塾大学医学部腫瘍センター ゲノム医療ユニット教授)

12:10-13:10ランチョンセミナー(共催セミナー:日本イーライリリー株式会社)

座長 北口聡一(広島市立北部医療センター安佐市民病院腫瘍内科/  
呼吸器内科腫瘍内科主任部長/呼吸器内科部長)

#### 3.1)肺がん薬物療法における増える選択肢 ～RET融合遺伝子陽性に対するレトヴィモ～

演者 倉田宝保(関西医科大学呼吸器腫瘍内科学講座主任教授)

#### 2)RET遺伝子異常陽性の甲状腺がんに対するSelpercatinib

演者 田原 信(国立がん研究センター東病院頭頸部内科頭頸部内科長)

13:25-14:15

#### 4.肝がんに対する薬物療法の新展開 ～臓器横断的ゲノム治療を含めて

座長 茶山一彰(広島大学大学院医系科研究科(医)教授)

演者 相方 浩(広島大学病院消化器・代謝内科・准教授)

14:15-15:15

#### 基調講演

#### 5.臓器横断的な分子標的薬の今後の展望

座長 倉田宝保(関西医科大学呼吸器腫瘍内科学講座主任教授)

演者 山本 昇(国立がん研究センター中央病院副院長・先端医療科長)

## ハイブリッド方式

( 現地開催および  
Web開催の併用 )

申込方法 ホームページ登録フォーム  
より事前登録 **先着順**  
(定員 会場受講100名、Web受講300名)

参加費 事前登録費(振込):会場受講5,000円  
Web受講3,000円  
当日登録費(当日):会場受講7,000円

締切日 **2022年12月16日(金)**  
※事前登録・振込ともこの日まで

### 申込・問合せ先

公益財団法人広島がんセミナー  
「第11回先端的がん薬物療法研究会」事務局  
〒730-0052広島市中区千田町3-8-6  
広島市医師会臨床検査センター内  
Tel:082-247-1716 Fax:082-247-0864  
E-mail:kenkyukai@h-gan.com

<http://h-gan.com/wordpress>

先端的がん薬物療法研究会

検索



[主催] 公益財団法人広島がんセミナー

[共催] 公益社団法人広島県薬剤師会、  
一般社団法人広島県病院薬剤師会、  
バイエル薬品株式会社、MSD株式会社、  
日本イーライリリー株式会社

[後援] 広島県、広島市、一般社団法人広島県医師会、  
一般社団法人広島市医師会、公益社団法人広島県看護協会、  
広島県訪問看護ステーション協議会、中国新聞社

[講習会認定単位] (単位申請予定/変更あり)

- ① 日本医師会生涯教育講座認定 (3.5単位)
- ② 日病薬病院薬学認定薬剤師制度V-2 [疾病・薬物療法] (3単位)
- ③ 日本薬剤師研修センター (3単位)
- ④ 日病薬・広島県病院薬剤師会生涯研修認定制度 (2.25単位)
- ⑤ 日本病院薬剤師会・がん薬物療法認定薬剤師講習会受講証 (2.25単位)
- ⑥ 日本臨床腫瘍薬学会外来がん治療認定薬剤師認定 (2単位)
- ⑦ 日本緩和医療薬学会・緩和薬物療法認定薬剤師 (2単位)
- ⑧ 日本看護協会認定看護師更新時ポイント申請可能

広島県薬剤師会誌 No.302 2022 Vol.47 No.6 (令和4年11月1日発行)

定価300円

発行：〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目2番1号  
電話(082)262-8931代 FAX(082)567-6066  
ホームページ <https://www.hiroyaku.or.jp>

印刷：レタープレス株式会社

●本誌に対するご意見・ご感想はyakujimu@hiroyaku.or.jp宛にお送りください。E-mail QR



この印刷物は、環境に配慮した  
植物油インクを使用しています。